

施政の要訣となし、常に教學の振興を圖つた。家康は夙に兵馬倥傯の間にも學問に親しみ、藤原惺窩及びその門人林羅山(道春)を用ひ、更に古書の蒐集謄寫を圖り、慶長七年(二二六二)には江戸城内富士見亭に文庫を創設して蒐集の圖書を收めた。これ即ち後の紅葉山文庫である。また家康は後陽成天皇の叡慮を奉戴して木活字十萬餘を作り、伏見駿府に於いて貞觀政要、東鑑、吾妻鏡、群書治要等の典籍を刊行して文運の興隆に貢獻するところが尠くなかつた。幕府が慶長二十年(二二七五)は制定した武家諸法度の第一條には、文武弓馬之道專可相嗜事、といひ、更に、左文武古之法也、不可不兼備矣、弓馬者是武家之要樞也、號兵爲凶器、不得已而用之、治不忘亂、何不勵修練乎、との註記があるが、その後の武家諸法度に於いても常に文武の道を修むべきことを掲げてゐる。即ち幕府は左文武を大本として學問の獎勵に努めた。諸藩も夫々幕府の文教振興策に則つて、藩校を興し、碩學を聘し、教學を藩治の根柢に探つて教化の普及を圖つた。こゝに於いて獨り京都、江戸のみならず、全国各地に文運が鬱然として興隆するに至つたのである。

二 神道思想と佛教

神道の興起 中世に興隆した伊勢神道、吉田神道等は我が國が萬國の根原であるとの教義を唱道したが、なほ佛教的色彩を脱却し得なかつた。而して江戸時代に入つては、吉田家が全國の神職の大半を支配し、兼俱の後裔である兼右及び梵舜の活動と相俟つて、吉田神道は最も廣く流布するに至つた。然るにこの時代の佛教は宗學の研究には見るべきものがあつたにも拘らず、教義の上には著しき發展を示さず、儒者は多く佛教の排斥に傾いて神儒合一を説くに至り、こゝに所謂儒家神道の展開を見ることとなつた。林羅山はその先驅者であつて、本朝神社考を著はし、我が國は神國にして神道は王道、王道は儒道に外ならず、三者理を一になすといひ、極力佛教を排斥した。かくて神儒一致の傾向は漸く濃厚となり、神道は佛教思想を斥けて儒教思想を採り、中江藤樹、熊澤伯繼等も夫々かゝる傾向を示したが、寛文の頃吉川惟足及び度會延佳によつて儒家神道が確立するに至つた。惟足は初め吉田神道を學んだが、別に朱子學の思想を加味した一派を起し、神人の一體たるべき所以を説いて紀伊藩

主徳川頼宣・會津藩主保科正之・加賀藩主前田綱紀等の信任を得、その推舉によつて幕府の神道方を勤め、子孫代々これを繼承した。延佳は外宮の祠官であつて伊勢神道より佛教的色彩を除き、易理によつて神道を説き、廣く人倫の道に及んだ。垂加神道 惟足延佳の教を受けてこれを大成し、新たに垂加神道を唱道したものは山崎闇齋である。垂加の二字は神道五部書にある神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本、の語に基づき、その教義は主として神道五部書の説と朱子學の説とを結合したものであつて、日本書紀神代卷の解釋に独自の見解を示した。即ち神代卷は天人唯一の理を宣べたものにして、天照大神の道に則つて始めてこの道は明らかとなり、日神の道が即ち神道なりといひ、絶對尊皇の理を唱道して君臣の義理を闡明した。神儒一致の思想であるとはいへ、儒主神從より神主儒從に進み、神道を大本となし、儒教をこれが羽翼たらしめんと試みたものであつて、國體を尊び大義名分を明らかにした點に垂加神道の生命がある。而して闇齋の眞摯なる態度と烈々たる氣魄とによつて、その門から玉木葦齋・谷秦山等幾多の高弟が輩出し、世に大なる影響を與へた。

復古神道 その後神道は諸流並び起つて益々盛んとなつたが、國學の勃興に伴ひ、

佛教儒教との混淆を排する復古神道が唱道せられるに至つた。その説を組織的にしたのは本居宣長である。宣長は神道とは高皇產靈神の神靈によつて伊弉諾命・伊弉冉命二神の始め給ひ、天照大神の承け給へる神ながらの一筋の誠の道であつて、皇位と共に我が國にのみ正しく傳はるところであるといつた。

平田篤胤は宣長の説を更に宗教的哲學的に進めて復古神道を大成した。即ち宇宙發展の原因を神靈の作用に求め、人も亦神靈によつて生まれるものであり、天性をその儘に實行して行くところに古道即ち古神道があると説き、かゝる古道は神國にして萬國に優れたる我が國に於いてのみ發達したと唱へた。かくの如く復古神道は國體の自覺より起つてゐる點に於いて垂加神道と略同様であるが、教義の展開については頗るこれと異なり、神道の眞面目を發揮するに努めて思想界に大なる影響を與へた。

神道思想の普及 既に室町時代より神道思想は一般に普及して國民の教化に貢獻するところが尠くなかつたが、江戸時代に入つて、一層盛んとなるに伴ひ、或は通俗的神道書を著し、或は市井に講筵を開いて童蒙婦女のために神道の平易なる解

説を試み、民心の啓發に寄與するものが多くなつた。また純粹の神道とはいひ難いが、名山靈嶽の崇拜に基づき、艱苦を凌いでこれに登り、靈驗證得を得んとする修験道も前代以來益々盛んとなつた。東國に於ける富士講御嶽行者、近畿に於ける大峯詣の如きは、かゝる風習が集團的に行はれたものである。更に神秘的靈感によつて啓示を受け、獨自の一派を開いたものも多く、幕末に及んでは黒住宗忠、中山みき、金光大陣等が出て、概ね治病の效驗を以て庶民の信仰を蒐めた。その教義は神道に佛教、陰陽道等を交へて雜駁の難を免れなかつたが、次第に教團としての組織を具へて、明治時代以後に於ける教派神道の起原をなした。

佛教 佛教は前代に於いて政治的統制に服して勢力の安定を得たが、この時代に入るやかゝる趨勢は一層著しくなつた。かくて天台宗に於いては新たに日光の輪王寺、江戸の寛永寺が創められ、淨土宗の増上寺と共に幕府の尊信を受け、眞宗に於いてはこの時代の初め東西兩本願寺が分立して夫々教勢の伸張を競ひ、更に禪宗には明僧隱元が新たに臨濟宗の分派たる黃檗宗を傳へて萬治二年(二三一)九山城の宇治に萬福寺を創めた。また綱吉は佛教を信奉して篤き保護を加へ、その援助によ

つて東大寺大佛殿が復興せられたのを始め、この頃幕府及び諸藩の寄進によつて修理造營せられた寺院は尠くない。殊に元祿以後、佛教界にも復古の機運が漲り、各宗に於いて檀林學寮等の設備が大いに整ひ、入門せる僧侶の數も夥しかつた。かくて宗學の研鑽は頓に進み、時に宗義に對する異義と宗派間の宗論とを惹起したが、高德碩學の輩出をも見るに至つた。臨濟宗の澤庵、白隱、眞言宗の飲光、慈雲、淨土宗の吞龍、祐天等はその著名なるものである。

幕府は前代以來の各宗派内に於ける本末關係を一層明確に立て、寺院の格式を定めて、各宗本寺の權力を大にし、各宗派間、各寺院間の勢力範圍を明確に分つた。また基督教禁遏のために、檀家制度を確立して國民をして佛教の何れかの宗旨に屬して寺院の檀徒とならしめ、僧侶をして檀徒の證明をなさしめた。而して初めは寺請として所屬寺院による宗旨の證明を要するのみであつたが、寛文頃より一般に宗旨人別改あらためを始めた。即ち毎年町村毎に宗門改帳を作製して、戸別に人名、年齢等を記入し、各戸主の捺印及びその檀徒として屬する寺院の證明を加へることとした。かくて國民の改宗は殆ど不可能となり、寺院は幕府の保護によつて經濟上の不安がなくなつ

た。こゝに於いて國民生活と佛教との關係は在來より一層緊密となり、國民が祖先の菩提を弔ひ、崇祖の念を養ふことは愈々強められた。しかし半面には僧侶は安逸に狎れて、佛教界の社會的活動の沈滞を免れ得なかつた。また神職の間には神佛混淆の狀態にあることを潔しとしない機運が昂まり、寺院の宗門改より免れんとする試みも生じ、殊に幕末には水戸薩摩津和野等の諸藩に於いて早くも廢佛毀釋の實行を見るに至つた。

三 儒學の興隆と武士道

朱子學派 江戸時代の儒學興隆の先驅をなしたものは朱子學である。既に室町末期以來、朱子學は盛んとなつてゐたが、當時はなほ主として僧侶によつて研究せられてゐた。然るに前代の末に藤原惺窩が出て、儒學を僧侶の手より獨立せしめ、次いで林羅山が惺窩の後を承けて朱子學の地歩を確立した。羅山は朱子の理氣二元の說のみに満足せずして王陽明の理氣合一の說をも採り入れ、博覽を以て聞え、その著述も多く、大いに家康に重用せられた。これよりその子孫は永く幕府の儒者とし

て學政を司どり、朱子學は幕府の文教の中心となつた。しかし惺窩の學風は門弟松永尺五によつて最もよく傳へられ、その學統は松門學と稱せられて穩健篤實なる人材を輩出した。尺五の門下木下順庵は學徳高く詩文に長じ、殊に後進の訓育に優れ、門下より新井白石、室鳩巢、雨森芳洲等幾多の俊才が出て、各、その長所を發揮した。朱子學の一派に海南學或は南學と稱せられるものがある。その起原は天文の頃、南村梅軒によつて朱子學が土佐に傳へられたことにあり、やがてこの時代の初め谷時中によつて大成するに至つた。時中は特に氣節を尚び、師道の嚴正を以て知られ、徒らに純理に拘泥せず、己を修め人を治める實踐を重んじた。その門には野中兼山、山崎闇齋等の俊秀が出たが、兼山は擧用せられて土佐藩の藩政に參畫し、積弊を革め、土木を興し公益を廣めて、その學識を施政の上に現はした。

山崎闇齋は初め叡山に學び、次いで妙心寺に入り、土佐に移つて時中に學んだが、後還俗して朱子學の研鑽に専念し、京都に歸つて正保三年(二三〇六)自ら講舎を開いた。闇齋は儒學より出でて皇道の闡明に志し、神道を究めて垂加神道を創め、國體の本義に目覺め、大義名分を明らかにし、湯武の放伐を斥けて絶對の忠義を實踐すべきこと

を強調した。その門人に對して、假に支那の聖賢が我が國に攻め來るとしても、これを擊攘することが大義であり、また禮義徳化を以て我を從屬せしめんとしても、これに服せざるが我が國の道であると力説したことは、儒を學んで儒に溺れざる闇齋の氣概を現はしてゐる。その門に入つて學ぶもの頗る多く、これを世に崎門學派といひ、淺見綱齋、佐藤直方、三宅尙齋等を出し、何れも師説を繼承して益、その發揮に努めた。綱齋は闇齋の思想を最もよく紹述し、輦轂の下にあつて終世關東の地を踏まず、貧困に甘んじて大名に仕へず、帶刀の鐔に赤心報國の四字を刻し、一朝事あらば回天の義兵を擧げんことを心に期し、また常に楠木正成の忠烈を鑽仰してゐた。元祿元年(二三四八)には靖獻遺言を著し、諸葛孔明、顏真卿、文天祥等支那に於ける八人の殉國者の事蹟に託して忠孝節義の觀念を鼓吹し、後年幕末の志士をして感奮興起せしめることが大であつた。而して綱齋の門よりは、三宅觀瀾が現はれ、闇齋の他の門流より出た栗山潛鋒と共に水戸藩に聘せられて大日本史の編纂に従事し、水戸學の隆盛に大いに寄與した。

陽明學派 朱子學に稍、後れて王陽明の流を受けるものが現はれたが、その先驅者

は近江の中江藤樹である。藤樹は初め朱子學を學んだが、その學說に疑を懷き、正保頃陽明學を學んで致良知知行合一の說に深く會得するところがあり、その學說に基づいて門弟を教へ、また實踐躬行に範を垂れ、その學徳は遠近を感化して近江聖人の名を謳はれた。熊澤伯繼はその門に學び、岡山藩主池田光政に仕へて利用厚生之道を説き、大いに藩治の事蹟を擧げたが、後幕府の忌諱に觸れて致仕し、京都に出て學を講じた。また集義和書集義外書等を著はして所謂大道を我が國の神道、政治、經濟の實際に即して活用することを説いた。然るに貞享四年(二三四七)政務改革に關する意見書によつて再び幕府の忌諱に觸れ、下總の古河こがに屏居せしめられた。古學派古文辭學派 朱子學と共に終始文運の隆盛を保つたのは古學であつて、その基を固めたのは山鹿素行である。素行は初め羅山に學び、次いで兵學を修め、神道、古典、佛教等をも究めたが、朱子學、陽明學に疑問を懷いて、多年思索を深め、遂に寛文年間に至つて漢唐、宋明の諸學者は師とするに足らず、學は須らく直接周公、孔子の書によるべく、法は須らく我が國の典によるべしとなし、二者合一して天下の大道その中に貫通すと論じた。即ち朱子學、陽明學の如きは佛敎道敎の思想を混淆せる抽象的

な道德説に過ぎずとしてこれを斥け、支那古代の現実的な道德説を以て儒學の本旨に合致するものとなし、これがまた我が國の武士道にも一致するものであると主張した。かくて素行は先づ寛文五年(二三二五)支那の聖賢の教を録した聖教要録を著はしたが、翌年これを公刊するや、忽ち幕府の忌諱に觸れ、その書は禁絶せられ、その身は播磨の赤穂に流謫せられた。赤穂に謫居すること十年、その間素行の思想は更に進展して我が國が宇内に冠絶する國家であるとの信念に到達し、我が國は中朝であるとして寛文九年(二三二九)に中朝事實を著はした。即ち素行は我が國の漢籍渡來以前の事を以て純粹に日本的なるものと考へ、儒學の説くところは總べて夙に我が國に存することを指摘し、更に皇統の無窮なるを讚美し、國風文化の優秀なることを稱揚して我が國體の萬邦無比なる所以を明らかにした。

素行に稍、後れて伊藤仁齋が出て、同じく古學を唱へた。仁齋も初め朱子學を修めたが、やがて京都堀河に家塾古義堂を開いて古學を標榜し、所謂堀河學派を興して、仁義禮智の道德の實踐を旨とした。而して學を講ずること四十年、來り師事するものは殆ど全國に亘つたといはれてゐる。加ふるに子の東涯、孫の東所は相承けて父祖

の學を紹述し、恰も江戸に於いて荻生徂徠の唱道した古文辭學と相並んで一世を風靡した。

徂徠も同じく初め朱子學を學んだが、壯年仁齋に刺戟せられて古學に入り、後代の章句・性理の學を斥け、漢唐以前の古代の言語文章に基づいて始めて儒學の精髓を究むべしと主唱し、儒學の本領は禮樂を以て民を治めるにありと説き、古文辭學を創めた。世にその學派を藤園學派(フヅノノウヘイ)と稱する。

儒學の醇化　かくの如く儒學に於いては、各學派が續出して夫々独自の發達を遂げたが、その間に醇化の傾向も著しく現はれた。即ち儒學の發展は佛教に代つて我が思想界に大なる影響を及ぼすに至り、且つその學説は支那の學説を超えて独自の見解を展開し、殊に古學派に於いてこのことが最も明瞭に看取せられる。朱子學派、陽明學派にあつても多くは支那儒學の説を超出して著しく實踐的性格を深めた。而して最も注意すべきは、これら儒學者の間に國體の本義に目覺めて、華夷内外の辨に日本を主體とする明確な見解を下すものが尠くなかつたことである。支那は古來中華・中國と稱し、他を夷狄として卑しむ風があり、我が國の儒學者にも

この中華思想に従つて怪しまざるものがあつたが、却つてこれが國體に關する自覺を促す機縁ともなつた。即ち木下順庵は自らを東夷と稱し、徂徠も自らを夷人と稱し、また物部姓なるため、これを支那風に模して單姓となし物茂卿物徂徠等と稱し、心あるものの非難を蒙つた。この時に當り山崎闇齋は我が國を神國本朝といふに對して、支那を西土西地と呼び、聖德太子の隋に贈られた國書を歎美して國體の重んずべき所以を説いた。山鹿素行も亦初め支那を以て中華中國と稱してゐたが、後かゝる見解を捨て、中朝事實に於いては、我が國を以て中朝中國となし、古道神道を以て聖教となすに至つた。もとよりかくの如きは傳統の精神に基づき國體を理論的に述べたものであつて、現實の幕府政治の可否論とは自ら異なるが、儒學醇化の趨勢を最もよく示してゐる。

武士道の發達 鎌倉時代以來武士の實踐道德として、その生活の中に連綿として育成せられて來た武士道の精神は、江戸時代に儒學が勃興して道德に關する研究が盛んとなるに伴ひ、その學説を採つて理論的にも著しい發達を示した。その先驅者の一人は山鹿素行であつて、語類の中の士道の編及び武教本論、武教小學等に於い

て武士としての修養を説いてゐる。その要旨は、武士たるものは教學の大本に立つて神武の精神を體し、文武兼修の志を貫ぬくべく、即ち道に志してこれが貫徹に努め、心術を明らかにして度量を大にし、士氣を振るひ、義理を辨へ、清廉正直を旨とし、更に忠孝仁義を重んじ、學問に勵み、また自省に努めて威儀を正し、日用の事を慎むべしといふにある。中江藤樹、貝原益軒等も亦武士の心得を説き、藤樹は文武は元來一徳にして眞の勇者は武及び學問、道德を兼備せるものであるといひ、益軒は忠孝義勇は兵法の本であり、弓矢劍戟の術はその末であると論じた。しかし素行に續いて武士道の研究を深めたのは大道寺友山である。友山はその著武道初心集に於いて武士は日常死を忘れざれば忠孝の道にも叶ふべしといひ、死生一如の覺悟を基礎として諸種の道德、武藝を鍊磨すべしとの意を述べた。その他儒學者、軍學者にして武士道を論じたものは頗る多いが、何れも國民の師表として上に仕へ下に臨むべき武士の心得を説き、武藝のみならず日常遵守すべき諸種の徳目を擧げて、聖賢の道を履踐することに武士の理想を置いてゐた。

更に幕末に至つて國家意識が昂揚し國體の本義が明らかにせられるに及び、武士

道は一層高き實踐道德となつた。例へば徳川齊昭はその藩士に垂示するためにはした告志篇に於いて、天朝の鴻恩を説き、國體の尊嚴を教へ、君臣父子の道を示し、かかる大本に基づいて武士の遵守すべき道德を訓へた。幕末の勤皇志士にはその思想實踐に於いて示すところ、武士の典型と稱すべきものが多く、就中吉田松陰は武士道の要諦を擇んで士規七則を作つた。即ちその中に、蓋人有五倫、而君臣父子爲最大、故人之所以爲人、忠孝爲本、といひ、また、凡生皇國、宜知吾所以尊於宇內、蓋皇朝萬葉一統、邦國士夫世襲祿位、人君養民、以續祖業、臣民忠君、以繼父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然、と述べ、志を立て、交友を擇んで仁義の行を輔け、書を讀みて聖賢の訓を稽ふべきことを記した。嘗に武士道の精髓を示したのみならず、國體の本義を明らかにし、廣く人倫を説いたものであつて、松陰自らこれを反省の資となし、門弟の座右の銘としたのである。

もとよりこの時代に於いて多數の武士の間にはその本分を忘れ、その體面を汚すものも尠くはなかつたが、總じていへば不斷の修練によつて社會の儀表たる實を備へんと努めてゐた。而して武士道に關する論が盛んに行はれたのは、武士が日常實

踐せる生活の規範を理論的に究明し、これを自己反省の資に供するにあつた。かくの如く武士道はその理論的反省の深まると共に、武士の實踐躬行すべき道として明確にせられたが、更に尊皇愛國を根本とする國民道德たる意義を有するに至つて、尊皇運動の展開に大なる影響を與へ、連綿として國民の道義觀念の根柢に培ふこととなつた。

四 國學の勃興と國史の研究

歌文の研究 中世に於ける歌文研究の傳統は細川幽齋松永貞徳等によつてこの時代に傳へられ、文運興隆の時運に際會して愈、隆盛に趨いた。殊に貞徳の門弟北村季吟は元祿二年(二三四九)幕府に仕へて和學方となり、源氏物語湖月抄枕草子春曙抄を始め幾多の註釋書を著はして、よく從來の註釋を綜合した。これらの研究はなほ創見に乏しかつたが、後世に大なる影響を及ぼし、恰もこの頃より文運興隆の機運が次第に昂まつて獨創的研究が盛んとなつた。即ち江戸には戸田茂睡が現はれ、舊來の古今傳授等の弊害を指摘して歌道の革新を唱へ、大阪には下河邊長流及び契沖が

出でて、古典の研究に新生面を開いた。長流は萬葉集の研鑽を進めて萬葉集管見を著はし、契沖は徳川光圀の囑を受けて萬葉集の註釋に着手し、萬葉代匠記五十四卷の大著を完成した。この著に於いて契沖は歌體を論じ、訓點語釋等に舊説の誤謬を打破し、精緻なる考證によつて我が國固有の精神を明らかならしめる言語學的研究の基礎を固めた。契沖は更にこれを基として記紀の歌謠を始め古今和歌集伊勢物語源氏物語等の註釋をも完成した。かくてこれらの研究は大いに進み、一方國史學の隆盛及び神道思想の發達と相俟つて、古典の眞義を後代の解釋に捉はれざる言語學的研究を通じて明らかにし、以て我が國固有の道を見出さんとする趨勢が著しくなり、國學成立の素因が作られるに至つた。

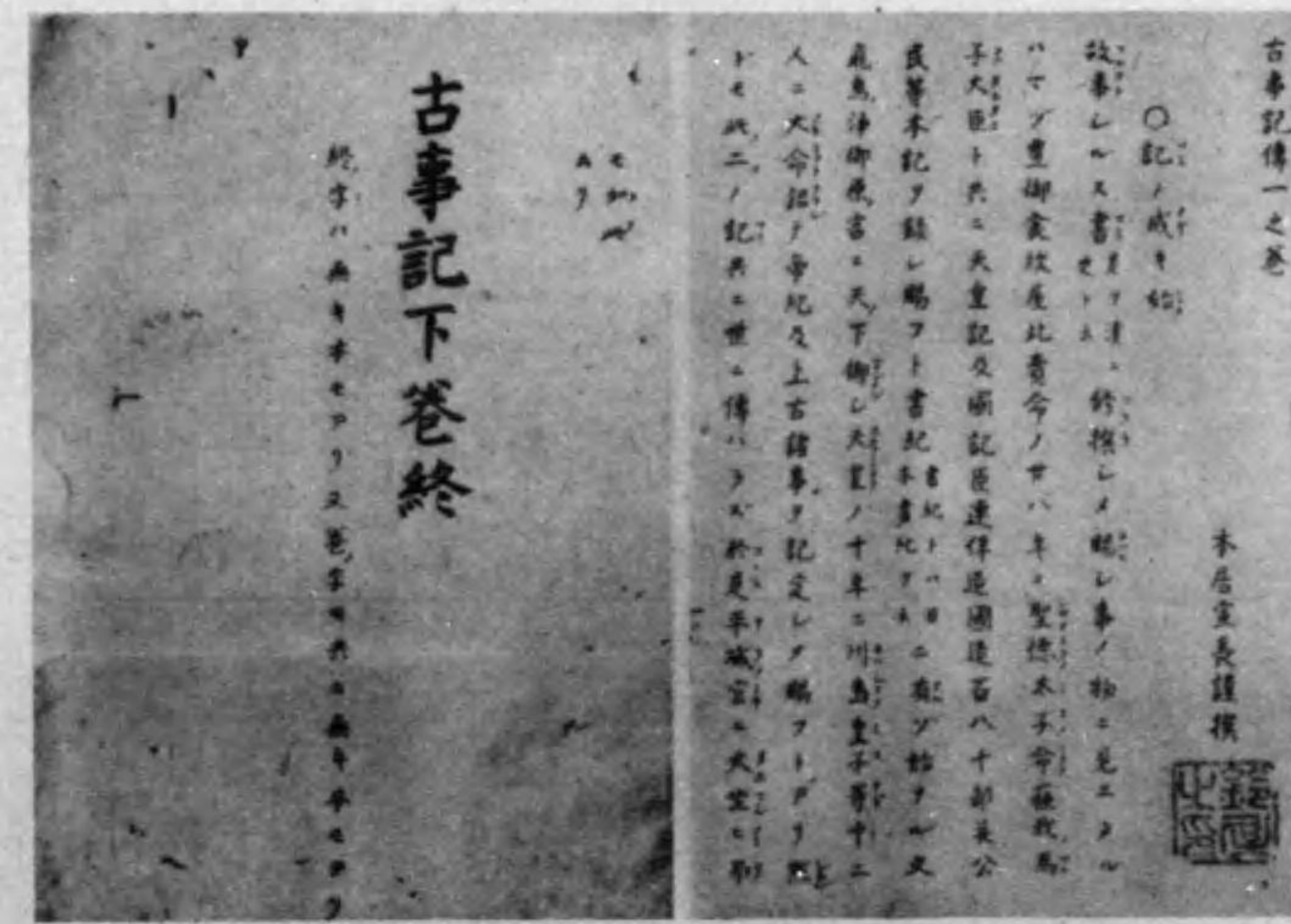
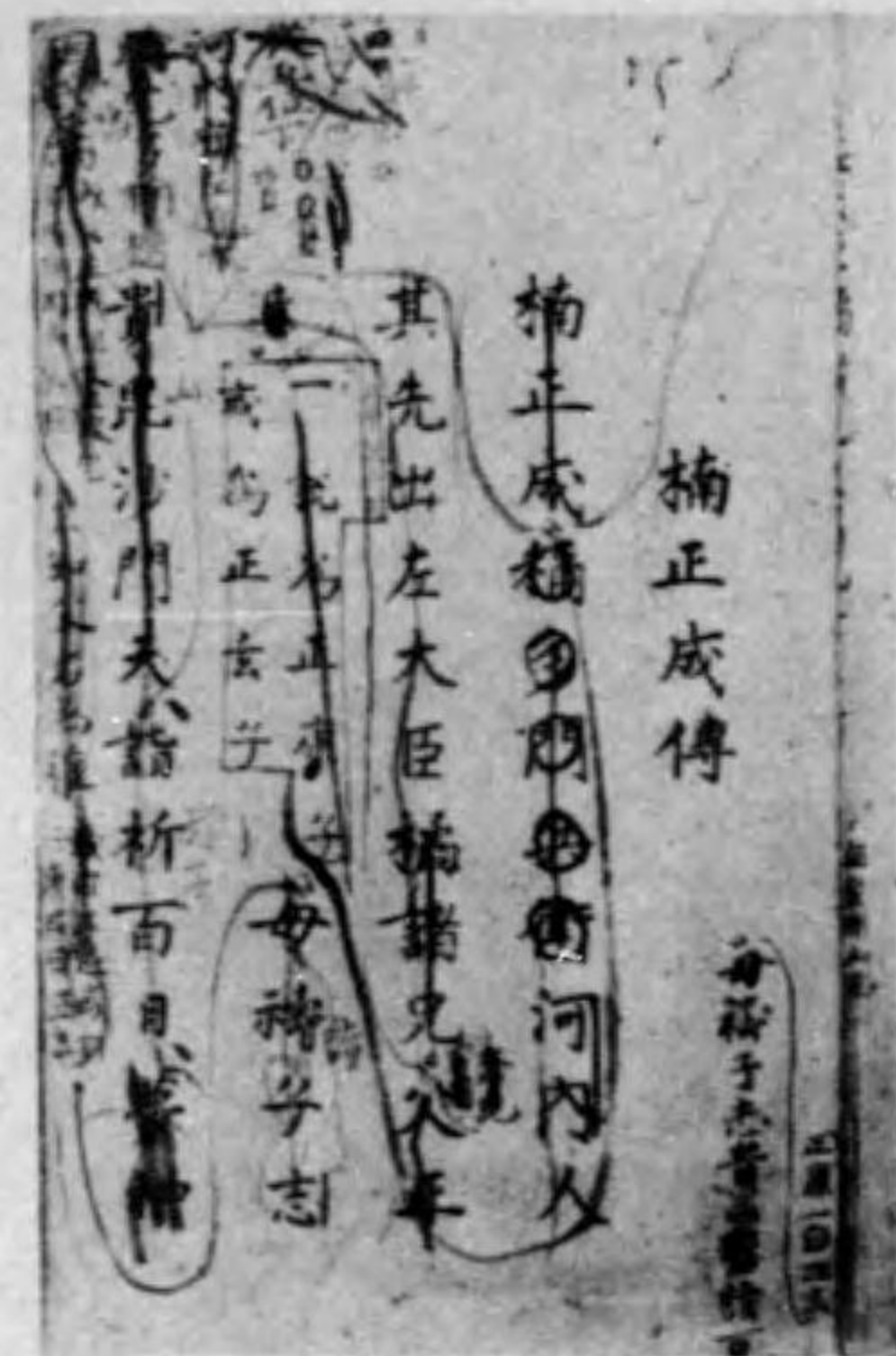
國學の成立 契沖によつて基の開かれた學風を國學として進めたものは荷田春滿である。春滿は京都伏見の稻荷神社の社家に生まれ、獨學を以て國史有職故實歌文等を究めた。古典の解釋については契沖の後を承けたものであつて、單なる註釋の域を脱し、古語古文の研究の上に我が古代の精神を明らかにせんとした。かくる主張は春滿が享保年間幕府に倭學校の創設を請うた創學校啓の中に最もよく現は

れ、皇國の學たる國學によつて神皇の道たる古道を復興せんとする意を明瞭にしてゐる。而して春滿は國學建設の階梯として専ら力を萬葉集の研究に注いだのであるが、これを繼承して、更に國學研究の範圍を擴大したものは賀茂眞淵である。

眞淵は遠江の濱松に生まれ、壯年に及び上京して春滿に師事し、晩年は永く江戸に住した。その間先づ萬葉集と祝詞との研究に着手して寶曆十年(二四二〇)萬葉考を著はし、古語古歌を明らかにすることによつて古代人の高く直き心を見出さんとした。次いで國意考祝詞考等を著はして天つ神及び天皇に對する景仰忠誠の信念を説いた。かくて眞淵は我が國の古代より自らに存する人倫を説き、儒教に對しては人爲の理論にして事實に基づいたものに非ずとて極力これを排撃し、醇乎たる古代精神に復歸すべきことを主張した。また眞淵は神樂、催馬樂、源氏物語等をも國學研究の對象に採り、特に古道闡明のためには古事記の最も重要なることを認めてゐた。宣長は伊勢の松阪に生まれ、初め醫を學び、後契沖の書を読んで國學に志を寄せてゐたが、偶、眞淵に面晤し、古事記に純粹の國民精神が傳へられてゐることについて大いに啓發せられ、これが研究に畢生の力を注ぐこととなつた。かくて明和元年(二四



大日本史本稿



本居宣長筆古事記傳淨書本

古典制度等に關して多くの著作を遺し、基督教の教義、地動説等にも通じ、規模宏大なる學問の體系を樹立せんと試みた。ために動もすれば附會の弊に陥つたが、古典を一層現代に近づけて、國學に豊富なる内容と潑刺たる積極性實踐性とを賦與した。その門下に佐藤信淵があり、また大國隆正、矢野玄道等を出だして幕末に於ける尊皇攘夷運動の展開に大なる影響を及ぼした。

國史研究の隆盛 儒學國學の興隆に伴なつて幕府及び諸藩に於ける修史の機運は大いに盛んとなり、諸學者の研究も亦進んだ。早く正保年間林羅山は幕命を受けて本朝編年録の編纂に着手し、寛文四年(二三二四)に至りその子鷲峰は國史館を設け、更に廣く社寺及び諸藩に史料の採訪を行つて編纂を繼續し、同十年に至つて脱稿した。これ即ち本朝通鑑であつて、神武天皇より後陽成天皇に至る編年史である。その後、嘉永二年(二五〇九)代々の將軍の名を掲げて史料を編年體に蒐集した徳川實紀が完成したが、これらは何れも徳川氏の功績を顯揚して、後世に傳へんとする意圖に出たものである。

新井白石は歴史家としても種々の業績を遺し、藩翰譜を編纂して諸大名の家系を

録し、更に讀史餘論を著はして、古今成敗の跡を説き、歴史發展の理法を究明せんとした。また當時多くの學者は神代を歴史以前として研究の埒外に置いてゐたが、白石はこれを研究して古史通、古史通或問等を著はした。これらの著作は日本書紀はもとより古事記、風土記、古語拾遺等多数の史籍をも資料として詳細な研究をなしてゐるが、十分大義に目覺め國體に徹したものはなかつた。

然るに一方には國體の自覺に基づき、君臣義理の觀念を明瞭にせんとする歴史研究も大いに盛んであつた。即ちこれより先、山鹿素行は中朝事實、武家事紀等を著はして、華夷の辨を明らかにし、また武家の興起せる由來を述べて、武將の責務は朝廷を守護し奉り忠誠を盡くすにある意を強調した。

この時代の初期より、吉野時代の歴史を回顧し、忠臣の遺烈を偲び、中興の精神を景仰する風が昂まり、延いては國史研究の興隆を來たした。殊に水戸藩主徳川光圀は夙に楠木正成等忠臣の事蹟の顯彰に努め、大義名分に基づく修史の志を懐くに至つた。即ち明暦三年（二三一七）以來大日本史の編纂事業に着手し、更に寛文十二年（二三三二）彰往考來を修史の要訣として彰考館を設け、爾來安積、澹泊、栗山、潛鋒、三宅、觀瀾等

幾多の學者を聘し、天下に史料を採訪し、藩力を傾けてこの事業の完遂を圖つた。大日本史は神武天皇より後小松天皇に至る歴史を本紀、列傳、志表に分つて記した浩瀚なるものであつて、光圀在世中その主要なる部分が成り、やがて文化七年（二四七〇）本紀、列傳が献上せられて、光格天皇の叡威を辱うした。これより藤田、幽谷、豊田、天功、栗田、寛等の諸學者は相承けて銳意志表の編纂に當り、事業開始以來二百五十年、明治三十九年に至つて漸く全部の完成を見ることとなつた。而して本書に於いては、吉野時代の皇統の正閏を論じて吉野の朝廷を正統とし奉つたことを始め、全體を通じて大義名分を明らかにし、世教に裨益し綱常を維持せんとする精神と透徹せる史觀とが窺はれる。かくて大日本史の編纂を中心として水戸學が發展し、尊皇思想の發達に寄與するところが頗る大であつた。

なほ文化、文政頃に頼山陽が出で、日本外史、日本政記等を著はし、氣魄溢るる文章を以て國史を記述し、巧みに尊皇斥霸の意を寓した。文中に躍動せる忠臣烈士の事蹟は懦夫をして起たしめるの概があり、これらの著書は廣く世上に流布して、大いに尊皇の精神を鼓舞した。

五 教化の普及

幕府諸藩の教育施設 中世に於いては國民の教化を掌るものは主として寺院僧侶であつたが、江戸時代に入るや、學問は大いに興隆して長足の進歩を遂げると共に、一般に普及して教化の機能を發揮するに至つた。加ふるに幕府諸藩の保護を蒙つて教育施設は著しく整備し、國民教化の實は大いに擧つた。既に述べた如く幕府は幕臣の教育機關として昌平坂學問所を興し、朱子學に基づく教育を施したが、享保二年(二三七七)には廣く武士庶民の聽講を許し、また寛政年間には塙保己一のために和學講談所を建てて、國學の研究と講授とに當らしめた。

諸藩も亦幕府に倣つて夫々藩士子弟の教育のために藩校を經營するものが多く、文武兩道を兼修せしめ、儒學、兵學、武術等の他に國學、醫學等を課するところもあつた。藩校の数は寛政頃より次第に増加して總計二百餘に及び、夫々多額の藩費を投じて施設の擴充を圖り、また學徳高き學者の招聘に努めた。就中米澤の興讓館、會津の日新館、水戸の弘道館、名古屋の明倫堂、萩の明倫館、熊本の時習館、鹿兒島の造士館等は著

しいものであつて、今日の各地學校の淵源をなしてゐるものも尠くない。藩校に次いで、藩主の一族或は家老の知行所に郷學が設けられることもあり、また藩の儒者が私宅に家塾を開くこともあつた。これらは何れも原則として藩士の子弟の入學を許すのみであつたが、庶民の入學を許したものもあつた。學則、教科等も次第に備はり、講義以外に輪講も行はれて門弟相互の切磋琢磨の機會が多く、師は門弟に對して獨り學藝を授けるのみならず、日常坐臥の間に人倫の規範を示し、門弟また師に深き敬慕の念を寄せ、學行一致の風はよくその成果を收めることが出來た。

私塾及び寺子屋 一般庶民の教育施設としては私塾、寺子屋が發達した。私塾の主なるものは漢學塾であつて、國學塾、兵學塾等がこれに次ぎ、幕末には洋學塾も創められた。就中松永尺五の講習堂、中江藤樹の藤樹書院、伊藤仁齋の古義堂、廣瀬淡窓の咸宜園等は著名である。私塾に於ける教科内容は藩學と大差なく、通例塾主自ら教授したが、入門者の數が多くなれば、高足の門弟は助教或は代講として後進の誘掖に當り、塾主の教育精神により塾生全體が渾然一體となつて率ゐられてゐた。なほ大阪に於いては享保年間に中井甕庵が幕府の認可を得て懷徳堂を設立し、町人の教育

に當つたが、今日まで成人教育の機關として特異なる存在を示してゐる。

私塾よりも小規模にして童蒙を訓育するものは寺子屋と呼ばれた。もと中世の寺院に於ける幼童の教育に始まつてゐるが、江戸時代に入つて大いに發達し、僧侶のみならず浪人・神職・醫師等が師匠となることも多く、全國津々浦々に普及した。兒童は寺子と呼ばれ、男女共七八歳にして入門し、習字・讀書・算術等を學んで十四五歳頃業を終へるのが通例であつた。しかし庶民の子弟の中にも、寺子屋教育のみに満足せずして、進んで漢學塾に學ぶものが尠くなかつた。また女子は終業後、家事或は年期奉公に就く以外に、行儀見習として良家に出るものも多かつた。寺子屋にあつては通例兒童の數は少く、従つて師匠との間に一層親密なる師弟の情誼を醸した。

心學 庶民の成人教育としては僧侶の説法、神道家の神道講釋、儒者始め一般識者の講演等を擧げ得るが、また貝原益軒の五常訓、大和俗訓の如き平易なる修養書の刊行も盛んに行はれて大いに社會教化に貢獻した。而して庶民の徳性涵養に最も寄與したものは心學である。心學は享保の頃、石田梅巖が京都に於いてこれを首唱し、儒教・神道・佛教等の教典に見られる説話を交へて我が國の人倫の講釋を行つたこ

とに始まる。即ち忠孝・知足・安分・正直・堪忍・儉約等の徳目を實際生活に即して平易に説き、主として町人を教化せんとしたのである。而して天地の性を知れば人倫の性を會得することが出來るとして、梅巖はこれを本性の學或は性學と唱へた。次いでその高弟手島堵庵がこれを大成し、名を心學と改めて大いにその普及に努め、更にその門人中澤道二は江戸に下つてこれを關東地方に弘めた。爾來心學は殆ど全國に流布し、天保の頃柴田鳩翁は盲目の身を以て海内を遍歴したが、庶民のみならず諸大名のこれを招いて講説を聴くものもあつた。かくて江戸末期には、心學は身分の高下都鄙の別なく殆ど全國に流布して、幾多の講舎が組織せられ、京都の明倫舎を始め、今にその流を傳へるものもある。

六 科學の發達

科學興隆の機運 天文・曆數・醫方・本草等の諸學は中世に於いては殆ど見るべきものがなかつたが、江戸時代に入るや發達の機運に際會した。曆については古來朝廷に陰陽寮・曆博士があつて、これを司どつてゐたが、清和天皇の貞觀三年（一五二二）に唐

の宣明曆を用ひられてより、年數久しきを経る間に漸く誤差を生じ、江戸時代に入つてはこれが甚だしく、改曆を唱へるものが現はれた。よつて幕府の基所方安井算哲は天體を觀測して新曆を創製し、幕府に改曆のことを建議した。幕府はこれを朝廷に奏上して嘉納せられるところとなり、貞享元年(二三四四)より算哲の新曆が採用せられた。これより幕府に天文方が設けられ、算哲はこの職に就いて澁川春海と稱し、子孫代々曆法の事に當つた。算數の學も亦この時代に大いに發達し、初め毛利勘兵衛が和算發達の基を開き、次いで元祿の頃關孝和せうわが出で、我が國獨自の高等數學を組織立てて、和算の面目を發揮した。醫學は室町末期に曲直瀬道三まひせみちさんが出でてよりその流が天下を風靡したが、寛文頃よりこれに對抗する流派も起つて隆盛を競ひ、また幕府は享保年間普救類方を刊行して廣く民間の醫療に資した。もと醫學に附隨する學問として藥物の名稱及び性質の研究を主としてゐた本草學も、この時代に漸く研究範圍を擴大して博物學となり、宮崎安貞、貝原益軒、稻生若水等の諸學者が輩出した。安貞は農業全書十卷の大著を完成して我が國農藝學の基を固め、益軒は文獻に基づいて博物學の發達に貢獻し、これに對して若水は主として實地について研究を進め、



伊能忠敬大日本沿海輿地全圖

及び長崎の曆學家西川如見は努めて海外の事情を探り知見を擴めんとし、如見は華夷通商考を公にし、白石は我が領國の法を知りながら渡來せるイタリヤ宣教師より海外の情勢を聞いて、西洋紀聞采覽異言等を著はした。次いで吉宗は殖産興業の見地より基督教關係以外の書籍輸入の禁を緩め、青木昆陽等をして蘭學を學ばしめるに及び、洋學攝取の趨勢は漸く著しくなつた。

昆陽は蘭學研究を進めて數部の書を著はし、その學は豊前中津の人前野良澤の繼承するところとなつた。時に若狭小濱藩の藩醫杉田玄白も亦蘭學に志を寄せてゐた。我が國では從來人體の解剖を行はなかつたが、良澤、玄白の兩人はオランダの醫書ターフェルアナトミヤを得てその人體解剖圖の精密なるに感じ、明和八年(二四三)幕府の許可を得て江戸小塚原に囚人の屍體解剖を實見し、蘭書の記述の詳細且つ正確なることを知つた。こゝに於いて直ちにその翻譯を企て、桂川甫周、中川淳庵等も來り加はり、苦心慘憺四箇年、安永三年(二四三)遂にその業を終へ、これを解體新書と題して刊行した。これよりオランダ醫學は廣く我が國に認められるに至り、隨つてオランダ語の學習を志すものが多く、玄白、良澤に教を受けた仙臺藩士大槻玄澤は

長崎に至つて研鑽を積み、天明三年(二四四)蘭學階梯を著はして蘭學の發達に貢獻した。次いで寛政八年(二四五)には波留麻和解と稱する蘭和辭典が出版せられた。この書は主としてフランソア・ハルマの蘭佛辭典に基づきオランダ通詞であつた石井恆右衛門が譯稿を作り、鳥取藩の藩醫稻村三伯が校訂出版に當つたものである。次いで天保四年(二四九)には長崎のオランダ商館長ヘンドリック・クヱックが我が通詞と共に同じくハルマの蘭佛辭典に準據して蘭和辭典の編纂を完成し、これは安政年間に和蘭字彙と題して出版せられた。

かくの如きオランダ語學の進歩は獨り醫學界のみならず、物理、化學、地理、植物等諸學の興隆をも促した。また天文學は幕府の庇護を受けて益々發達し、享保十七年(二三九)中根元圭は伊豆下田に天體觀測を行つたが、更に延享元年(二四〇)には江戸神田に天文臺を建設し、地動説もこの頃既に我が國に紹介せられた。電氣は既に江戸中期にエレキテルとして紹介せられ、後藤梨春はその著紅毛談に於いて電氣のことを記述し、平賀源内は長崎に赴いて電氣機械を得、これに王夫を加へて世人を驚歎せしめ、文化、文政の頃、電氣に關する風聞は漸く世人の注意を惹いた。兵學に於いて

も長崎の高島秋帆は西洋砲術を參酌して一流を開き、老中阿部正弘から火技中興洋兵開祖と稱せられ、その流は伊豆荏山の代官江川坦庵の繼承するところとなつて、幕末外患の頻發するに及び、殆ど各藩を風靡するに至つた。

かくの如く諸方面に亘つて西洋の學理技術が攝取せられて科學の興隆は益著しくなり、薩摩長門永戸福岡諸藩を始め、蘭學者を招聘して蘭書を翻譯せしめ、或は藩士に蘭書を講ぜしめた藩も尠くない。西洋の事情を記述せる著書も次第に數多く刊行せられ、その間漂流奇談の類も世上に流布して世人の海外に對する關心は大いに深まつた。

七 藝術の發達

藝術の推移 二百六十餘年に及ぶ江戸時代の推移の間、藝術も亦時勢に應じて種の變化を示した。慶長より寛永頃に至る間は、前代の餘風なほ行はれて、豪宕華麗なる風尚を繼承してゐた。次いで明暦頃より一時質實剛健の傾向を生じたが、更に元祿に入るや、上下に奢侈の風が漲つたために藝術の特徴は華奢に趨り、諸藝並び起

つて互に絢を競つた。降つて享保の頃吉宗の施政は稍、この傾向を抑制したが、上方の優麗纖細なる趣致は次第に江戸に浸潤した。かくて天明頃より所謂江戸風の好尚が形成せられ、やがて文化文政の交より、爛熟頹廢の風を醸した。

かかる藝術の推移の裡にも、これを通觀すれば、物々たる國民文化の醗酵を看取することが出来る。嘗て文化の惠澤に浴することの比較的少かつた庶民の間にも、藝術は大いに普及した。しかし一面には諸藝の流派の分化が著しくなり、門閥偏重の弊も生じて、幕末には稍、衰頹の觀を呈したのもあつたが、半面永い傳統に基づいて洗煉を重ねた藝術は、内に次代の展開に備へる力を藏してゐた。

和歌及び詩文 和歌は歌文の研究の發達と國學の發展とに伴なつて益々盛んとなつた。賀茂真淵は萬葉風の雄渾遒勁なる歌を詠み、その門に田安宗武・加藤千蔭・村田春海等が輩出したが、千蔭・春海は新古今集の風を採り、春海はまた漢文の作法と平安時代の文體とによつて擬古文を作るに巧みであつた。一方香川景樹は平易なる語を以て自然の感情を詠み、古今集を重んじて流麗な歌風を興し、歌壇に勢力を得て桂園派と稱せられた。景樹と略、同じ頃越後に僧良寛が出で、率直に自己の生活感情を

詠み更に幕末には越前に橘曙覧、筑前に大隈言道が現はれ、萬葉集の精神を採つて独自の歌風を興した。

漢詩文については儒學者は經書を講究する傍ら詩文にも親しみ、殊に荻生徂徠は文章を重んじ、その後詩文を以て名を成すものが多くなつた。就中、頼山陽はこれに長じ、その詠史の詩は尊皇の精神に燃える日本外史、日本政記と共に博く愛誦せられた。その他文には柴野栗山、佐藤一齋、齋藤拙堂、詩には市河寛齋、廣瀬淡窓、梁川星巖等が輩出し、また幕末の勤皇の志士にも詩文及び和歌に長じたものが尠くない。

俳諧 俳諧は室町末期に山崎宗鑑が出てより流行し、この時代の初期には京都の松永貞徳が益々これを盛んにし、和歌連歌に入る階梯となした。然るに貞徳は形式を重んじて言語の遊戯に傾く嫌ひがあつたので、延寶頃大阪の西山宗因が革新を企てて所謂檀林派を興し、法式に拘らず着想格調に新奇を尙び、その俳風は一時天下を風靡した。しかしこの一派は不羈奔放の風が進んで、漸く低調に傾いた。こゝに天和・元祿の頃に至り、松尾芭蕉が出て俳諧に独自の境地を開き、これを高き藝術として大成するに至つた。芭蕉は初め宗因の門に入つたが、俳諧の妙諦を會得し、自然

の詩趣に着目して各地を周遊し、深く自然と人生とに思を潛め、そこに幽玄閑寂なる詩境を開き、俳諧革新の實を擧げて所謂蕉風を樹立した。その門下は殆ど全國に亘つてゐたが、就中、榎本其角、服部嵐雪、向井去來等が著名である。やがて天明の頃、與謝蕪村が出て、優婉典雅なる格調を重んじて著はれたが、その後小林一茶が文化・文政期に洒脱なる句風を出だせる外、見るべきものはなかつた。

なほ俳諧に代つて文化・文政期には狂歌、川柳が大いに流行した。狂歌は太田南畝(蜀山人)、右川雅望(宿屋飯盛)等がこれを興し、俗語を用ひて、諷刺諧謔を巧みに表現した。川柳は柄井川柳がこれを創め、よく奇抜・辛辣な表現を以て人情の機微を衝き、庶民の間に廣く弄ばれた。

小説 慶長頃より一般庶民を讀者として、主に教訓的な話譚を平易な文章を以て草した小冊子が刊行せられた。これが假名草子であつて、その構想描寫は共になほ幼稚であつたが、この時代の小説の源流となつた。やがて大阪に井原西鶴が現はれ、初め檀林風の俳諧を學んだが、後に小説に轉じ、天和頃より幾多の傑作を著はして淨瑠璃作者の近松門左衛門と文名を競つた。從來の文藝が多く佛教・儒教の影響

を強く受けてゐたのに對して、西鶴は大膽なる寫實的態度を以て當時の町人生活の表裏を描寫し、義理と人情との機微を描いた。西鶴の流派に屬する小説を浮世草子といひ、その風を踏襲したものに江島屋其磧があつて多くの人情物を著はした。

その後文化文政の頃柳亭種彦瀧澤馬琴十返舎一九式亭三馬等が現はれ、種彦の修紫田舎源氏、馬琴の南總里見八犬傳、一九の東海道中膝栗毛、三馬の當世浮世風呂當世浮世床等夫々その代表作を以て著聞した。馬琴は勸善懲惡の強靱なる道義心を含めてゐたが、他は概ね構想については類型に墮し、表現については寫實に過ぎて卑俗に陥る嫌ひがあつた。しかし爛熟頹廢せる世に於いては、かゝる作品は大いに歡迎せられた。

淨瑠璃 從來廣く國民の遊樂となつてゐた能樂は益々盛んとなつて、この時代には主として武士に賞せられ、殊に謠曲は武士の教養とせられた。これに對して庶民の間には淨瑠璃及び歌舞伎が大いに流行するに至つた。淨瑠璃は慶長の頃、三味線操人形が加へられてより、京都大阪江戸を始め各地に普及して諸流に分れたが、元祿の頃、大阪の竹本義太夫が義太夫節を創めるに及び、これが大いに流行して淨瑠璃の中

心となるに至つた。而して義太夫のために多くの戯曲を作り淨瑠璃文學を大成したのは近松門左衛門である。門左衛門は百數十の戯曲を遺してゐるが、これを大別すれば時代物と世話物とに分れ、時代物では題材を歴史傳説に採り、世話物では多く當時の町人に取材して市井の事件を扱ひ、人間が義理と人情との破綻葛藤に悩む様を描寫し、人情の機微を周到なる筆致を以て描きつゝ、義理の世界の動かすべからざることを強調して國民の傳統的思想を生かした。門左衛門に次いで紀海音竹田出雲近松半二鶴屋南北を始め多くの淨瑠璃作者が輩出し中にも出雲の傑作である假名手本忠臣藏菅原傳授手習鑑は歌舞伎操人形に屢演せられて、國民教化の上にも大なる貢獻をなした。かくて淨瑠璃に於いては義太夫節を始め、常磐津清元等の諸派が並び榮え、一方には長唄小唄の類も流行して邦樂を大成するに至つた。

歌舞伎 歌舞伎は慶長年間出雲の巫女お國が京都に於いて演じた舞踊から始まるといはれ、初めは歌舞を主としてゐたが、漸次發達して劇的要素を加へて來た。元祿の頃には江戸に市川團十郎、京都に坂田藤十郎等の名優が出で、東西相對して獨自の藝風に名聲を博した。こゝに歌舞伎の發達は一期を劃し、京都大阪江戸等主とし

て都市に於ける最大の娯樂となつた。幕府は歌舞伎が奢侈淫逸の風を助長する一因ともなるに鑑みて屢、その抑制を圖つたが效なく、獨り町人のみならず武士も亦これに興じた。かくて歌舞伎は淨瑠璃の流行と舞臺裝置の進歩とに伴なつて益々盛んとなり、舞踊音楽繪畫等の渾然たる綜合藝術として世界の演劇史上獨特の發達を遂げ、永く後世にその傳統を遺した。

繪畫 この時代の繪畫は隆盛を極め、各派相競つて百花撩亂の趣があつた。初期にはなほ前代の豪壯なる風を傳へてゐたが、その後文化の爛熟に伴なつて漸く優麗纖細に流れ、同時に自然描寫の傾向が盛んとなつて風俗畫が興り、中期より浮世繪及び寫生畫の流行を見るに至つた。

狩野派土佐派は傳統の妙に新機軸を加へ、寛永の頃狩野探幽土佐光起の名手を出した。探幽は雄渾なる筆力と豪華なる賦彩とを以て大邸宅の座敷を裝飾するに適する様式を大成し、狩野派全盛の基を固め、光起は土佐派の傳統を復興し、またその分流に住吉如慶具慶父子を出したが、これらの諸派はやがて何れも因襲の墨守に陥つて次第に衰へた。しかし幕末には國學の勃興、勳皇思想の發達に伴なつて、大和繪復

興の機運が昂まり、冷泉爲恭は我が國古畫の研究によつて優美なる畫風を示した。かくの如き傳統の畫風に對して、この時代の初めに俵屋宗達が現はれ、濃艶な賦彩と巧妙な構圖とを以て人物花鳥を描き、獨特の裝飾畫風を開いた。この畫風の勃興には當代の工藝を指導した本阿彌光悦が大いに寄與してゐるが、次いで元祿の頃、尾形光琳がこの風を大成して、工藝にも多大の影響を與へた。

前代以來庶民生活を描く風俗畫は漸次盛んとなり、寛永の頃には狩野土佐の流を汲んだ畫家によつて數多く描かれたが、これを鑑賞したのは概ね上流のものであつた。しかしやがて庶民生活の向上と共に風俗畫の鑑賞は次第に普及し、畫風は漸く華麗に傾いて來た。かくて元祿の頃、江戸に菱川師宣が出て新畫風を創め、人物及び世態を如實に描いて浮世繪の基礎を固めた。師宣はまたその畫を木版に附して刊行し、廣く庶民の賞翫に供したので、浮世繪の趣味は一般に弘まり、これより版畫の浮世繪が大いに興つた。師宣の時は黒一色摺或は筆彩版畫であつたが、寛保頃より色摺に進み、明和の初めには鈴木春信が出て更に多くの色を驅使する精巧な錦繪を創めた。而して版畫は稗史小説の挿繪として益々普及するに至つた。次いで東洲齋寫

樂喜多川歌麿等が出て錦繪の全盛期を現出し、更に文化文政天保頃には歌川豊國、葛飾北齋、安藤廣重等の名手が相次いで現はれ、就中北齋、廣重は風景畫を以て著はれた。かくの如く浮世繪は市井の藝術に過ぎなかつたが、その鋭い直觀と輕妙な表現とに独自の境地を開拓し、西洋近代の畫壇に影響を及ぼしたことが尠くない。

寫生畫の風は江戸中期より漸次京畿の地方に昂まつてゐたが、安永天明頃京都に圓山應舉が出て、山水花鳥を描いて生動の妙を得、圓山派の一派を成して京都の畫壇を風靡した。また文化文政期には同じく京都に松村月溪、吳春が出て、應舉の風に文人畫の與謝蕪村の風を併せ採り、別に四條派を開いた。

更に室町時代の水墨畫の傳統を承け、これを更新したものに文人畫がある。これは形象よりも寓意を重んじ、享保頃より文人墨客の間にこれを試みるものが現はれ、殊に明和安永頃、京都に池野大雅、與謝蕪村の二大家が出るに及んで大いに流行した。大雅の畫は高雅にして氣韻が溢れ、蕪村の繪は瀟洒にして俳味に富んでゐた。次いで文化文政期に入つては、豊後に田能村竹田、江戸に谷文晁、渡邊寧山等が現はれ、この派は益々廣く行はれた。なほこの時代には西洋の油繪、銅版畫も傳はり、遠近法、陰影法

等の寫實的描法は浮世繪を始め廣く畫壇に影響を及ぼし、應舉はもとより文晁、寧山等もその描法を研究して精緻なる風景畫、肖像畫等を遺した。

彫刻と工藝 彫刻に於いては佛像彫刻は技術的には衰へて既に見るべきものなく、建築裝飾のための繪様彫刻が獨り盛んに行はれたが、元祿頃より後は徒らに煩瑣なる彫琢に陥つた。しかし人形彫刻は京都奈良に於いて發達し、また能樂の普及に伴なつて能面、能衣裳の製作も盛んとなつた。

工藝に於いては國民生活が華奢に趨くに從つて、技術意匠共に著しい發達を遂げた。蒔繪では夙に本阿彌光悅が青貝、鉛錫等を漆器に嵌入して斬新なる意匠を創めたが、元祿頃その技術が大いに進み、尾形光琳がこれを大成した。陶磁器は諸藩の保護を受け、且つ茶道の流行に伴なつてその製造業が各地に盛んとなり、殊に諸大名が名工を聘して特別に作らしめた所謂御庭焼が諸藩に起り、色繪、鍋島の如き優品を遺してゐる。また寛永の頃京都の野々村仁清は繪模様、に優美華麗な趣を出し、光琳の弟尾形乾山は放膽なる新味を現はし、肥前の酒井田柿右衛門は磁器に鮮麗な彩色を施すことに成功し、更に文化文政頃には京都に名工が輩出した。染織も亦京都の西

陣織を始め各地に發達し、宮崎友禪の創始した友禪染は繪畫を應用して艶麗を極め、桐生足利の機業も次第に發達して精巧なるものを出した。また泰平久しきに互つて刀劔は刀身の利鈍よりも装具の華麗を競ふ風が起り、目貫小柄鍔等の彫金の意匠・技巧が大いに進み、横谷宗珉は繪風毛彫の技を創めて世の好尚に投じ、その後藤奈良明珍の諸家にも夫々名工を出だした。かくの如く工藝は何れも巧緻の技術を競ひ、國民生活が爛熟に趨くに伴なつて總べての装身具は工藝化せられる趨勢となつた。殊に文化文政頃江戸の市民の好尚が次第に華麗より所謂粹を好むに及んでは、小物愛好の風が盛んとなつて、根付の彫刻、印籠の蒔繪等に精妙なる技術を發揮するに至つた。

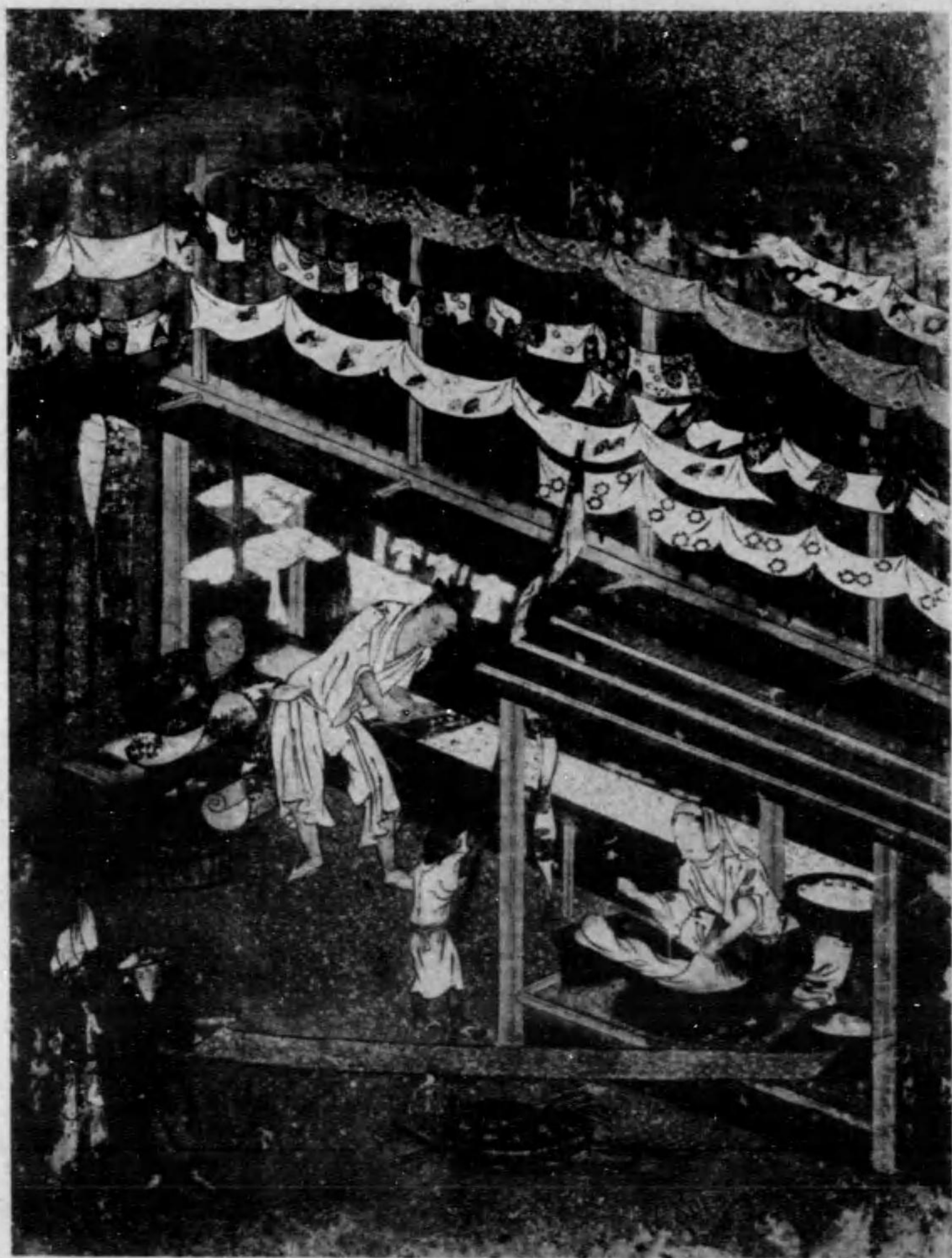
建築 建築はこの時代の初期にはなほ前代の豪壯な趣を傳へてゐたが、次第に技巧に趨り、繪様彫刻・彩色を濫用して往々卑俗に陥り、加ふるに一定の方式を墨守して類型に墮する傾向が著しかつた。神社建築は連綿としてよく古來の傳統を保持した。前代以來の新様式として靈廟建築に權現造が行はれた。その代表的なるものは日光の東照宮であつて、宛も神社と寺院とを混淆せる性質を具へ、繪様彫刻金具

彩色を以て華美壯麗な裝飾を施し、前代の裝飾趣味の極端に馳せた觀があつた。寺院建築は寛永寺増上寺の如き大伽藍の創建を除けば多くは再建修理であつて、東大寺大佛殿東寺五重塔清水寺本堂等がその著しいものである。また黄檗宗の萬福寺は伽藍の配置及び手法共に大陸の明の趣を傳へ、儒教の隆盛に伴なつて各地に建てられた孔子廟も同じく明の風を現はしたが、一般の建築には聊かの影響をも與へなかつた。

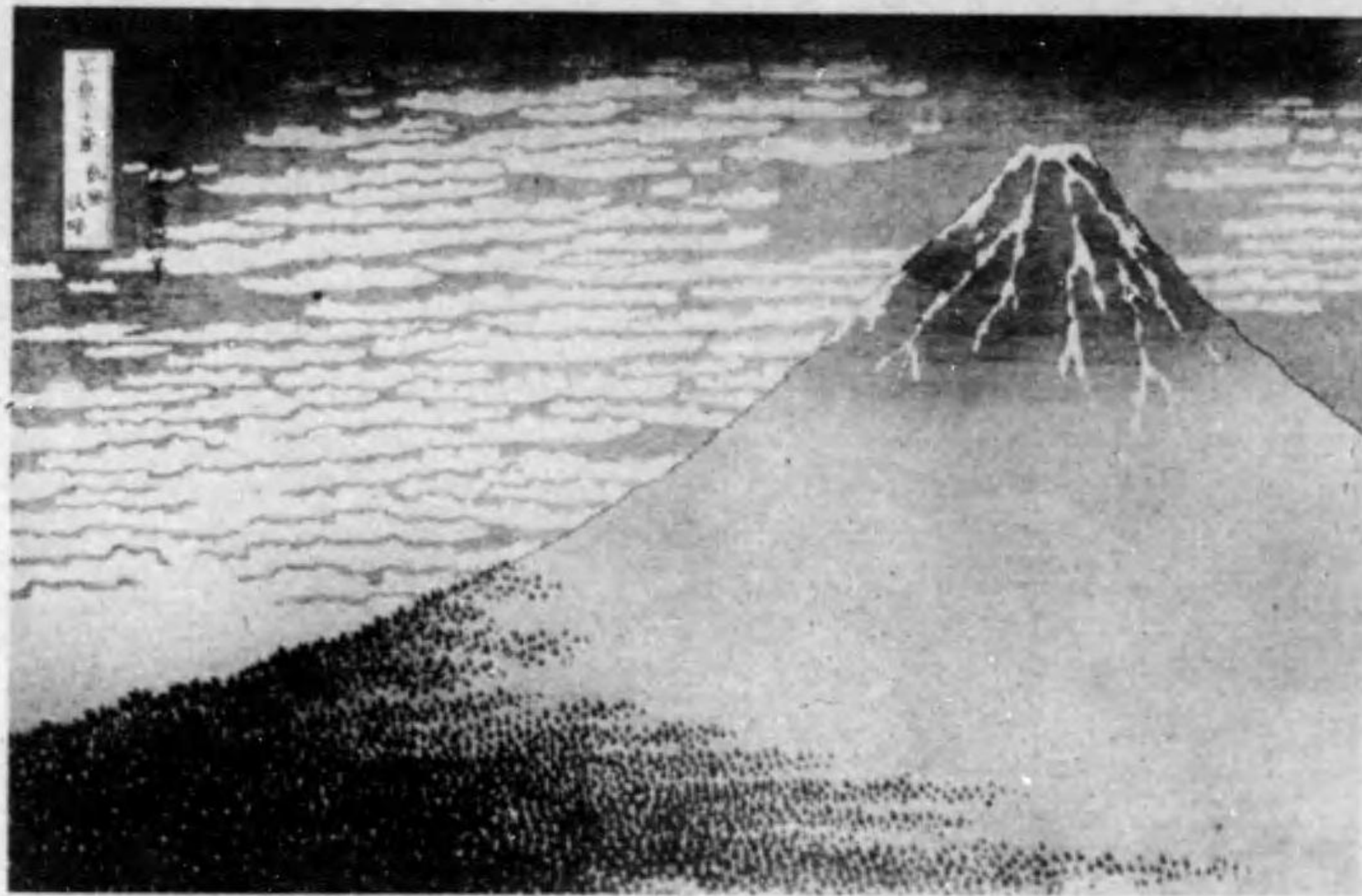
城郭は幕府の政策によつて、極力その築造修復が抑制せられたために、その發達は自ら止まつたが、大名の邸宅には書院造系の堂々たるものが多かつた。京都二條城の遺構の如きは典型的な書院造の住宅建築と見るべく、玄關遠侍大廣間黒書院白書院が雁行狀に配置せられ、室内は豪華な障壁畫と彫刻とを以て裝飾せられ、桃山時代の風を漂はしめてゐる。これに對して桂離宮は全く別箇の趣致を有してゐる。その創建は元和年間であつて、その後屢次の増築を重ね、古書院中書院新書院を始め大小の建物を配し、簡素にしてしかも高雅なる殿舎はよく閑寂なる林泉と調和して、自然と融合する我が住宅建築の神髓を發揮してゐる。また能舞臺はこの時代に一定

の型が完成し、更にこれを基として歌舞伎の舞臺が出現したが、後には大規模なる劇場建築が發達するに至つた。

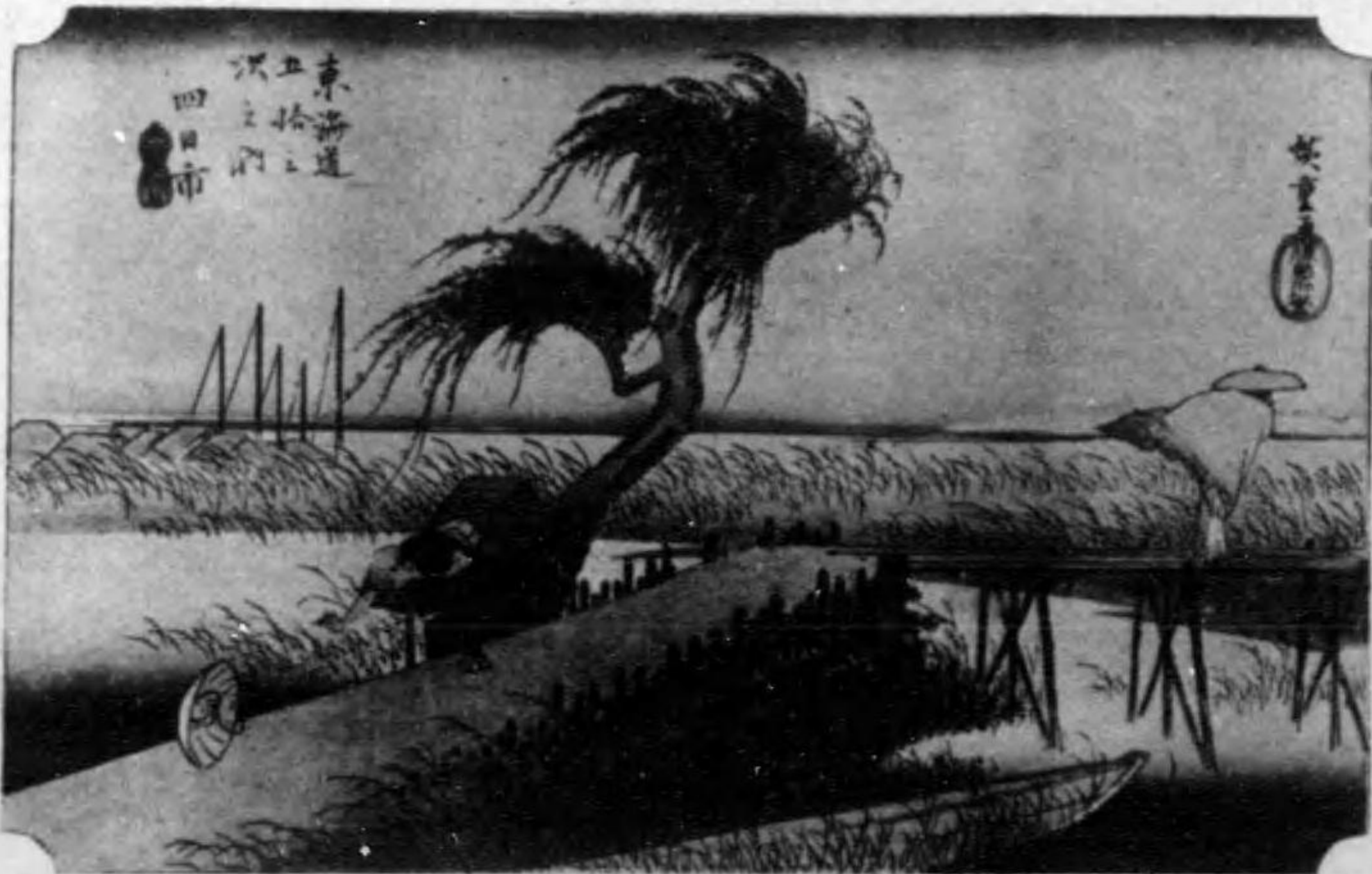
（以下は、本文の続きと思われるが、画像の解像度が低く、文字がほとんど読み取れない。概して、歌舞伎の舞臺の発展や劇場建築の歴史に関する記述と推測される。）



（師頼綱）圖畫人職 筆信吉野狩



(晴快風凱) 景六十三嶽富 筆齋北飾葛



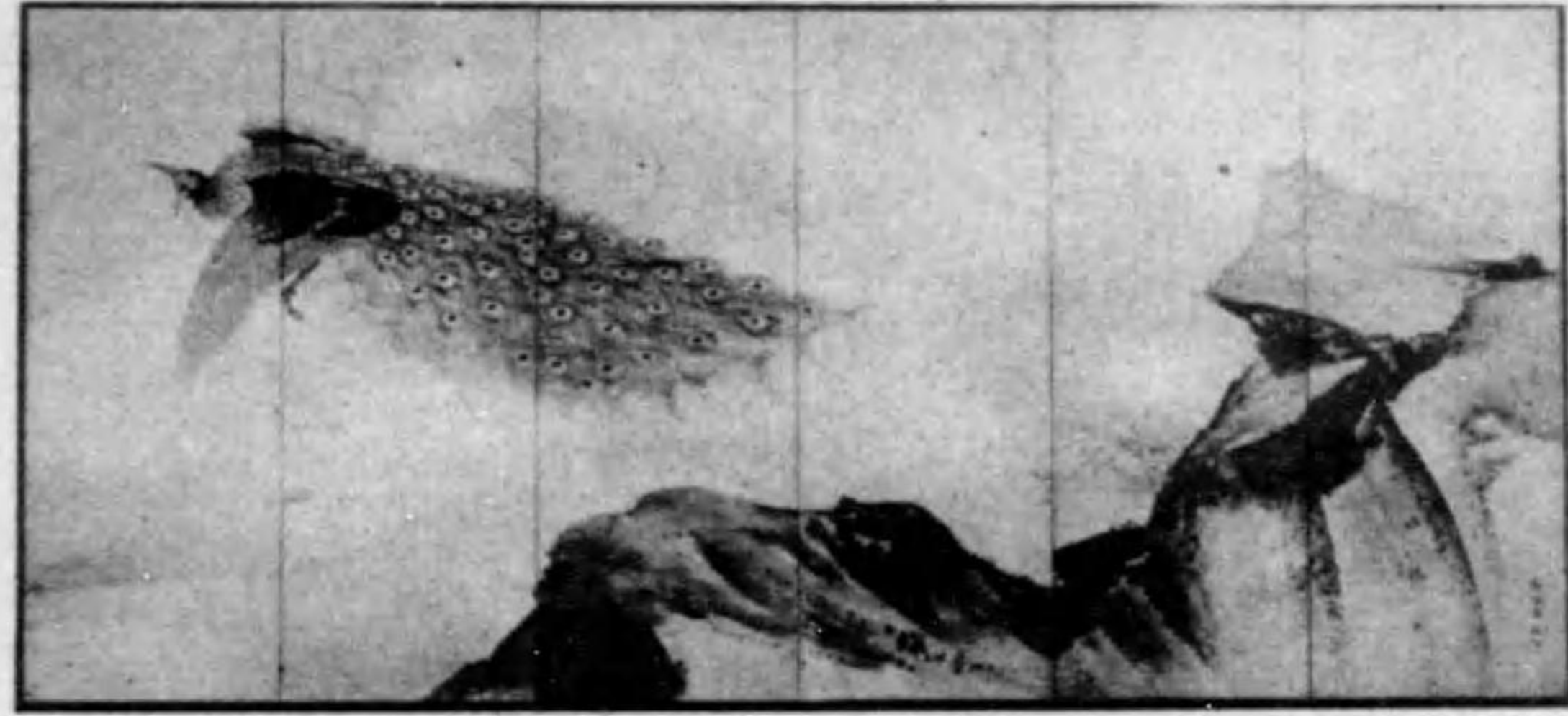
(市日四) 次三十五道海東 筆重廣藤安



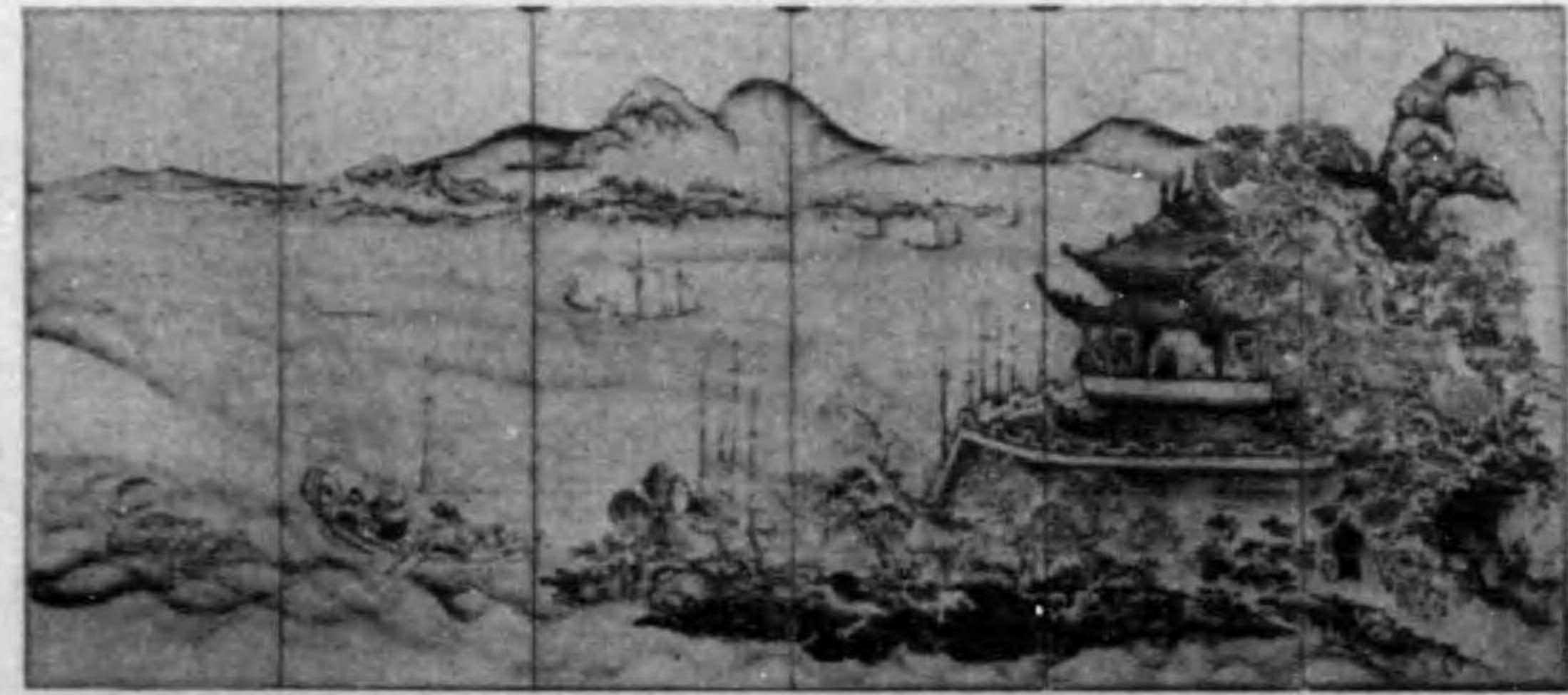
圖畫書棋琴筆曲探野狩



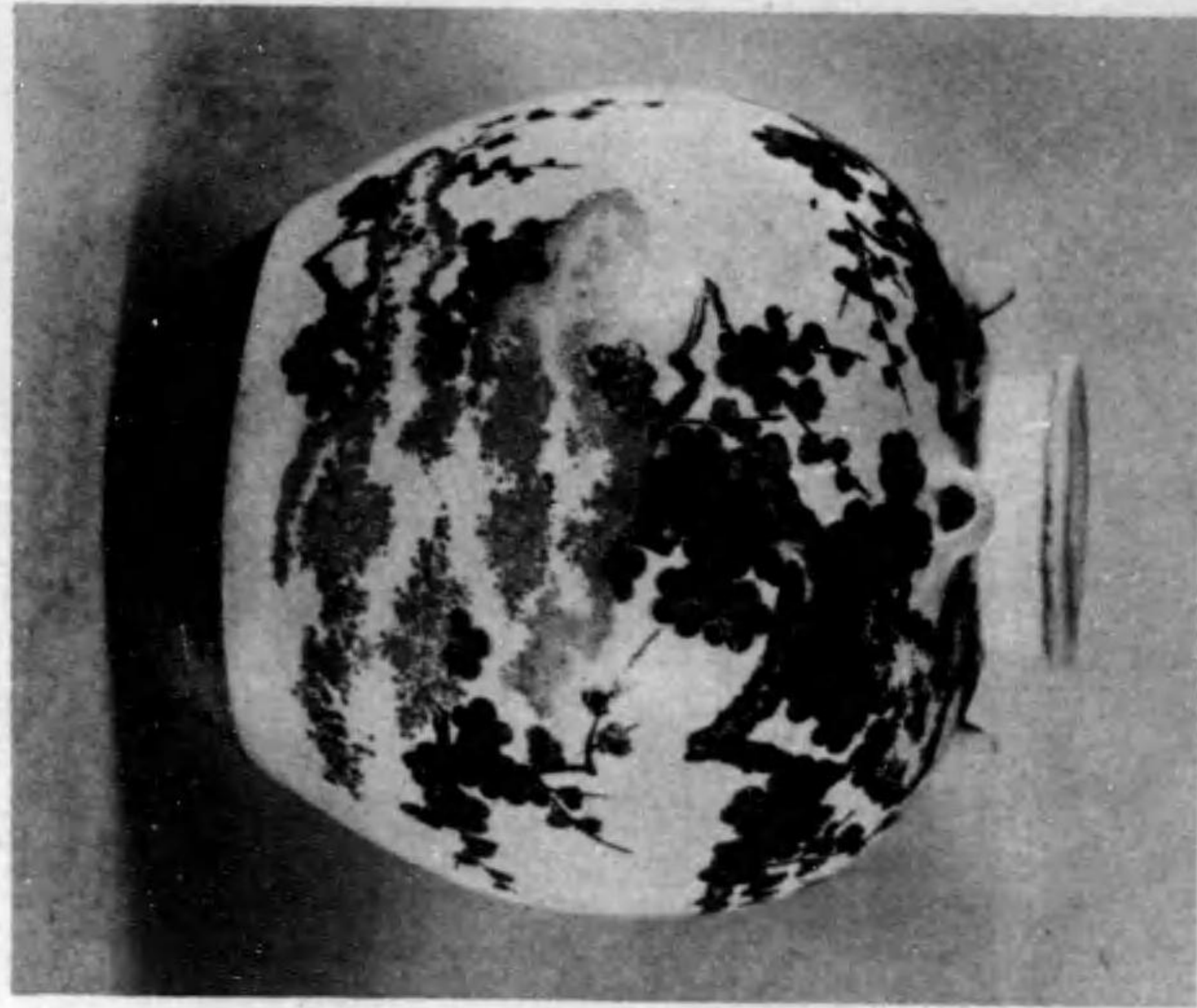
(神雷) 圖神雷神風筆達宗屋俵



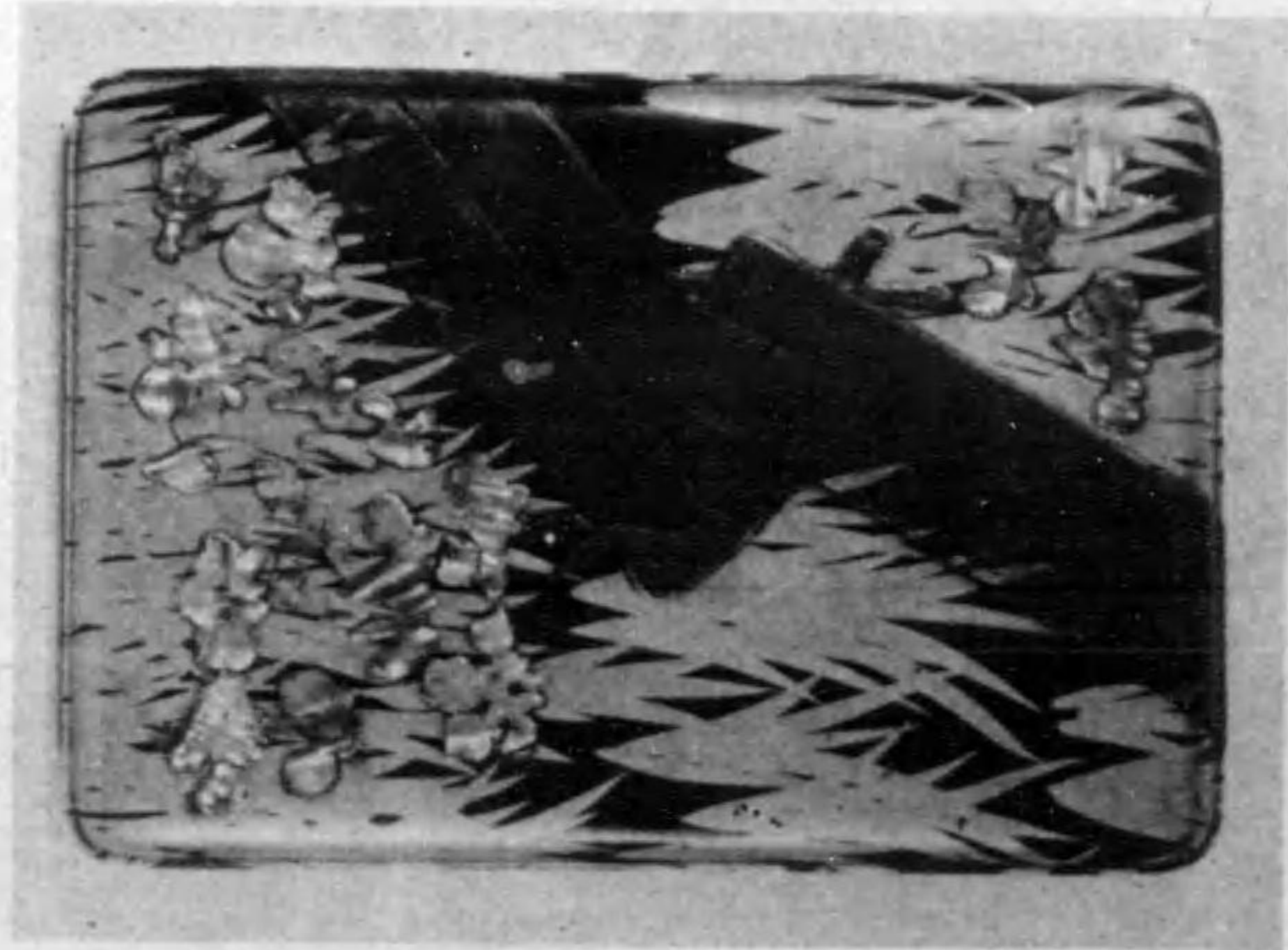
風屏圖雀孔雀 筆舉應山圓



風屏圖山水 筆雅大野池



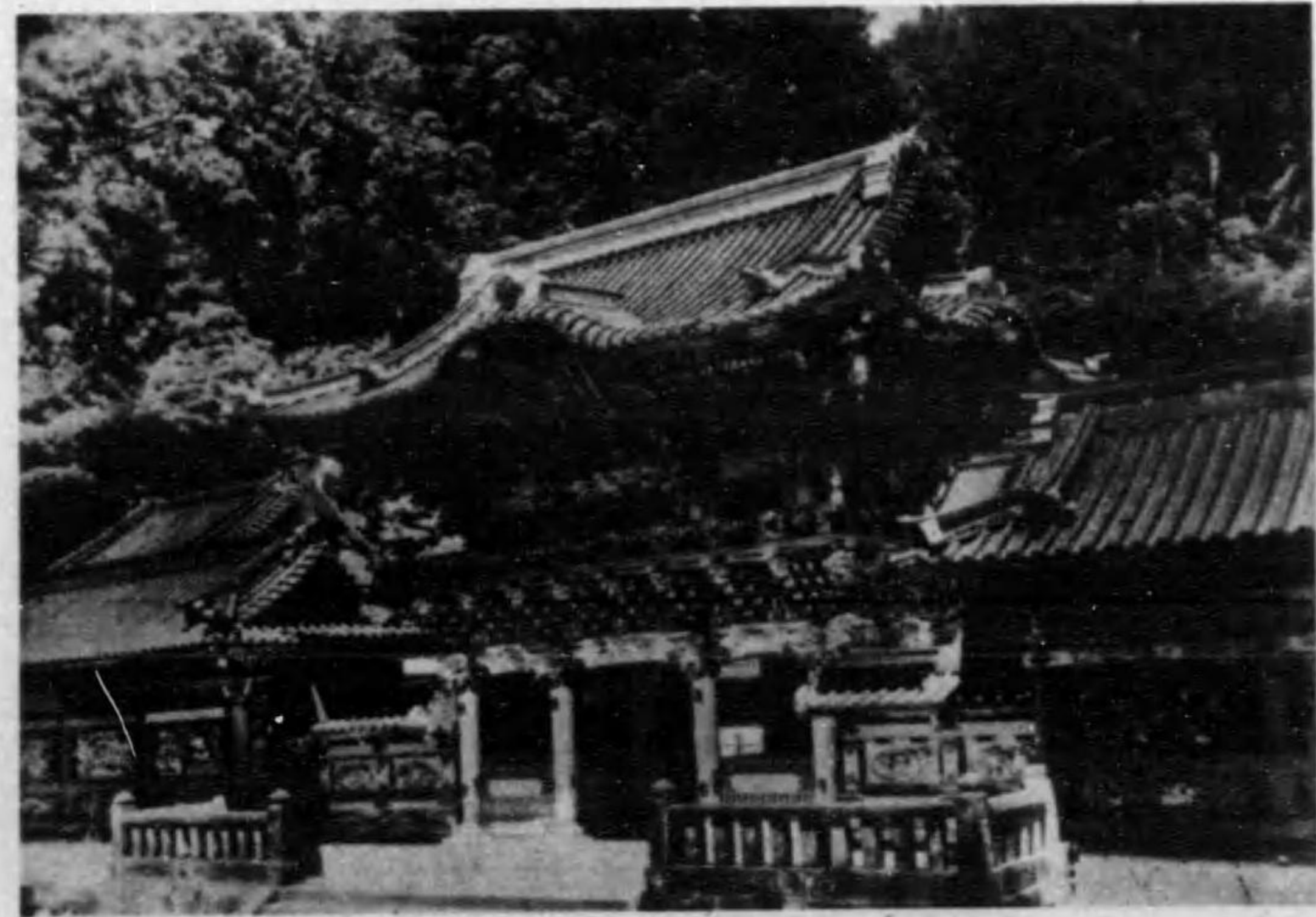
壺梅月繪色 作清仁村々野



箱觀繪薛橋八 作珠光形尾



桂離宮松琴亭



日光東照宮陽明門

第三章 江戸時代(下)

第一節 尊皇思想の發達

國體論の展開 君臣の分儼然たる我が國體は萬古不易にして萬邦にその類を見ない。されば國史の推移の間、事ある毎に國體に關する自覺が昂まり、或は熾烈なる神國意識となり、或は高邁なる國體論となつて時代思想を導いた。殊に江戸時代に於いては文運の興隆に伴なつて國史古典の研究が盛んとなり、國民の間には國體についての自覺が昂まり、延いて尊皇論の擡頭を來たした。加ふるに幕府は敬上奉公に至らざるところが尠からず、その施政は屢、擅斷に流れたために、幕府の僭越を憤ると共に幕政を批判するものも現はれ、更に幕末に至つて外患が頻發するに及んでは、國民上下に熾烈なる國家意識が昂揚し、尊皇論は攘夷論と結んで、尊攘運動を展開することとなつた。

前記の如くこの時代には儒學は全く國風に醇化して、國體論を唱道した儒學者が尠くなく、神道思想は鞏固なる尊皇の信念を涵養し、また國學は復古精神の昂揚に基づいて勃興し、その學統の榮えると共に國體論を確立するに至つた。これらは何れもやがて積極的な國體護持の運動として展開し、國民思想に大なる影響を及ぼしたのである。

吉野時代の懷古 江戸時代に於ける尊皇思想はまた建武中興の精神を偲び、吉野時代の歴史を回顧することによつても著しく昂められた。室町時代に於いては吉野時代の忠臣の事蹟は蔽はれ、楠木正成の忠烈も未だ顯揚せられなかつたが、江戸時代に入るや、その時代の遺芳を偲ぶ風が俄かに盛んとなつた。江戸初期、既に兵學を修め軍書を講ずるものが多くは正成を以てその開祖に擬し、正成の遺訓・壁書と稱するものが流行した如きは、何れもその崇拜の昂まつた結果である。また正成の事蹟の記されてゐる太平記が大いに世に普及して、太平記讀といふ生業も成立し、その暢達せる文章と肺肝を抉る悲史とは國民を感奮興起せしめることが大であつた。中興の精神を仰ぎ、忠臣の遺烈を欽慕し順逆を糺す風潮は、尊皇思想の發達に大な

る寄與をなした。例へば淺見訥齋は常に正成の誠忠の顯揚に努め、その門下の若林強齋も正成に私淑して、先師より繼承した京都の家塾を望楠軒と改稱し、尊皇思想を鼓吹した。なほ湊川の建碑を始め、正成顯彰の事業も行はれ、正成に關する書畫も流行し、殊に櫻井の驛訣別の畫は好んで描かれ、また正成像が祀られて臣節義氣を鼓舞したことも尠くなかつた。

實曆明和事件 尊皇思想の勃興はまた現實に幕政を批議する先驅者を出し、世局に波紋を生ぜしめた。竹内式部は即ちその一人である。式部は越後の人であつて尊皇の精神篤く、京都に出でて徳大寺家に仕へ、玉木葦齋に就いて垂加神道を修め、公家の間にこの説を講じた。その著奉公心得書に於いて皇室の尊嚴と君臣の關係とを説き、朝臣は神代より代々皇室の臣下にして、父母兄弟に至るまで朝恩を蒙るものなれば、その身はもとより紙一枚、絲一筋皆大君のためのものであつて誤りて我が身のものと思ふべからずと述べてゐる。式部に學ぶものは徳大寺公城、正親町三條公績等數百人の多きに及んだ。

時に桃園天皇は學問を好ませ給ひ、屢、公城等をして日本書紀を進講せしめられた。

これによつて垂加流の神道は天聽に達したが、一部の朝臣は式部の尊皇思想が幕府の嫌疑を招き、累を朝廷に及ぼさんことを懼れてこれを諫奏し奉つた。天皇は一旦御中止あらせられたが、神書之義は日本之根源に候、日本之主として日本のふみ御覽なくともろこしの書のみ御覽候事、如何に思召候。との旨を仰せられて、再びその進講を続けしめ給うた。しかしやがて寶曆八年(二四一八)公城を始め式部の門下は徒黨を結んで、不穩の風説を唱へ、朝廷を騒がしたといふ理由を以て處罰せられ、式部も幕府の糺問を受けた。幕府は式部が朝臣の間に神書を講じ、種々の風説を生じたことを理由として追放に處し、近畿、關東等の諸國に立入ることを禁じた。これを世に寶曆事件といふ。

寶曆事件後九年にして明和四年(二四二七)山縣大貳藤井右門が尊皇の説を唱へて幕府に罰せられた。大貳は甲斐の人であつて關齋派の學を修め、また兵學に精しく、寶曆年間江戸に於いて儒學、兵學を講じ、名聲が大いに揚つた。寶曆九年(二四一九)柳子新論を著して時勢を批議し、大義名分の紊れ、尊卑の序の失はれたのを慨き、皇政の古に復する要を諷した。右門は越中の人、京都にあつて寶曆事件に關係したので

遁れて江戸に來り、大貳の家に寓して共に兵學を講究してゐた。然るに大貳、右門はその兵學を講ずるに際し尊皇討幕の實行についても説いたので、遂に幕府のために刑に處せられた。こゝに於いて式部も亦糺問を受け、京都追放の身を以てこゝに立入つたことが露はれ、遠島の刑に處せられて八丈島に赴く途中に歿した。これを明和事件といふ。寶曆、明和事件は尊皇運動の先驅として注目すべく、公家を始め心あるものの中に既に幕府政治に懣らずして、朝威の恢弘を圖らんとする機運が昂まりつゝあつたことを示してゐる。

尊皇運動の展開 國體論が唱道せられ、尊皇思想が昂揚するに伴つて、尊皇運動に盡瘁するものが次第に多くなり、顯著な行實を遺してゐる。高山彦九郎は延享四年(二四〇七)に上野新田郡に生まれ、太平記を讀んでその尊皇殉忠の精神に多大の感化を受け、後京都に上つて禁闕を拜し、皇統連綿として寶祚の無窮なるに深く感激し、更に廣く諸國を遍歴して大義を説いた。また蒲生君平は明和五年(二四二八)宇都宮に生まれ、彦九郎と同じく太平記を讀んで中興の偉業に感奮し、水戸に赴いて藤田幽谷に教を受け、國史、古典の研究に力を致した。それより京畿に赴いて歴代皇陵の實

狀を拜してその荒廢せる有様に慷慨し、山陵志を著はして尊皇の至誠を披瀝した。而してこの時代の末期には内外多難なる國家の危急に際して、尊皇運動は益々盛んとなつたのであるが、常にこれが指標となつたものに水戸學がある。

水戸學派の尊皇思想は水戸藩の大日本史編修がその基礎をなして發達したが、その後獨自の學風を生み、寛政以來、藤田幽谷を始めその門人會澤正志齋、幽谷の子東湖等が夫々尊皇の大義を述べた。

幽谷は十八歳にして正名論を著はし、國體の本義を明らかにして君臣上下の名分を正すべきことを論じた。即ち我が國に於いて藤原氏が攝關の職を相承し、また武家が兵馬の權を握つても、なほ臣禮を執つて皇室に仕へ、敢へて自ら王と稱することのないのは、儼として名分の存するがためであつて、幕府が皇室を尊べば諸大名も幕府を崇め、諸大名が幕府を崇むれば士も諸大名を敬ひ、かくて上下相保つに至るであらうと説いてゐる。

會澤正志齋は幽谷の後を承けて一層水戸學を進めた。文政八年(二四八五)には新論を著はして國體を論じ、世界の大勢を述べ、富國強兵の要務を説き、神代以來萬世一

系の皇統を戴き、臣民はその祖先が仕へた朝廷に同じく奉仕して變らないのが我が國體であつて、國民の皇室を尊崇するのはその至情に出で、父祖に孝を盡くすは君に忠なる所以であり、君に忠なるはまた父祖に報ずる所以であり、我が國では忠孝一に歸し、政教を俟たずして民は自らその俗に化すと敍べてゐる。

水戸學は幽谷正志齋によつて大成せられたが、徳川齊昭が封を襲ぐや、齊昭は幽谷の子東湖及び正志齋等と圖り、これを實踐に移して藩政を改革し、屢藩士を戒めて水戸藩が皇室の藩屏、幕府の羽翼たることを説き、文武の業を修め國恩に報せんことを勵ました。また新たに藩校を設立してこれを弘道館と稱し、弘道館記を作つて建學の精神を明らかにし、忠孝二なく、文武岐れず、學問事業はその效を異にせず、神を敬ひ儒を崇び、衆思を集め群力を宣べ、以て國家無窮の恩に報すべきことを説いた。更に齊昭は東湖をして弘道館記述義を著はして、館記の趣意を敷衍せしめた。その説くところは漢學の傳來以前より我が國の道たる皇道がよく行はれ、これがために寶祚は無窮に、國體は尊嚴に、蒼生は安寧にして、蠻夷戎狄は率服すといふにあつて、國學者が儒學を排斥するに反し、水戸學では儒學を以て皇道を扶翼し、これを益々明且つ大な

らしめるものとなしてゐる。かくの如き水戸學の有する熾烈なる國家意識と尊皇思想とは幕末の尊皇攘夷の志士に大なる影響を及ぼした。

第二節 内外情勢の緊迫

一 幕政の破綻

文化文政期の世相 幕府政治の推移の間尊皇思想は次第に國民上下の間に昂まつて幕府の勢威の失墜を來たし、また多年に亙る幕政の醸した積弊は漸く著しくなつて綱紀弛緩し、士風は頹廢し、財政は益々困難となつて次第に破綻の兆を現はして來た。この趨勢は寛政五年(二四五)老中松平定信がその職を退いて後、將軍家齊の在職せる文化文政期を中心とする間に著しく進んで來た。

家齊は將軍在職五十一年の久しきに及び、官位は従一位太政大臣に陞つて武家最高の御殊恩を辱うし、徳川氏の榮華はこの時を以て絶頂に達して世は泰平の春を壽ぐかに見えたが、奢侈逸樂の風は益々甚だしきものがあつた。即ちその初期にはなほ

暫く定信の施政方針が維持せられたが、文政元年(二四七)水野忠成が老中となり、家齊の意を迎へて權を専らにするに及んで、定信の遺風は次第に滅んだ。かくして將軍の生活の豪華と幕政の弛緩とのために、寛政の改革によつて一時恢復せられんとした幕府の財政は再び窮境に陥り、加ふるに北邊の警備等に巨費を要したので、毎年の支出超過は莫大な額に上つた。由來幕府はその主要な財源を農民の貢租に置き、町人の運上・冥加の如きは比較的少額に過ぎなかつたが、こゝに於いて江戸・大阪の町人に巨額の出金を命じて、歳入の不足を糊塗した。また更に文政元年以降數度に亙つて貨幣の改鑄を行ひ、その品質を低下せしめて莫大なる差益金を出し、辛うじて財政の破綻を彌縫してゐた。しかしこれがために貨幣制度は紊亂して物價が甚だしく騰貴し、國民の生活は安定を缺き、幕府の權勢も自ら失墜するに至つた。

武士及び庶民の窮乏 諸藩に於いても參勤交代の遵守及び都市生活の風の浸潤等によつて、殆ど總べてが財政の窮迫に苦しみ、多くは富商より巨額の借財を行ひ、また種々の政策によつて收支の破綻を糊塗せんとした。即ちこれら諸藩は貢租の増徴、藩札の發行、知行・俸祿の借上、貸借關係の破棄、專賣制度の實施を始めとして、節儉の

勵行、新田の開発、國産の奨励等の政策を實行してゐた。しかし貢租の増徴は農民の困窮を來たし、藩札の發行も多くは濫發の弊に陥つて經濟界を混亂せしめ、貸借關係の破棄は却つて將來の資金融通の途を梗塞することとなり、特定商品の專賣も容易に所期の利益を收めることが出来なかつた。また知行俸祿の借上は事實上の減祿であつて、甚だしきはその額が本祿の半ばにも及んで、藩士の困窮を招いた。

世を擧げて泰平を謳歌せる時に當つて、武功による立身出世の道は全く望むべくもなく、武士は賄賂、請託、饗應等によつて榮達を圖り、武事を等閑に附して奢侈遊惰の風に染み、士氣の沈滞は年と共に加はつた。且つ物價の騰貴に伴ひ、その生活は愈々收支の均衡を失し、殊に小祿者の窮乏は甚だしく、内職、借財、質入等によつて辛くも糊口を凌ぎ、中には博奕等を事として市井無賴の徒と毫も擇ぶところなきものも現はれるに至つた。かくて質實剛健を誇つた武士の風は漸く廢れ、庶民殊に富商の侮を受けるものもあつた。

幕府諸藩及び武士の窮乏は延いて農民の負擔を重からしめ、貢租の前納を命じたことも稀ではなかつた。加ふるにこの時代を通じて頻發せる飢饉は農民に深刻な

る打撃を與へ、また農村人口は減少して田畑の荒廢を招くことも尠くなかつた。これに對して幕府及び諸藩は貢租の減免、米錢の施與、米價の調節等の應急措置を講じ、また盛んに備荒施設を奨めて米穀の貯藏をなし、農民の離村を抑止するなど、種々の方策を施したが、多くは彌縫の域を出でなかつた。かくて凶荒に脅かされ負擔に悩む農民が、徒黨を組んで大名、代官等に窮狀を訴へ、所謂百姓一揆を起す場合もあり、殊に天明及び天保の飢饉に際してはその頻發を見た。

かゝる情勢は天保八年(二四九七)大阪に於いて大鹽平八郎の亂を誘發するに至つた。平八郎は初め大阪東町奉行所與力であつたが、後職を辭して陽明學を講じ、洗心洞割記等を著はしてその名聲が世に聞えてゐた。偶々米價の暴騰によつて、大阪市民の困窮するものが多かつたので、町奉行にその救恤を建言したが容れられなかつた。こゝに於いて多年蓄積した自己の藏書を賣却して窮民に賑給し、次いで同志と共に俄かに起ち、大阪近在に檄を飛ばし、市中に火を放つて富商を襲つた。亂は一日にして平ぎ、平八郎は自殺したが、幕府の直轄地たる大阪に於いて事が起つたことは、幕府及び諸藩の當路にとつて、實に青天の霹靂であり、亂物發の際の幕吏の周章狼狽に至

つては、武備の弛緩と士風の沈滞とを暴露し、その怯懦を嘲笑した落首おとし戯文ぎぶんの類も多数世上に現はれた。この後間もなく同年六月には平田篤胤門下の生田萬まなも越後の柏崎に兵を擧げ、代官の秕政を憤つて陣屋を襲ひ、また備後攝津等にも暴動が頻發した。何れも大事に及ばずして鎮壓せられたが、かくの如く有識の士が奮起したことは、明瞭に幕府の統御力の弛緩を示してゐる。

天保の改革 大鹽の亂後いくばくもなく家齊は退隱して子家慶が將軍に補せられ、次いで天保十二年(二五〇)に家齊が歿するや、老中水野忠邦は幕政の改革に着手し、享保寛政の治績を範として時局を匡救せんとした。即ち先づ幕吏の黜陟を斷行して人材を簡拔し、諸大名の參勤交代制を勵行して綱紀の肅正を圖り、また奢侈淫蕩の風の一掃に努め、節約を獎勵して高價な物品の販賣を禁じ、遊藝の取締りを嚴にし、禁を犯すものを嚴重に處罰した。而して經濟政策には最も力を盡くし、貸銀、金利の引下げを行ふと共に、從來營業を獨占してゐた株仲間を解散を命じて物價の抑制を圖り、江戸の浮浪人の歸農策を講じ、困窮せる旗本家人を救済するため、低利の資金を貸與し、幕府の財政匡救の方策として印旛沼の干拓にも着手した。更に文教を興

して忠孝仁義の道を行はしめんと圖り、昌平坂學問所の振興に力を致して貴賤の別なく講義を聽聞せしめ、江戸の手習師匠に令を下して童幼に禮儀の尊ぶべきを教へ諭さしめた。また武藝の獎勵にも意を用ひ、高島秋帆の首唱に基づいて西洋砲術を採用し、武藏の徳丸ヶ原に於いて洋式兵制による歩砲兩隊の演習を行はしめた。

以上の如く忠邦の改革は多方面に互つてゐたが、奢侈逸樂の餘弊を容易に改めるに至らず、且つその施策が餘りに嚴しかつたため、既に多年安逸に馴れてゐた人心は却つて離反して幕府内部にも非難の聲が昂まつた。その經濟政策の如きも、株仲間の廢止は取引の圓滑を缺く結果となり、随つて物價も豫想に反して低廉とならなかつた。偶、天保十四年(二五〇三)幕府は江戸大阪近傍の大名旗本領を上知せしめて直轄領となすべき令を下したが、大名等の間に忽ち黨々たる反對論が起つたので、家慶はこの令を撤回して忠邦の職を免じた。こゝに於いて忠邦の意圖した改革は須臾にして畫餅に歸し、爾後内外の難件が錯綜せる中に、幕政の破綻は益々著しくなつた。

諸藩の改革 天保の改革が失敗に歸し、また諸藩の多くも財政困難に苦しんでゐたが、中には施策宜しきを得て、他日活躍の素地を固めてゐたものもあつた。殊に薩

摩・水戸・長門等の諸藩は大いに改革の實を擧げ、後日維新の風雲に際會してよく藩力を竭くして勤皇の大義に奔走することが出来た。

薩摩藩に於いては藩主島津重豪が天明七年(二四四七)封を子の齊宣に譲つて退隠し、なほ藩政を左右してゐた時に改革の實施に着手した。即ち内は文武兩道を獎勵して士風を振起し、且つ殖産興業に意を用ひ、外は巨額の費用を投じて造船業を興し、琉球貿易を盛んにした。その結果、經費は嵩み、一時財政の逼迫を來たしたが、人材を登用して財政整理に當らしめ、且つ大島・徳島・喜界島に産する砂糖を藩の專賣事業として巨利を博したため、天保の末頃には藩の財政も恢復するに至つた。

水戸藩に於いては文政十二年(二四八九)徳川齊昭が封を襲ぐと共に改革を行つた。即ち齊昭は深く時弊を洞察し、藤田東湖・會澤正志齋等の賢良を擧げて、藩士の窮乏を救ひ、撫民に努めて備荒施設の完備を圖り、富國強兵教育の三事に力を注いだ。特に天保十一年(二五〇〇)以降は毎年一回追鳥狩を行つて士氣を鼓舞し、また異國艦船の近海に出沒するを見ては邊海防備の一日も忽せにすべからざるを覺り、海防掛を新置し、銃砲鑄造のために反射爐を設け、沿海の要所には砲臺を築いて急に備へた。か

くて齊昭の苦心は漸く功を奏し、その治績は大いに見えるべきものがあつた。

長門藩に於いては天保八年(二四九七)藩主毛利慶親敬親の襲封當時既に巨額の負債があり、加ふるに風水害等に災されて藩庫の収入は殆ど半減するが如き状態であつた。されば慶親は財政の改革を當面の急務となし、儉約令を發して自ら範を垂れ、村田清風を登用して改革の衝に當らしめ、經費を節減して收支の平衡を圖つた。また士氣の振作と武備の充實とに留意し、藩校・明倫館に於いて大いに文武を獎勵し、江戸・櫻田の藩邸内にも學館を設けるなど、同藩の改革事業は着々として進んだ。幕府が屢次の改革に所期の成果を擧げ得なかつたのに對して、これら雄藩が藩政改革に邁進してその効果を收めたことは、やがて維新回天の大業を翼賛し奉るべき素地を固める所以ともなつたのである。

二 外患の頻發

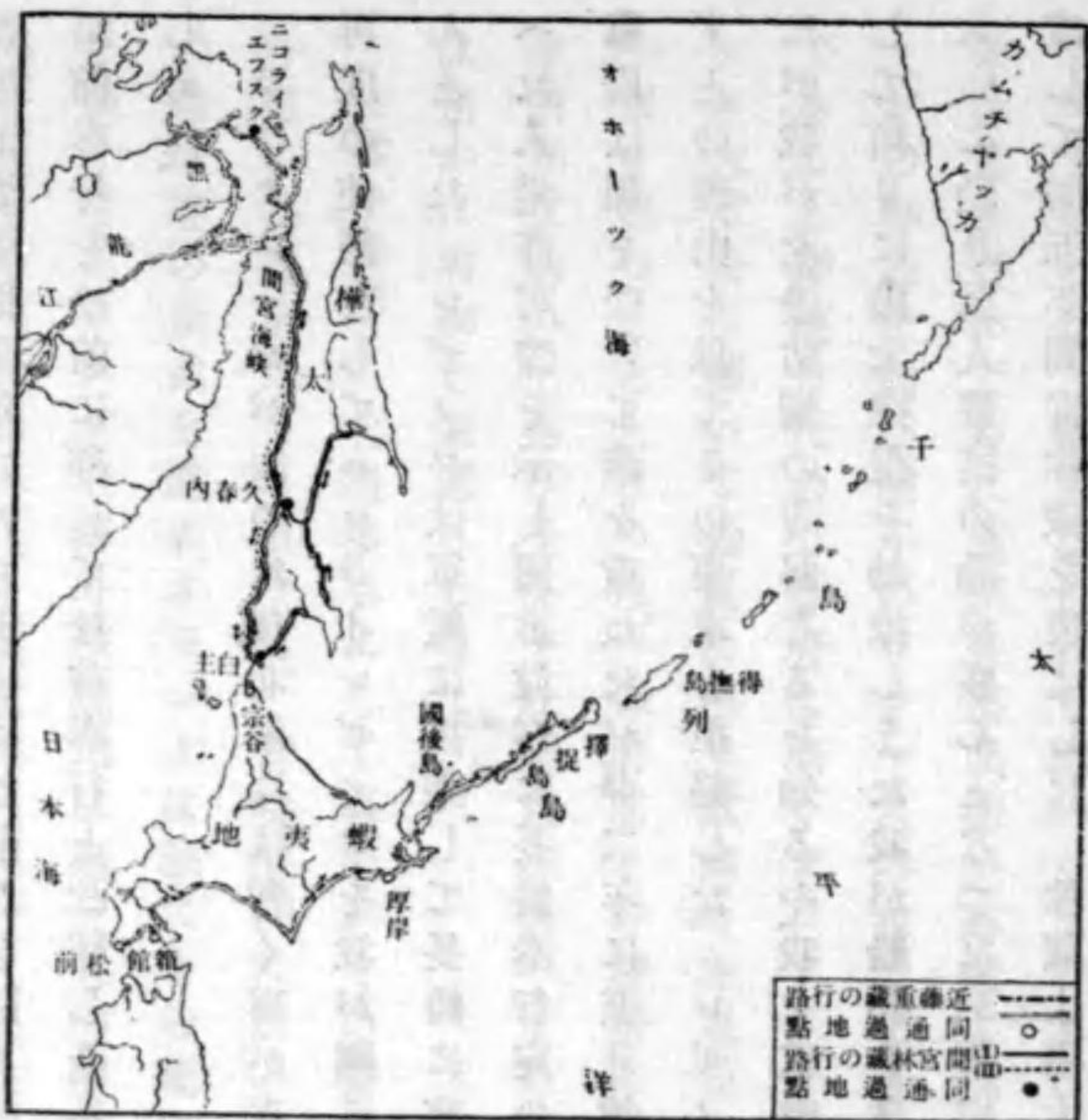
露人の來寇 寛永の鎖國以來既に百數十年を経て、幕府が庶政の破綻に悩み、邊防の事を忽せにせる間に、歐米諸國の勢力は相次いで我が周邊に迫り來つた。即ちイ

スバニヤ・ポルトガルは既に昔日の倂なく、東亞に於ける列國の競争場裡より敗退し、オランダも亦一時東亞の貿易に大なる地歩を占めたが、いくばくもなく國勢振るはず、目前の商利に奔つて植民地經營に失敗し、これに代つて英佛米露の諸國が鋒鏑を東方に延ばして來た。

露國は夙に意を東亞經路に用ひ、人煙稀なるシベリヤを蠶食し、カムチャツカに侵入して更に南下を續け、安永年間には既に千島列島に沿うて北海道に達し、我が北邊に侵寇するに至つた。幕府は情勢が急を告げ、輿論の漸く喧しくなつたのに動かされ、天明五年(二四四五)最上徳内を北海道に派遣した。徳内はこの時始めて得撫島とほつぼに到り、具さにロシア人南侵の實狀を探索したが、その後寛政四年(二四五二)には更に樺太に渡つた。然るにこの年露國は我が漂流民の送還を名として使節エリククラツクスマンを我が國に遣はし、根室に到つて修好通商を請はしめた。ラツクスマン一行は翌五年幕吏と松前に會し、應接の結果、長崎入港の許可證を得て一旦歸國した。

こゝに於いて幕府は國防の急務なることを覺り、沿海諸藩に令して海防を嚴にせしめると共に、幕府自ら江戸灣の防備を固め、北海道警備の策を運らした。かくてこ

の年老中松平定信をして相模伊豆の沿岸を巡視せしめ、同九年には盛岡津輕二藩に



北方要圖

出兵を命じて北海道の要地を固め、また翌年には近藤守重重藏等を同島巡察のために派遣した。守重は擇捉島とらつとに到つてロシア人の立てた十字の柱を抜き、大日本恵登呂府といふ標柱を立て、我が國土なることを明確にした。更に翌年幕府は北海道東部を直轄領となして防備を固め、伊能忠敬に命じて同島沿海の地を測量せしめ、その間開拓事業も進捗し、享和二年(二四六二)には箱館奉行を置

き、越えて文化四年(二四六七)には松前氏を陸奥に移して同島西部をも直轄領となし、箱館奉行を松前に移して松前奉行と改稱し、全島の警備開拓及び住民の撫恤に當らしめた。

ラツクスマンが去つた後、北邊には暫く事がなかつたが、文化元年(二四六四)露國は再度の使節としてニコライ・レザノフを我が國に遣はして修好通商の交渉を開始せんとした。レザノフは軍艦に搭乗して長崎に來り、さきに幕府がラツクスマンに與へた入港許可證を示し、國書並びに長崎奉行宛の書翰を提出して交渉開始を請うた。幕府は報を受けて議を重ねたが、翌二年に至り鎖國の祖法はこれを枉げること能はずとの理由を以てその要求を拒絶した。レザノフは不満を懷いて歸國の途に就いたが、我が北邊防備の薄弱なるを知るや、我を威嚇して目的を達せんとし、武装船を出して頻りに樺太擄捉を劫掠し、また我が船舶を拿捕した。これがために我が民心は大いに動き、露人撃攘の論が盛んとなつたが、幕府も樺太の狀況を調査する必要を痛感して、同五年間宮林藏を遣はした。林藏は樺太の西北部に到つて始めてその島なることを知り、翌年更に大陸に入り具さに探檢を遂げて歸つた。次いで同八年には

國後島警備中の盛岡藩兵が同島の沿岸を恣に測量してゐた露艦艦長バシリ・ゴロニンヲ捕へた。幕府はこれを幽囚して容易に許さなかつたが、翌年この方面に海運業漁業を營んでゐた高田屋嘉兵衛が露艦に捕へられ、露國は嘉兵衛を介してゴロニンの釋放を請ひ、前年のロシア人の我が北邊侵寇は全く露帝の關知せざるところであると辯疏したので幕府は漸くゴロニンを釋放した。時に歐洲の天地はフランス大革命に續いて動亂に陥り、露國も亦東亞を顧みるの餘裕なく、我が北邊は暫く小康を保つこととなつた。幕府はこの情勢に安んじて諸藩の戍兵を漸次撤去し、文政四年(二四八二)再び全島を松前氏に與へてその警備開拓を閑却したため、世の識者は密かに將來を憂慮してゐた。

英艦の狼藉 北邊多事にして幕府がその警備に奔命せる時に當り、突如九州にも外患の勃發を見るに至つた。當時歐洲に於いてはフランス皇帝ナポレオン一世が大陸席卷の歩武を進め、オランダは既にその屬領と化し、イギリスはフランスと抗戦を續けて、オランダの海外植民地は殆ど英佛兩國の爭奪するところとなつてゐた。偶、文化五年(二四六八)八月、英艦フェートン號は蘭船拿捕の命を受けて長崎に入港し、

蘭國旗を掲げて我が戍兵を欺き、二名のオランダ商館員を拉致し、更に夜陰に乗じて港内深く侵入して、蘭船の所在を探索した。長崎奉行松平康英は大いにこれを憤り、急遽同港警備の佐賀藩に出兵を命じて英艦脅威の策を講じたが、戍兵少くして遂に時機を失し、纒かに拉致せられたオランダ商館員の奪回に成功したのみで、空しく英艦の横暴を傍觀するの已むなき状態であつた。英艦は碇泊二日にして去つたが、康英は憤激措く能はず、自ら責を負うて自刃した。佐賀藩の重臣數名も亦責を負うて自刃し、藩主鍋島齊直も幕府の譴責を蒙つて百日の蟄居を命ぜられた。この事件によつて我が朝野の英國に對する憤激は極度に昂まり、またこれがために長崎警備は大いに強化せられ、大砲の鑄造、砲臺の構築は一段と進捗するに至つた。

フエートン號事件より數年ならずして、英國は元和以來斷絶せる對日通商の復活を計畫し、長崎出島のオランダ商館を乗取らんとして、同十年特使を派して商館長ヅーフに商館の引渡しを迫つた。しかし英國の暴慢を憤る聲は愈々高く、その企圖は遂に水泡に歸した。その後も英國艦船の我が近海に出沒するものは跡を絶たず、浦賀沖、江戸灣、水戸藩領大津濱、薩摩藩領寶島及び長崎、相模沖等に現はれ、或は通商互市を

求め、或は恣に沿岸を測量し、或は食糧を掠奪して、屢、我が國の平安を破つた。

佛國の野望　これより先、フランスは印度侵略に於いてイギリスとの競争に敗れたが、交趾支那の一角をその手に收め、東亞に地歩を占めるに及んで、密かに琉球に着目するに至つた。かくて天保十五年(二五〇四)に至り、フランスは同島覬覦の第一歩として、宣教師を那覇に滞在せしめ、徐ろに島民を感化せんと圖つたが、薩摩藩は嚴重にこれを監視して島民との接觸を禁止した。また一方佛人の琉球滞在のことは早くも英國の注意を惹き、英國も亦宣教師を派遣して暗に佛國と對抗せんとした。その後、弘化三年(二五〇六)佛國東印度艦隊は同島に來航し、滯泊月餘、強硬に通商の開始を迫つたが、琉球はこれに對して土地狹小、物資缺乏を理由として辛うじて拒否することが出来た。併しながら佛國艦隊の強硬なる態度は幕府の知るところとなり、時恰も米國使節ジェームス・ピッドルが浦賀に來つて通商を求めてゐた際でもあつたので、幕府は新たに外國との紛争を惹起すべきを惧れ、場合によつては琉球に限つて通商を行ふも亦已むを得ずと考へた。これ即ち幕府の傳統的政策たる鎖國の法が、將に崩壊せんとする機運に向かつてゐたことを示してゐる。然るにその後、英佛二

國は互に勢力の牽制を事とし、且つフランスは本國に於ける二月革命の騷擾のため、東亞政策にも變化を生じて、琉球滯留の宣教師の引上げを行ふに至つた。

米艦の來航 この頃米國は新興の勢に乗じて對支貿易及び北太平洋の捕鯨業に進出し、太平洋を往復する米國船舶は次第に多くなつた。されば米國に於いては、これらの船舶の難破に備へ且つ薪水食料の補給を得んがために、我が國內に開港場を求めんとする聲が漸く昂まつた。かくて弘化三年(二五〇六)米國は我に開國の意向ありや否やを確かめるために、東印度艦隊司令長官ビッドルを我が國に派遣した。ビッドルは麾下の軍艦二隻を率ゐて浦賀に來り、米國の希望を述べて我が意向を探つたが、幕府はこれに對して通商嚴禁の旨を陳べてその退去を促したので、滯泊十餘日にして浦賀を去つた。幕府は米艦の浦賀滯泊中、その搭載せる兵器類を揚陸すべしと要求したが、彼の聽くところとならなかつたので、江戸灣警備の川越、忍兩藩及び附近の諸藩に出兵を命じて非常を警めた。これと日と同じうして、佛國艦隊三隻が琉球より長崎に入港し、薪水を求め自國漂流民の救護を要求して同港を退去した。かくの如く外患は將に繁からんとして幕府要路は事毎にその對策に苦慮し、益、祖法

の守り難きを痛感するに至つた。

三 幕府の對外策

外國船の處置 幕府は外患の漸く頻繁となるに鑑み、寛政三年(二四五二)外國船の取扱方法を諸藩に令し、外國船に對しては心中に擊攘の覺悟を固めつゝも成るべくは穩便に取扱ひ、機宜の措置を講じて輕舉事端を發することなからしめた。その後屢、沿海諸藩に令を下して海防を嚴重にすることを命じ、幕府自らも江戸灣防備の強化に努めた。更に文化元年(二四六四)露國使節レザノフが長崎に來つてより、幕府は愈、沿岸の警備を怠らなかつたが、なほ外國と事端を醸すことを懼れ、同三年重ねて寛政三年と同趣旨の布達を發して、沿海諸藩を警めるところがあつた。かくの如く寛政以來幾度か幕命が發せられたが、要は外國の侵寇に備へるを旨として、我より積極的に武力を用ひるを許さず、外國船の船員が上陸しても我に敵意を示さぬ限り、鎮國の趣旨を諭し薪水食料を與へて退去せしめる方針を採つてゐた。

然るに北邊西陲に相次いで起つた露英兩國の亂暴狼藉は、痛く國民の敵愾心を昂

めた。またこれより先、江戸灣及び長崎港の防備施設は一段の進歩を遂げ、砲臺の増築改良には見るべきものがあつた。こゝに於いて幕府は從來の態度を一擲し、文政八年(二四八)五外國船打拂の令を下して、爾後外國船の我が港浦に近づくものは事情を問はず直ちにこれを砲撃し、強ひて上陸する乗組員はこれを捕へ若しくは殺すべしと命じた。その後十餘年間は外國船の沿海に近寄ることが少かつたが、天保八年(二四九七)に至り、米船モリソン號が我が漂流民七名を護送して浦賀に入港せんとし、同港警備の小田原川越兩藩兵の砲撃を蒙つて已むなく同所を去り、更に薩摩の山川港に赴いて同じく猛烈なる砲撃を加へられ、遂に空しく歸航した事件が起つた。

幕府は翌九年に至り、オランダ商館長よりの報告書によつて漂流民送還の事實を知り、幕府内部にも文政の打拂令に對する是非の論が起つた。野に在つても蘭學者渡邊崋山は慎機論を著はし、同じく高野長英は戊戌夢物語を出し、外國の強大にして我が國に危機の迫れることを述べて何れも外船打拂の不可を論じ、遂に幕府の忌諱に觸れて處罰せられた。これを蟹社の獄といふ。

然るに天保十一年(二五〇〇)支那に於いては阿片戰爭が勃發し、中華を以て自ら誇

る清國も無道なる英國兵のために蹂躪せられ、香港の割讓、莫大なる償金の支拂、上海以下四箇所の開港によつて局を結んだ。これより英國は香港を策源地として益々執拗なる東亞侵略の勢を展開するに至つた。事の顛末は直ちに我が國にも傳はり、識者の中には國防の不備を述べて妄りに外國と事端を開くことの不可を論ずるものが尠くなかつた。幕府はこれに鑑みて同十三年、文政の打拂令を撤廢し、難風に逢ひまたは單に薪水・食料を求め、ために渡來する外船を一途に撃攘するのは公正なる處置でないとの趣旨を以て、これに撫恤を加へて穩便に取扱ひ、若し命を拒み暴行するものあれば速かに打拂ふべしと令した。

この頃歐米諸國は頻りに東亞の地に勢力を伸ばし來り、我が國のみ獨り鎖國を固守することは困難となつて來た。この形勢を看取したオランダは、長崎に於ける多年の貿易上の特權がこれら諸國によつて侵害せられることを懼れ、同十五年七月、特に軍艦を派遣して國王の親書を齎し、幕府に對して開國を懇請し、且つ清國の轍を履まざるやう警告した。幕府は既に鎖國政策が世界の趨勢に適應せず、その繼續が困難なることを覺りながらも、なほ祖法に拘泥して容易にその態度を決し得ず、翌年遂

にこの勸説を拒絶した。

幕府諸藩の防備施設 弘化三年二五〇六に於ける英佛米等諸國艦船の來航は天聽に達し、恐れ多くも孝明天皇には痛く宸襟を惱まさせられて海防を嚴にすべき御沙汰を幕府に下し給うたことは、後にも敘し奉る如くである。

幕府も亦外患の頻發に鑑み、これに對する防備施設には特に意を用ひ、既に弘化二年(二五〇五)新たに海防掛を設け、老中阿部正弘を始め幕吏中の人物を簡拔して、銃砲の鑄造、砲壘の増築、洋式兵制の獎勵等に參畫せしめ、以て國防の充實を圖らんとした。殊に幕府は江戸灣警備の強化を重視し、伊豆葦山の代官江川坦庵をして伊豆七島を巡視せしめ、また幕吏を派遣して浦賀附近の防備を巡檢せしめ、その復命に基づいて評議した結果、同四年彦根川越二藩をして相模沿岸を、會津忍二藩をして安房上總沿岸を警衛せしめることとし、次いで相模安房の要衝に臺場を築いて防備を強化した。また長崎は古來外國船出入の唯一の開港場であり、殊にフエートン號事件以來その警備は急を要するものがあつた。よつて福岡佐賀の兩藩は同港警備の方策に關して屢、幕府に建議したが用ひられず、遂に自力を以て臺場の新造及び補強を敢行

して大いにその面目を一新した。當時幕府の財政は窮乏し、綱紀は弛緩し、士氣は一般に頹廢してゐたので、國防計畫は動もすれば因循姑息に流れ、その實を失つて徒らに形式化する虞があつた。即ち京畿の大阪灣、神宮に近き伊勢志摩の海岸を始め北海道、對馬等の要地にも緊要なる施設をなさず、單に所在諸藩の警備に委ねたのみである。しかし諸藩の中には切迫せる時勢に覺醒し、營々として海防の充實を圖るものもあり、特に水戸・福井・薩摩・長門・土佐・宇和島・松代等の諸藩は、銃陣の編成、洋式砲術の獎勵、砲壘の築造等に力を用ひた。

オランダの開國懇請 この間海外の情勢は依然として長崎出島のオランダ商館長の提出する風説書によつて幕府に傳へられてゐたに過ぎないが、嘉永三年(二五〇一)には米國政府内に我が國に對して交易開始を求めんとする議が行はれてゐることが報ぜられた。果して同五年の初め、米國政府は、我が開國を熱望して使節を派遣するに決し、從來我が國と關係の深いオランダ商館長の援助を乞ふべく、蘭國政府に交渉した。こゝに於いて蘭國政府は再び我に開國を懇請して自ら條約締結の先鞭をつけんとし、新たにドンケル・クルチウスを商館長に任命し、米國使節の渡來の旨及

び同國の我に對する要求條項を記載せる風説書を携行せしめた。同年六月クルチウスは長崎に着任してこれを提出し、更に日蘭條約の草案を提示して、條約を締結せんと努めた。しかし幕府はこの勸告と提議とに對しても、依然祖法を重しとしてこれを容れなかつた。

第三節 國論の動向

一 孝明天皇の即位

弘化三年(二五〇六)正月二十六日、仁孝天皇崩御あらせられ、孝明天皇は御年十六を以て第二百十一代の大統を繼がせられ、翌四年九月即位の大禮を擧げさせ給うた。天皇の即位あらせられた頃は、江戸幕府創始以來既に二百四十餘年を経て、世態は一變の兆を現はし、内外の國事漸く多端なる時であつた。内は幕府の施政振るはず、綱紀は弛緩し、財政は窮迫してゐたが、一面また文教の興隆によつて國民の國體に對する自覺が昂まり、尊皇思想の發達を來たしてゐた。外は歐米列國の艦船頻りに我

が邊海に出沒して外患は年と共に急を告げ、開國鎖國の論議は漸く紛糾せんとしてゐた。この間に處して幕府は當面の糊塗と彌縫とを事として、遂に確乎たる方策を樹てることが出来なかつた。かくの如く内憂外患錯綜せる非常の時に際して、畏くも天皇には終始難局の處理に當らせ給ひ、國威の宣揚と國民の安撫とを軫念あらせられた。

弘化三年(二五〇六)に英佛米等諸國の艦船が相次いで琉球・長崎・浦賀に來航した際には、天皇は八月二十九日幕府に對して、神州の瑕瑾を招かざるやう海防を嚴にして禦侮の籌策を確立すべき旨を宣示し給うた。江戸幕府開設以來施政の實際について幕府を督責あらせられたのは實にこれが最初である。次いで翌四年四月、石清水社臨時祭には特に外患を告げて神明の加護を禱らしめ給ひ、更に嘉永三年(二五一〇)四月には勅して伊勢の神宮を始め賀茂・石清水・松尾・平野・稻荷・春日の七社及び仁和寺・東大寺・興福寺・延曆寺・園城寺・教王護國寺・東寺・廣隆寺の七寺をして國家の安寧を祈らしめられたが、同年十一月再び幕府に勅して外患に關する近狀を奏上せしめ、海防に違算なかるべきことを命じ給うた。また文久元年(二五二二)物價騰貴のため國民が

困窮した際には、天皇はこれを聞召されて痛く軫念あらせられ、御内帑を以て山城の窮民を賑恤せんとし、幕府に對して遍く國民を救恤すべき旨を命じ給うた。

かくの如く天皇には皇國の難局に日夜宸襟を惱まさせられ、また幕府を督勵して執るべき措置を垂示し給うた。天皇の御代は、弘化・嘉永・安政・萬延・文久・元治・慶應の二十一年箇年に互り、その間、天皇の御啓導を仰いで波瀾重疊の裡にも朝威更張の機運は日に月に昂まり、勤皇の公卿志士はよく皇謨の翼賛に匪躬の誠を捧げ、維新の大業の基は略成つたのである。

二 開國の経緯

米使、ペリーの來航　さきに米國使節ピッドルが我が國に來航せる後、米國に於いては我が國と條約締結を切望する聲が益々昂まり、遂には武力に訴へても開國を強要すべしと極論するものも現はれた。こゝに於いて大統領ミラー・ド・フィルモアは東印度艦隊司令長官マシユウ・カール・ブレイスベリーを我が國に遣はして修好通商條約締結の交渉に當らしめることとした。ペリーは命を受けて本國を出發し、先づ琉

球に寄港し、次いで小笠原諸島に來り、同島の太平洋に於ける交通上、軍事上の價値を知り、島民より貯炭所、倉庫等の敷地を買収して他日占領の準備をなし、やがて江戸に向かつた。かくて嘉永六年(二五—三)六月、ペリーは麾下の艦隊四隻を率ゐて浦賀に入港し、幕府に對して威嚇的言辭を弄しつゝ、米國國書の受領と條約締結の交渉とを要求した。

幕府はオランダよりの報知によつて米使渡來のことを豫期してゐたが、この要求に接して幕議を重ねた結果、老中阿部正弘は現時海防施設も未だ十分とはいひ難い際であるから、先づ權宜の策として浦賀に於いて國書を受領し、然る後徐ろに方策を講ずべき旨を浦賀奉行に回訓した。よつて奉行は浦賀附近の久里濱に於いてペリーと會見して米國國書を受領し、ペリーは明春再び多數の艦船を率ゐて來航すべき旨を告げて暫く支那に去つた。

米艦來航についての朝旨　幕府は米使渡來後直ちに京都所司代脇坂安宅（ヤサキ）に命じて事の顛末を奏聞せしめた。天皇には痛く宸襟を惱まさせ給ひ、重ねて七社・七寺に外患祈禳を命ぜられ、また幕府に對して防禦を嚴重にすべしとの朝旨を仰せ出された。

而して事は國家の休戚に關する重大問題であつたので、幕府は從來の庶政擅斷の例を破つて米國國書の譯文を上り、且つ國書の受理は全く一時の權宜の策であることを奏聞した。こゝに於いて朝臣の間には論議が沸騰し、幕府の優柔不斷を慨歎するものも多く、かゝる國家の大事は幕府の處置にのみ委せ難しと論ずるものも尠くなかつた。恰も家慶は歿し、家定が後を嗣いで將軍に補せられたが、幕府はなほも對米措置を決し得なかつたので、朝廷は十一月勅使三條實萬を將軍宣下のために江戸に遣はされるに際し、幕府に對して、對米措置については深く軫念あらせられるが故に國辱を招かざるやう努むべき旨の御沙汰を下された。阿部正弘等は恐懼して一意朝命遵奉を誓ひ、詳細に外交事情を陳疏した。

日米和親條約の締結 幕府はまた廣く幕吏諸大名等に米國國書を示してその意見を徴し、米艦再渡來に處する方策を樹てんとした。その答申書に現はれた意見は硬軟區々であつたが、多くは戰端開始を避けるべきことを述べ、阿部正弘も能ふ限り開國の時期を遷延して、その間にこれに應ずる準備を整へんとした。やがて翌年正月、ペリーは七隻の艦船を率ゐて江戸灣に入り、前年の國書に對する回答を求めた。

これに對して幕府は極力回答遷延の策を講じたが、ペリーは艦隊を北上せしめて江戸を脅かした。かくて遂に應接地を神奈川に定めて折衝を開始することとなり、幕府は林鶴等に命じてペリーと交渉せしめ、三月三日、日米和親條約十二箇條の締結を見るに至つた。これ所謂神奈川條約である。その要旨は、下田箱館の開港、漂流民の救恤、船中缺乏品の供給、開港場に於ける外國人の遊歩區域設定、最惠國約款、不開港地繋船の禁止、領事駐劄等から成つてゐた。條約折衝の間ペリーの態度は終始傲岸不遜を極め、兵威を誇示して幕府を屈服せしめんと圖つたが、彼の通商貿易の要求は漸く拒絶することを得た。しかし幕府が米國の強要に對して開國の第一歩を進めたことについて世論は大いに沸騰するに至つた。

露國との條約締結 これより先、米國が我が國に開國を促さんとする報道が露國に達するや、露國も亦エウフイミーブウチャーチンを我が國に遣はして條約締結を圖らしめた。即ち嘉永六年(二五一三)七月、ブウチャーチンは四隻の軍艦を率ゐて長崎に來り、國書を提出して幕府の回答を待つた。然るに偶、東歐の情勢が切迫して露國と英佛兩國との間に戰端が開かれんとしたので、一旦長崎より上海に去り、十二月

再び長崎に來つて幕府の回答を促した。幕府は筒井政憲川路聖謨を遣はしてこれと應接せしめ、千島樺太に於ける國境の確定、開港場の設置等に關して大いに論議せしめたが、何れも成案を得ず、プウチャーチンは他日再渡の意を表明して翌年正月、長崎を退去した。その後プウチャーチンは英佛艦隊の眼を掠めて箱館大阪灣等に姿を現はし、次いで下田に入港し、政憲聖謨はこれと數次の會商を行つて、十二月、日露和親條約九箇條の調印を了つた。その大要は日米和親條約に準據したものであるが、千島樺太の國境に關しては擇捉島以南を我が領有と決し、樺太は暫く境界を定めず、從來通り兩國人雜居の地となして解決を後日に譲つた。

英蘭兩國との條約締結 英國も日米和親條約の締結を知るや、與國フランスを誘つて幕府と條約を締結せんと計畫してゐた。偶、クリミア戰役が勃發して、英國は露國と干戈を交ふるに至り、東印度艦隊司令長官ジエームスターリングは我が近海に露國艦船を搜索するために、嘉永七年(二五一四)閏七月、麾下の四艦を率ゐて長崎に入港した。而してスターリングは無謀にも露艦と交戦せんとして、長崎奉行水野忠徳に對して我が港灣への出入許可を請ひ、その條項を含む條約締結を求めた。忠徳

はもとよりこれを峻拒し、數次の交渉の結果、八月、日米和親條約の範圍内に於いてこれと七箇條の條約を締結した。

オランダは日米和親條約が成立し、次いで日露交渉の開始せられたことを聞くや、長崎在留の商館長クルチウスをして、幕府に米露兩國と同様の待遇に均霑せんことを請はしめた。幕府はこれを承諾して安政二年(二五一五)十二月に至り、日蘭和親條約二十七箇條の調印を了し、長崎に於ける蘭船の出入、出島の住居等に關しても多少制限を緩和した。

幕府の庶政一新 歐米諸國が相次いで幕府に開國を迫らんとする時に當り、幕政擔當の任は一に老中阿部正弘に懸つてゐた。正弘は當面の緊急策たる海防施設の充實強化に意を用ひ、旗本家人に對して練武に努むべきことを諭し、諸藩に對しては海防費を貸與して夫々の要地を固めしめ、五箇年間の儉約令を布いて専ら武備の充實を圖らしめた。更にまた人材を拔擢し、言路を洞開して輿論の向かふところを知り、上下協力して難局打開の途を講じようとした。

かくて正弘は先づ三家中の耆宿たる前水戸藩主徳川齊昭に囑目し、その輿望を藉

りて紛糾せる世論の鎮靜を圖らんとした。即ちペリーの來航直後、齊昭に對して海防の議に參畫せんことを請うたので、齊昭はこれを承諾し、且つ家臣藤田東湖、戸田蓬軒を海防掛に起用して自己の籌策に與らしめ、これより幕府に獻策することが尠くなかつた。これと前後して、正弘は川路聖謨、岩瀨忠震、永井尙志等幕吏中の俊秀を拔擢し、また高島秋帆、江川坦庵等を起用して國防砲術のことを掌らしめた。

かく有能の士の驥足を伸ばさしめると共に、幕府はまた廣く天下の意見を徵し、以て對外政策を決定せんとした。前に敍べた如く、幕府はペリーの退去直後、その再渡來に備へて、廣く諸大名及び幕吏に對し忌憚なき意見を開陳すべしと令したが、國事を憂へる士は進んで意見を上申し、特に國體の擁護と國防の強化とを強調したものが多かつた。幕府はこれに鑑み、人心歸一の方策として、嘉永六年(二五—三)十一月、海防大號令を發布し、對外方針を闡明するに至つた。この大號令は齊昭の發意に出で、原案も齊昭の手に成つたものであつて、その要旨は、對外方針は穩便を旨とすべきであるが、外國より不法の行動に出る時は、一同奮發して毫も國家の體面を汚さざるやうに協力して忠勤を勵むべしといふにあつた。

これと共に幕府は銳意國防の強化に力を致し、同年九月には大船建造の禁を解き、自ら進んでその建造に着手し、また諸藩に製艦を促した。日本總船印制定の議もこれに伴なつて起り、翌年七月、薩摩藩主島津齊彬等の建議を容れて日章旗を以てこれに充てることとなつた。また大船建造の解禁によつて航海術の練磨を必要とするに至り、安政二年(二五—五)八月、オランダ海軍の將兵を雇備して長崎に於いて海軍傳習を開始し、更に江戸築地等に講武所を創設して劍槍の技及び洋式訓練砲術等の講習を始めた。

近畿並びに江戸の防備は幕府の最も意を用ひたところであつて、紀伊徳島彦根等の諸藩をして京都及び近畿の要衝を成らしめ、且つ紀伊加太浦淡路由良、同岩屋播磨明石等に砲臺を築造して大阪灣の防備を嚴にし、以て不慮に備へた。江戸灣防備の強化については、江川坦庵に命じて品川沖に十一箇所の臺場築造を計畫せしめ、晝夜兼行にて工を急ぎ、既に嘉永六年(二五—三)には三箇所の臺場が略竣成し、更に翌年二箇所が竣工した。臺場の築造と共に銃砲鑄造の要も亦急務とせられた。夙に齊昭は水戸藩内の梵鐘を毀つて銃砲を鑄造したが、いまや幕府に於いて鑄砲の要が眼前

に迫るも、その資材の缺乏し、銅鐵等の騰貴するのを見て、天下に毀鐘鑄砲の令を布か
んことを幕府に建議した。よつて幕府は朝廷に太政官符の發布を奏請し、安政元年
(二五—四)十二月、全國寺院の梵鐘を以て皇國擁護の器となすべしとの趣旨の太政官
符が發せられた。國家非常の時局に際し、古に復して太政官符の出されたことは朝
威更張の兆として大なる意義を有するものである。
かくの如く齊昭は幕府に獻策するところ多かつたが、幕政の大勢が外國と事端を
醸すことを懼れて開國に傾くのに慊らず、漸く辭意を洩らすに至つた。幕吏の中
には齊昭の強硬なる外交方針に危惧の念を懷くものが多く、正弘はこの間に處して大
いに人心の統一に苦慮した。かくて遂に安政二年(二五—五)正弘は開國論を採る佐
倉藩主堀田正睦を推舉して老中となし、これより後幕府の施政方針は著しく變化す
ることとなつた。

三 國論の紛糾

日米通商條約の商議 歐米諸國の壓迫に對して幕府が未だ根本的方策を樹て得

ず、政局も不安の情勢を示す裡に安政三年(二五—六)を迎へた。この年七月、米國より
初代の駐日總領事兼外交代表としてタウンSENDハリスが下田に到着し、徐ろに通
商條約締結の交渉を開始せんとした。時に英國よりも同様の要求が提出せられる
との風聞があつたので、幕府はこれが對策に腐心し、先づ老中堀田正睦を外交事務專
任となし、更に川路聖謨、水野忠徳、岩瀬忠震、大久保忠寛等の人材を擧げて外國貿易取
調掛となし、貿易開始に關する調査を命じた。然るに翌四年六月、老中阿部正弘は歿
し、次いで齊昭も幕政參與を免ぜられるに及び、正睦を中心とする幕府の對外方針は
自ら通商貿易開始に傾くに至つた。即ち先づオランダに對して日蘭追加條約を締
結し、長崎の外に新たに箱館に於いても貿易を許すことと定め、間もなく次いで露國
ともこれを約した。即ち實質的な通商條約の嚆矢である。その間下田に駐劄せる
ハリスは幕府に對して執拗に江戸に赴いて將軍に謁せんことを要求し、遂に幕府の
反對を制してこの年十月江戸に入り、家定に謁して米國國書を呈した。次いで正睦
に對して世界の形勢を説き、速かに通商條約を締結せんことを勸告した。こゝに於
いて幕府は下田奉行井上清直、自付岩瀬忠震を擧げてハリスとの折衝に當らしめ、

その條約案の主要なる條項は公使の江戸駐割と貿易開始との二事であつたが、議は容易に一致せず、ハリスが恫喝と懐柔とを併せ用ひて自説を主張するに對し、清直忠震は國際事情及び法規慣例に習熟しない不利があつたが、我が國の將來を顧慮して心力を竭くして事に當つた。かくて同年末より翌五年正月に互つて商議を重ねること十數回、遂に日米修好通商條約及び貿易章程の兩案を議了した。その要旨は公使の江戸駐割、江戸、大阪の開市、長崎、箱館、神奈川、新潟、兵庫の開港、領事の開港場駐割、公使領事の國內旅行權及び治外法權を認めるにあつた。

これより先、幕府はハリスと商議を開かんとするや、米國國書、ハリスの口上書等を諸大名に回示して所見を徵し、また條約草案等を内示して貿易開始の可否を諮問した。これに對する諸大名の答申は、貿易開始も亦已むを得ずとなす論が頗る多く、且つ先づ朝裁を仰ぎ奉るべしといふ議が大多數を占めてゐた。

條約調印の奏請 かくの如き輿論の趨勢に鑑み、幕府は安政五年(二五二八)二月、堀田正睦を上京せしめて辯疏の衝に當らしめ、條約調印の勅許を請ひ奉つた。然るに朝議は條約締結を以て神州の地を穢し、國威を失墜するものとなし、加ふるに徳川齊

昭始め諸大名及び志士が盛んに幕府の外交を難じてその政見を公卿に建言したため、尊皇攘夷の論は次第に京都に昂まつた。されば正睦が必死の努力を以て公卿に説き、數次に互り奏請を重ねたにも拘らず、遂に勅許を仰ぐことは出来なかつた。かくて同年三月には朝旨を下され、國威立ち難き故、幕府はなほ三家以下諸大名の意見を徵した上、更めて奏上すべしと仰せ出された。正睦は朝旨を拜して東歸し、これより時局は家定に子のなかつたことによる徳川家繼嗣問題と絡んで一層の紛糾を見たが、しかもその間朝威は次第に更張せられることとなつた。

徳川家繼嗣問題と條約調印 嘉永六年(二五二一)三、未曾有の難局に際して家定が將軍に補せられたが、福井藩主松平慶永、春嶽、薩摩藩主島津齊彬、土佐藩主山内豊信、容堂、宇和島藩主伊達宗城等の諸大名及び志士は、夙に才幹輿望兼ね備はる人物を推して將軍を輔佐せしめ、幕政の方針を定め、以て外國の壓迫に當るべきことを冀望した。かくて有志は先づ徳川齊昭に望を囑したが、齊昭が漸次幕府より疎隔せられるに及んで、家定の繼嗣に賢明なる人物を得て將軍の名代たらしめんと圖るに至り、齊昭の子一橋慶喜を以てこれに擬した。これに對して將軍の身邊の有力者及び譜代の名門

彦根藩主井伊直弼等は家定の從弟に當る紀伊藩主徳川慶福を擁立せんとし、兩派は互に拮抗して政局を益、紛糾に導いた。

然るに安政五年(二五一八)四月、正陸の歸府直後、井伊直弼は大老に擧げられて内外の難件を處理することとなつた。時に大陸に於いては清國は英佛兩國と紛争を生じ、その攻撃を受けて天津條約に屈辱的な和議を結んだ。ハリスはこの情報を聞くや、英佛兩國が戦勝の餘勢を藉つて我が國に條約締結を迫るべきを口實とし、幕府に對して頻りに恫喝を試みて、さきに議了せる日米修好通商條約の調印斷行を要求した。幕府はハリスの言を信じて情勢の逼迫せることを恐れ、遂に勅許を得ないにも拘らず、六月十九日調印を行つた。次いで翌七月には蘭露英三國とも略、同様の通商條約を締結し、更に九月には佛國にもこれを許した。これらを五國條約或は安政の假條約と稱する。

日米條約調印後間もなく、幕府は慶福を將軍繼嗣に決したことを發表したので、條約調印のことと共に輿論の沸騰を招き、直弼の擅斷に對する非難攻撃は猛烈として起つた。この前後、直弼は正陸等を罷免して新たに越前鯖江藩主間部詮勝等を老中

に擧げ、次いで在府の諸大名に登城を命じて、條約調印の顛末を告げ、且つ今後の措置について意見を徴したが、慶喜齊昭慶永及び尾張藩主徳川慶勝、水戸藩主徳川慶篤等は憤激の餘り、連袂して不時登城を行ひ、直弼に對して連勅の罪を面責した。偶、家定は病んで七月六日に歿したが、幕府はその前日齊昭に謹慎を命じ、慶勝慶永に隱居謹慎を命じ、慶喜慶篤の登城を停めた。而して家定の歿後、慶福が後を嗣いで名を家茂と改めた。

幕府の不遜。これより先、幕府は老中連署の奉書を以て條約調印の已むを得なかつた旨を奏上した。孝明天皇にはこれを聞召して痛く逆鱗あらせられ、直ちに朝議を開かしめられ、恐れ多くも讓位の内勅をさへ仰せ出された。幕府が勅許の降下を待ち奉らなかつたのみならず、一篇の老中奉書を以て事を處置せんとした態度は實に不遜を極めたものといふべきである。關白九條尙忠、左大臣近衛忠熙等は恐懼措くところを知らず、ひたすら御讓位の御猶豫あらんことを奏請し、直ちに三家大老の中より一人を召して事情を尋問するに決し、命を幕府に下した。然るに幕府は既に尾張水戸二藩主を罰したため、三家にその人なく、大老は政務多端にて江戸を去り難

しとて敢へて命を奉ぜず、纒かに不日上京すべき老中間部詮勝及び新任の京都所司代酒井忠義に垂問を賜はり度しと言上し、更に露英佛諸國とも近く條約を締結するに至るべき旨を奏上した。かくの如き幕府の態度は、大いに朝臣の憤激を買ひ、尊皇の志士の激昂を招いた。

幕府水戸藩に對する勅諭降下 一條約調印將軍繼嗣の問題について世論は大いに沸騰したが、中にも薩摩藩士西郷隆盛、福井藩士橋本左内及び梁川星巖、梅田雲濱、頼三樹三郎、池内大學等の志士は、夙に尊皇攘夷の大義を唱へて時勢を慷慨し、頻りに公卿に建言して自己の國事に關する意見を開陳した。左大臣近衛忠熙内大臣三條實萬等はこれに鑑み、幕府當路の失態を詰責し、内政を改革して外侮を禦ぐ策を講ぜしめ、且つ三家三卿以下列藩をして群議を盡くし、誠心時艱の克服に當らしむれば、叡慮を安んじ奉ること至難ならずとの議を立て、幕府及び水戸藩に對する勅諭降下を奏聞した。かくて八月、水戸藩及び幕府に對して夫々勅諭が降下せられたが、朝命が幕府を経ずして直接一藩に下されたのは例のないことであつて、これを拜聞せる諸國の志士は何れも朝威の伸張を仰いで欣喜した。

安政の大獄 勅諭降下後、尊攘の志士の活躍は一層著しく、京都の情勢は益々緊迫の度を加へた。こゝに於いて幕府はこれら志士に強壓を加へて讐々たる非難を鎖めんとし、先づ星巖、雲濱等に逮捕の手を伸ばした。しかし星巖はその直前に病歿し、雲濱は捕へられて後に獄死した。いくばくもなく中間部詮勝は條約調印に對する辯疏と勅許奏請とのために入京したが、これより捕縛の手は漸次擴げられて、宮公卿の家臣にも及び、以て廷臣威壓の態度を現はした。在京の志士の多くは身の危険を避けて諸國に潛伏し、廷臣の意氣も自ら銷沈するに至つた。入京後、久しく病と稱して參内しなかつた詮勝は、こゝに於いて始めて參内し、條約調印の事情を辯疏してその責を全く堀田正睦等に轉嫁し、且つ時局の紛糾は一に徳川齊昭の陰謀に出づると讒誣して陳辯に努めた。且つこの間、公卿等を嚴に抑壓して、再び雄藩及び志士の策動する餘地なからしめんとし、青蓮院宮尊融法親王(後の中川宮朝彦親王)を始め奉り、鷹司政通、輔熙父子、近衛忠熙、三條實萬等の處罰を奏請して、遂にその目的を遂げた。更に志士に對する彈壓は續けられて、獨り京都のみに止まらず、江戸を始め各地に及び、橋本左内、頼三樹三郎及び夙に尊攘の大義を唱道してゐた長門藩士吉田松陰等が續々

として捕へられた。幕府はこれらの志士を江戸の獄舎に投じて峻烈なる札問を續け、やがて安政六年(二五一九)八月より十月に亘つてその斷罪を行つた。松陰左内を始め幾多忠誠憂國の志士は嚴刑に處せられ、その他流罪、追放、禁錮等に處せられたものは凡そ八十餘人に上り、諸大名幕吏の處分せられたものも尠くなかつた。これ即ち安政の大獄であつて、幕府は幕政を批議せる公卿大名志士等に強壓を加へて世論の鎮靜を圖り、失墜せんとする幕府權力の恢復を企てたものである。しかし殉難の志士の赤誠は却つて幾多後進の志士を感奮興起せしめ、幕府は益々朝廷の御信任を失ひ、雄藩の離反と尊攘志士の憤激とを招くに至つた。

櫻田門外の變 水戸藩は井伊直弼の大老就任以來常に幕府の抑壓を蒙り、特に勅諭を拜してよりは、一層壓迫が甚だしくなつた。こゝに於いて藩の要路には幕府に迎合して一藩の安泰を冀ふものも尠くなかつたが、尊攘の志を懷いて時局を慷慨するものは藩論の反正を企て、藩情は頗る動搖した。恰も安政六年(二五一九)大獄の斷罪が過酷を極めるに及び、諸國志士の憤激は大いに昂まり、或は井伊直弼、間部詮勝の襲撃を策して幕府の改造を企て、或は福井薩摩長門等諸藩主を擁して京都に事を舉

げんと畫策したが、事は容易に具體化しなかつた。然るに大獄の進展に伴ひ、幕府の水戸藩に對する壓迫が益々加はるや、遂に同藩士高橋多一郎、金子孫二郎等は大老襲撃の舉を企てるに至つた。かくて翌年三月三日、水戸藩士等十八名の決死の士は直弼の登城を櫻田門外に要し、春雪霏々たる裡にその首級を擧げた。こゝに幕府の衰運は天下に暴露せられたのである。

四 國論の歸趨

和宮の御降嫁 櫻田門外の變後、老中久世廣周、安藤信正等が幕府の中心となり、難局の收拾に當つた。即ち幕府從來の方針を變じて國論の緩和に努め、さきに幕府の譴責を蒙つて謹慎中の徳川慶勝、一橋慶喜、松平慶永、山内豊信等を宥免し、また徳川慶篤の登城禁止をも解いた。而してこの間幕府が最も力を注いだのは皇妹和宮親子内親王を將軍家茂の夫人として迎へ奉つたことである。即ち幕府は萬延元年(二五二〇)四月、御降嫁のことを奏請し、容易に勅許を得なかつたので、窮餘、攘夷の實行を誓約し奉り、今後七八箇年乃至十箇年の後には條約を破棄すべき旨を奏上した。よつ

て孝明天皇は關白九條尙忠をして、降嫁勅許の旨を幕府に達せしめ、且つ外夷掃蕩について聊かも違變なかるべきことを命ぜしめられ、幕府は謹みて朝命を承るべき旨を奉答した。かくの如く紆餘曲折を経て、和宮は邦家のために遙かに江戸に下り給ひ、文久二年(二五二二)二月、家茂に御降嫁あらせられたのである。

安藤信正の施政方針は所謂公武合體を策して幕府の權勢強化を圖つたものである。しかし尊攘志士は大いにこれを憤激し、遂には幕府の要路を殲して時局匡救を圖らんとするものも現はれた。即ち水戸藩の有志は夙に王政復古を唱へてゐた下野の志士大橋訥菴を中心として計畫を進め、文久二年(二五二二)正月、安藤信正を坂下門外に要撃してこれを傷けた。この一舉は天下の志士を鼓舞することが大であつて、やがて倒幕の機運を醸成せしめるに至つた。この頃既に薩摩・長門等の雄藩は國事周旋に顯著なる動きを示し、天下の志士も亦將に奮起せんとする形勢にあつた。

雄藩の國事執掌　これより先、西國の雄藩たる長門藩は、天下の形勢が紛糾するのを見て、蹶起して朝廷と幕府との間に周旋を試みんとし、同藩士長井雅樂の建議を容れて所謂航海遠略策なるものを提唱した。この策の主眼とするところは、公武一和

して内を治め、航海術を興して開國進取の大策を樹て、國威を海外に宣揚せんとするにあつた。かくて同藩主毛利慶親は、文久元年(二五二二)五月、雅樂をして京都に上らしめ、議奏正親町三條實愛に頼つてこれを天聽に達し、次いで江戸に下つて、久世廣周・安藤信正の賛成を得しめた。こゝに於いて慶親はこれを藩論となして國事に周旋することとしたが、木戸孝允等尊皇攘夷を唱へる藩士は、雅樂の建議の趣旨を悦ばず、時勢の變轉を説いて藩廳の善處を要望した。偶、坂下門外の變が勃發して、倒幕攘夷の氣勢が澎湃として昂まるや、雅樂に對する誹謗は大いに起り、長門藩の國事執掌は挫折したのである。

薩摩藩は藩主島津齊彬の歿後、一時保守退嬰に傾き、一藩の士氣も銷沈したが、藩主茂久(忠義)の生父久光が藩政を後見するに及んで、舉藩勳皇を標榜し、士氣も亦大いに旺盛となつた。こゝに於いて久光は進んで國事に執掌せんとし、文久二年(二五二二)四月、大兵を率ゐて京都に入り、皇威伸張、公武合體幕政改革の三事を奏上して、寂威を蒙り、滯京して國事に任ずべしとの恩命を拜した。この時に當り、各地の志士は從來の朝威恢復並びに奸者排斥の運動より一步進んで、漸く王政復古舉兵討幕を圖るに

至つた。されば久光が大兵を率ゐて東上することを聞いたこれらの志士は、風を望んで京阪の間に來集し、將に久光を擁して事を擧げんとした。然るに久光の意圖は、幕府を改造して公武の一和を圖り、干戈を動かさずして紛糾せる政局を收拾することにあつたので、自藩士の猥りに志士と交はつて國事に奔走することを禁じた。されば薩摩藩士及び京阪の地に雲集した志士の間には、久光の態度に慊らず、進んで事を擧げんと企てるものもあつた。即ち元中山家士田中河内介、元久留米水天宮祠官眞木和泉は薩摩藩士有馬新七等と伏見の寺田屋に會し、將に關白九條尙忠所司代酒井忠義等を襲つて兵を擧げんと圖つた。久光はこれを知つて家臣を鎮撫に遣はしたが、新七等はその命を肯んぜず、遂に亂闘となつて互に死傷者を出した。

勅使大原重徳の東下　これより先、幕府は島津久光の朝廷に建議せる趣旨を聞知するに及んで、豫めこれに應ずる措置に出でようとした。即ち安藤信正の職を解き、會津藩主松平容保及び松平慶永に幕政參與を命じて、一意庶政の改革に努めた。而して久光が勅使を江戸に遣はして幕政改革等を命ずべき旨を建議するに及び、朝議はこれを容れ、大原重徳を勅使となし、且つ久光に對して、勅使を輔佐し朝旨の貫徹に

努むべきことを命ぜられた。かくて文久二年（二五二）五月、重徳は久光及びその手兵を隨へて京都を發し、翌六月、江戸城に臨み、家茂に對して幕府要路に一橋慶喜、松平慶永等の賢良を薦むべき旨の朝旨を傳宣した。時に老中板倉勝靜が幕政運用の中心をなし、幕吏の中には種々の異見を挾むものもあつたが、やがて朝旨を遵奉して慶喜を將軍後見職、慶永を政事總裁職となした。かくの如く朝廷より幕府重職の任用を命じ給ひ、また外様大名が幕政に干渉したことは、幕府創立以來未だその例なく、既に昔日の威勢の地に墜ちたことを示した。

幕政の改革　慶喜、慶永の就任によつて、幕府の態度は一變し、進んで庶政の改革に着手するに至つた。即ち先づ久世廣周、安藤信正に隱居謹慎を命じたのを始めとして、頻りに幕吏の追罰を行ひ、これと共に安政以降國事に仆れた志士の赦免を斷行し、またさきに水戸藩に賜はつた勅諭を發表することを許した。更に幕府は從來、關白大臣、武家傳奏等の任免に際して豫め御諮問に與つてゐた慣例を廢止せられんことを奏請し、また宇都宮藩主戸田忠恕の議を容れて大規模に皇陵の御修補に着手し、尊皇の誠を現はした。また新たに京都守護職を設けて京都所司代の上に置き、松平容

保をこれに任じて禁闕の警衛に當らしめ、參勤交代制を緩くして大名の出府を三年一回に改め、在府期間は一箇月乃至百日となし、その妻子の歸國を許し、藩費の餘裕を擧げて武備の充實に用ふべきことを令した。その他軍制の改革にも力を用ひ、洋式に則つて歩騎砲の三兵を設け、陸軍奉行を新設してこれを總轄せしめ、更に海軍の振興をも圖つた。かくの如く幕府は朝旨の奉戴に努めて所謂公武合體の實現に邁進したが、時機既に遅く、京都を中心とする尊攘志士の間には王政復古幕府討滅の運動が漸く熾烈とならんとした。

五 貿易の開始

貿易開始の準備 安政五年(二五一八)幕府は米露蘭英佛五箇國と通商條約を締結し、これによつて翌六年六月を以て神奈川・長崎・箱館が貿易港として開かれることとなり、締盟各國の外交官は續々我が國に來航した。即ち米國はハリスを、英國はラサフォード・オールドコックを、佛國はデュシェニス・ド・ベルクールを夫々江戸に駐劄せしめた。またオランダは舊によつて長崎を本據となしたが、江戸にも使臣館を置き、露

國は箱館に駐劄して、江戸には使臣館を設けなかつた。次いで神奈川の開港に伴ひ、各國夫々同地に領事館を開いた。幕府も安政五年六月、外國事務主管の老中二名を定め、更にその翌月外國奉行を新設して水野忠徳・永井尚志・岩瀬忠震を以てこれに宛て、明年に迫る開港の準備調査を命じた。特に神奈川の開港は同地が東海道の要衝に當り、往來頻繁にして内外人間に衝突紛争を起す虞があつたので、幕府は横濱を以てこれに代へんとした。然るにハリス・オールドコック等は條約文に拘泥して條約の違背であると抗議したが、幕府は着々横濱に波止場運上所奉行所等を設け、一方外國船も横濱が良港である故に概ねこゝに入港し、外國商人も次第に同地に移住した。こゝに於いて列國使臣も我が主張に服して、領事館を漸次同地に移すに至つた。

貿易の狀況 かくて安政六年(二五一九)六月を期して、横濱・長崎・箱館の三港に於いて貿易が開始せられた。然るに貿易開始と共に、その實施方法及び施設について疑議百出し、列國使臣の抗議、内外商人間の紛争等が起り、幕府もこれがために頗る悩まされた。即ち外國側の抗議の中主なるものは、内外人間の賣買が幕吏の監督によつ

て制限せられることであり、駐劄領事等はこれを條約違反であると稱して強硬に抗議し、甚だしきは清國に於いて列國が行つた侵略の事例を援引して恫喝を弄するものさへあつた。

かかる状態にも拘らず、三港の貿易は意想外の發展を示し、特に横濱港の商況は急速なる進展を見るに至つた。而して輸入品の主なるものはキャラコ、金巾、更紗等の布地であり、輸出品は生絲、茶、油、銅等がその主なるものであつた。就中生絲は最も重要な輸出品であつて、品質優良のために特に需要が大であつた。なほ三港を通じて貿易額は英國が壓倒的に優勢を占め、米、蘭二國はこれに次ぎ、佛露は遙かに下位にあつた。

外國貿易の急激な發展に伴なつて、我が經濟界は非常な影響を蒙るに至つた。即ち國內産業の發達、需給調節等の根本策が未だ講ぜられない中に貿易が開始せられたので、俄然物資の不足、價格の昂騰を來たし、ために一般國民の生活は困窮を告げ、この間にあつて奸惡なる外商等は彼我の金銀貨比率の不均衡なるに乗じ、金貨を海外に濫出して一攫千金の利を貪つた。さればこれら外商の跋扈に對する國民の不滿

は大いに昂まり、一層攘夷の氣勢を激化して、遂には外人殺傷事件が頻發するに至つた。而して外人の奸惡と横暴とに對する反感は更に公使館襲撃の決行にまで進められた。即ち英國公使オールコックは屢、幕府の制止を無視して驕慢なる行動をなしたために尊攘志士の憤激を買ひ、文久元年(二五二)五月、水戸藩士等十餘人は高輪東禪寺の英國公使館を襲撃した。オールコックは辛うじて事なきを得たが、かかる事件は尊攘の氣勢が昂まるに伴なつて各地に頻發する勢を示した。

第四節 朝威の更張

一 尊皇攘夷論

開國論 江戸幕府は寛永の鎖國以來、これを祖法として嚴守して來たが、既に早くよりその不可を主張する開國論も行はれてゐた。殊にこの時代の中期より、北方には露國の侵寇が甚だしくなり、また沿海各地に英、佛、米等諸國の艦船が出沒するに及び積極的に通商貿易を盛んにすべしとの論が現はれるに至つた。例へば仙臺藩の

藩醫工藤平助は夙に青木昆陽野呂元丈に就いて蘭學を修め、天明元年（二四四）赤蝦夷風説考を著した。この書に於いて平助は赤蝦夷即ちロシア人の我が北邊侵寇を述べ、これが對策として北海道を開發し、更に積極的に露國との貿易を開始すべしと論じた。また本多利明は西域物語經世秘策等を著はして積極的な開國論を述べた。即ち一國が他國と交通するのは自然の常理であつて且つ富國強兵の一策であるとなし、歐洲諸國が貿易によつて強大を致せる所以を説き、我が國も北邊を開拓し樺太を制すべしと論じた。佐藤信淵もその著海防餘論に於いて、露國の侵略に備へるため北邊を開發し、一方船舶を整へ、天文地理測量の學を興し、武備を嚴重にし、支那安南暹羅を始め各國と通商貿易を盛んにすべしと論じた。更にその後著はした宇内混同秘策に於いては一層雄大なる經綸を述べ、皇大御國は大地の最初に成れる國にして世界萬國の根本なり」と喝破し、我が國の萬邦無比なる所以を説いて、世界を混同し萬國を統一し、皇化を四方に光被せしめんとする抱負を吐露した。橋本左内も亦英國が世界を征服せんとするのに對し、我が國は露國と提携してこれに當るべきことを説き、吉田松陰は武備を強化し航海を盛んにし、然る後積極的に諸外國と通商

貿易を行ふべきことを唱へた。更に該博なる知識に基づいて開國論を唱へたのは松代藩士佐久間象山である。象山は幼時より朱子學を修めたが、やがて歐米列國の東亞侵略の形勢に鑑みて海防の急を痛感し、江川坦庵の門に入つて西洋流の砲術を學び、更に蘭學に志して廣く海外の知識を得た。かくて世界の大勢を達觀して我が國の將來を憂へ、國防を強化し、國力を充實して國威の伸張を圖るべしとて開國進取の論を主張した。その根柢には磅礴たる國家意識が流れ、皇朝をして五大洲の宗主たらしめようとする雄大なる抱負が見られる。

攘夷論　かくの如き開國論に對して、一方には攘夷論が昂まつて幕末の思想界の主潮をなし、波瀾重疊を極めた幕末史を展開するに至つた。既に藤田幽谷は露船の北邊來寇によつて海防の論が盛んとなるや、寛政年間書を藩主徳川治保に上つて攘夷を唱へ、これによつて人心を振起し富國強兵を圖るべきことを説いた。その後露國の侵略の勢が益々盛んとなるに及び、林子平は露國を始め英佛等諸國の壓迫を憂へて海國兵談を著はして海防を重視すべきことを強調し、蒲生君平は不恤緯を著はして外國の跳梁を却けるためには尊皇の實を擧げるのが急務であると唱道した。か

くて邊海多事となるに伴なつて、國體の自覺に基づく攘夷論を鼓吹して世人の注意を喚起し、國防の充實を主唱するものが多くなつた。

然るに幕府は施政の紊亂と外患の頻發とに悩み、この難局を打開して富國強兵の策を樹てるに至らず、加ふるに諸外國の強壓に屈して國家の體面を損ずることも尠くなく、宸襟を安んじ奉ることは出来なかつた。されば既に尊皇思想を抱懐して熾烈なる國家意識に燃える志士は進んで攘夷論を主唱することとなつた。開國論を主張するものも國力の増強と國威の宣揚とを目的としてゐるが、攘夷論は外國の横暴なる態度と幕府の軟弱なる外交態度とに對し、皇國の眞面目を發揮せんとして唱道せられたのである。従つて開國論攘夷論はその根柢に於いては相通するものがあり、やがて幕府の崩壞後、維新の際に開國進取の國是が定められた所以である。攘夷論の志士 攘夷論は華夷内外の辨を明らかにし、國威の宣揚を圖るものであつて、その根柢に國體護持の精神が燃え、従つて尊皇論と相通するのである。藤田東湖は弘道館記述義に於いて、皇室を尊び夷狄を攘ふは文武の最大なるものであると説き、尊皇即攘夷、攘夷即尊皇を強調した。かくて國民上下の間に尊皇攘夷の思想が次

第に昂まり、幾多尊攘の志士は身を挺して國事に奔走したのである。

安政の大獄に殞れた吉田松陰はその學識頗る博く、儒學はもとより兵學國學を修め、浩瀚なる著述を遺してゐる。何れも烈々たる尊皇の至誠の進るものであるが、江戸の獄中に於いて認められた書翰に「天照ノ神勅ニ日嗣之隆、與天壤無窮と有之候所、神勅ノ相違なければ、日本ハ未タ亡ヒズ、日本未タ亡ビサレハ、正氣重テ發生ノ時ハ必ある也」と記して神勅を戴く皇國の存する限り將來必ずや正氣の興起すべきことを述べた。かゝる明確なる國體觀念を懷いてゐたが故に、死に臨んでも神色自若たるものがあり、その二日前門弟に遺すために記した留魂録にも縷々後事を託して京都に大學校と尊攘堂とを建て、天朝の御學風を天下に示さんことを望んだ。更に留魂録の初めに記した和歌、身はたとひ武藏の野邊に朽ぬとも留置まし大和魂に至つては氣魄峻烈、後世永く國民精神を振作してゐる。

なほ松陰が子弟の訓育に當つた松下村塾に於いては、一流一派の學統に拘泥せず、君臣の義、華夷の辨を明らかにし、熾烈なる國家意識に基づいて皇國學を樹立せんとした。しかも松陰は門下と共に俱學俱進の精神を以て切磋琢磨し、また門下を通じ

て報國の實を擧げんとして熱誠を籠めて教育に當つたので、渺たる小塾にも拘らず、後年大義のため身を挺した幾多の志士を輩出したのである。

生野の變に殞れた平野國臣は福岡藩の輕格の家に出で、少時より國學儒學を修め、またよく有職故實に通じ、次第に熱烈なる尊皇憂國の思想を懐くに至つた。これより諸藩の志士と交はつて國事に奔走し、また神武必勝論尊攘英斷錄等を著はし、外國に對する幕府の優柔不斷なる態度を排して幕府を倒し朝威を更張すべきことを論じ、王政復古の方策を運らした。

平野國臣と終始行動を共にした眞木和泉は、會澤正志齋の新論に感激して志を立て、國事に奔走すると共に幾多の論策を遺し、天業恢弘の機の到來せることを述べ、攘夷を斷行し、土地人民を朝廷に收め、都を大阪に移して一大改革を斷行せらるべきことを主唱した。

その他尊攘運動に盡瘁した志士は枚舉に遑なく、何れも未曾有の國難に際して大義を唱道し、皇謨を翼賛し奉ると共に一世を警醒せんとした。或るものは中道にして難に殉じ、或るものはよく維新の鴻業を輔翼し奉ることが出来たが、共にその行實

は盡忠報國の顯現として永く國民精神の中に生きてゐる。

尊皇攘夷と倒幕 尊皇思想は外患の頻發するに伴なつて昂まつた攘夷論と結合して、時世を動かす一大勢力となつたのであるが、嘉永安政の交に於ける尊皇攘夷の運動は、幕府を鞭撻して秕政を匡救し、弛緩せる士氣を振肅して歐米諸國の侵寇を防ぎ、國體を擁護し國威を海外に示さんとするにあつた。然るにこれは却つて幕府要路との衝突を招き、幕府のこれに對する彈壓は遂に安政の大獄を惹起したために志士の尊攘運動は益々熾烈となつたが、なほ倒幕の機運は熟しなかつた。その後幕府は依然として朝廷に對し奉る態度に至誠を缺くこと多く、また時勢の進展を洞察せずして内外の難局に處すべき勇斷を缺き、徒らに當面の糊塗に汲々として天下の輿望を失つた。こゝに於いて尊攘の志士は、幕府の秕政を責めることより、更に進んで倒幕を圖り王政復古を志すに至つた。かくて尊皇倒幕攘夷の三者は互に緊密に結合することとなり、文久二三年頃その運動は最も熾烈を極めたのである。

二 尊攘運動の展開

尊攘氣勢の昂揚 さきに長門藩は航海遠略策を提唱して國事に周旋したが、後これを放棄して攘夷論を唱へたので、寺田屋の變以來薩摩藩を去つてゐた尊攘志士の輿望は翕然として長門藩に歸するに至つた。こゝに於いて薩長二藩の間には自ら感情の阻隔を來たした。朝廷はこれを憂へて、二藩の調和のために更に一雄藩を上京せしめんとし、土佐藩主山内豐範に令を下された。よつて豐範は文久二年(二五二)八月、入京して國事周旋の御沙汰を拜した。時に土佐藩に於いては武市瑞山、坂本龍馬、中岡慎太郎等の尊攘派が勢力を得て、漸次藩論を尊皇倒幕に傾かしめてゐたので、こゝに同藩も亦長門藩と並んで京都に重きをなすに至つたのである。さきに勅使大原重徳輔佐の任を果してなほも京都に留まつてゐた島津久光は、かゝる時勢の推移に慊らずして閏八月歸藩の途に就いた。これより京都に於ける尊攘運動は一層熾烈に向かひ、從來幕府のために奔走し或は所謂公武合體のために努めたものは、尊攘の志士の指彈と壓迫とを蒙るに至つた。さればさきに和宮の御降嫁に際して盡力した岩倉具視千種有文等は尊攘派の朝臣及び志士の指彈を受け、遂に辭官落飾を命ぜられ、洛中居住を禁ぜられた。またこの頃京都の内外に於いては、所謂天誅と

稱して幕吏、佐幕派の藩士、奸商等の暗殺が相次ぎ、物情騒然たるものがあつた。

勅使の東下 尊攘の氣勢の昂まるに伴なつて、諸藩の志士の間には再び勅使を江戸に下し、攘夷の實行を幕府に督促せんとする議が起り、同年九月、薩長土三藩の志士はこの議を朝廷に上つた。朝議はこれを容れ、勅使として三條實美、姉小路公知を任命し、且つ山内豐範に勅使護衛を命じ、次いで江戸滯留中の長門藩世子毛利定廣、廣封元徳に勅使を輔佐し以て朝旨の貫徹に努むべきことを命ぜられた。かくて勅使は十一月江戸城に臨み、攘夷督促親兵設置等に關する朝旨を傳宣した。將軍家茂は自筆の奉答書を捧げ、攘夷の朝旨を遵奉すべきことを陳べ、親兵設置については明春自ら上京して闕下に伏奏すべしと述べた。即ち兵馬の權を掌り海内の治安維持に任ずる幕府は、親兵の設置が自己の存廢に關する重大事であると考へて、直ちに朝旨に副ひ奉らない罪を犯したのである。

この頃江戸に於いても攘夷の氣勢は大いに揚つてゐた。既に安政の五國條約締結以來、外國人の横濱に在留するものは次第に増加し、我が國情習慣を無視して傲岸不遜の態度をとるものも尠くなく、我が國民の憤激を買つてゐた。偶、文久二年(二五

二二島津久光が勅使大原重徳を護衛して江戸に下つた歸途、その從士は横濱附近の生麥村に於いて行列を横切つた英人數人を殺傷した。また間もなく長門藩士久坂玄瑞・高杉晋作等は、衆に先んじて横濱在留の外國人襲撃を企て、事は未然に終つたが更に同志と共に品川御殿山上に建築中の英國公使館を焼いた。かくて勢の趨くところ、多年鬱結せる志士の憂憤は一時に勃發して、益々攘夷の氣勢の昂騰を見るに至つた。

攘夷期日の奉答 朝廷に於いては幕府が既に攘夷の叡慮を奉承して國論の一決を見たので、諸大名の意見をも聴き、且つこれを朝臣に下して討議せしめるために、文久二年(二五二二)十二月、新たに國事御用掛を設け、關白大臣を始め中山忠能、正親町三條實愛(後の嵯峨實愛)、三條實美、三條西季知、大原重徳、東久世通禧等有爲の朝臣二十九人を以てこれに補せられた。同時に言路洞開の聖旨を朝臣に傳へ、國事に關して所見あるものは御用掛に上申すべきことを命ぜられ、またその後國事參政、國事寄人を置いて少壯氣銳の朝臣をこれに補せられた。かくて朝臣の間には潑刺たる意氣が躍動し、盛んに國事を論議することとなつた。

文久三年(二五二三)の初頭、慶喜以下幕府の首腦はもとより諸雄藩の藩主等は概ね京都に集まり、政局の中心は全く輦轂の下に移つた。尊攘の志士も亦京都に蝟集し、中にはその行動が矯激に趨るものも尠くなかつた。かゝる時期に入京した幕府要路は、島津久光、山内豊信等と共に尊攘派の活動を制して、幕府の類勢挽回を圖つたが、京都の形勢は既にこれを許さなかつた。朝廷は尊攘派の朝臣及び志士等の意見に基づき、頻りに在京の幕府要路に迫つて攘夷斷行の期限決定を求められたので、慶喜は遂に四月中旬を以てその期日と定める旨を奏上した。

賀茂石清水行幸 將軍の朝覲は家光の上京以來永く絶えてゐたが、家茂はこれを興して、文久三年(二五二三)三月入京して二條城に入つた。次いで慶喜以下在京の諸大名を率ゐて參内し、從來の如く庶政御委任あるべき旨の御沙汰を拜した。しかし尊攘の氣勢高潮せる裡にあつて、幕府の類勢挽回は到底望むべくもなく、滯京中の毛利定廣等は益々この氣勢を昂めた。朝廷はかゝる情勢に鑑みて、賀茂兩社、石清水八幡宮に行幸を仰せ出され、同年三月十一日、車駕賀茂兩社に幸して親しく攘夷を禱らせ給ひ、次いで四月十一日には石清水八幡宮に行幸あらせられ、同じく外患を祈禳し給

うた。天皇の行幸は寛永三年二二八六後水尾天皇の二條城行幸以來その御儀なく、こゝに二百餘年の廢典が興されたのであつて、數多の公卿大名は供奉に列なり、兩度に互る行幸を拜した尊攘派の朝臣志士及び沿道の數萬の國民は、齊しく皇威の赫灼たるを仰ぎ奉つた。

攘夷の實行 さきに幕府は攘夷期日を四月中旬と奉答したが、その期の切迫するに従ひ、更に時日を延期して一時を糊塗する必要に迫られた。よつて改めて五月十日をその期と定めた旨を奏上し勅許を得たが、その實は努めて戦端を開くことを抑止せんとしてゐた。しかし長門藩は五月十日の期日を誤らず、先づ下關海峡を扼して米國商船を砲撃し、次いで佛蘭兩國の軍艦を撃攘して攘夷の魁をなした。

また前記の生麥事件は英人が我が習俗を無視せるために起つたことであるが、英國公使は直ちに幕府に對して嚴重なる抗議をなし、幕府及び薩摩藩に夫々莫大なる償金支拂と下手人の引渡しとを強要し、これより外交折衝の紛糾を見ることとなつた。幕府は結局屈して文久三年(二五二三)五月、償金を支拂つたが、薩摩藩は決然として下手人の引渡し及び償金支拂を拒絶したので、英國公使は同年七月、七隻の艦隊を

以て鹿兒島灣に來り、武威を誇示して要求を貫徹せんとした。薩摩藩はかゝる威迫に對し蹶起して戦を開始し、不斷鍊磨の薩摩軍人の武威を示し、折柄の暴風雨に乗じて勇戦奮闘した。我が方の被害も尠くなかつたが、英國艦隊は大損害を蒙つて周章狼狽し、一艦は碇を棄てるの醜態を示し、遂に全く撃退せられた。尊攘派はこの報によつて益々氣勢を揚げ、進んで討幕の計畫を進めるに至つた。

攘夷親征の議と朝議の急變 眞木和泉はさきに寺田屋の變によつて一旦挫折した討幕計畫の恢復に努め、文久三年(二五二三)上京して諸藩の志士と往來し、専ら攘夷親征、幕府討滅の説を唱道した。やがて八月十三日、朝廷に於いては攘夷御祈願のため大和へ行幸、神武天皇陵及び春日神社に御親拜の後親征の軍議を開き、然る後伊勢に行幸せらるべき旨を仰せ出された。然るに十八日朝議は變更せられて、大和行幸の延期を仰せ出され、更に國事參政、國事寄人の職を廢し、三條實美等二十一卿の參内及び他人との面會を停められ、また長門藩の堺町御門警衛を罷免し、薩摩藩をしてこれに代らしめられた。尊攘派の朝臣及び長門藩士等は朝議一變の報に大いに驚愕し、善後措置についても容易に決するところがなかつたが、三條實美、三條西季知

東久世通禧壬生基修四條隆謨錦小路頼徳澤宜嘉の七卿及び眞木和泉等は、長門藩士等と議して、闕下に事を生ずるのを慮り、遂に京都を出でて長門に向かつた。

大和及び但馬の變　さきに攘夷親征の朝旨が發せられるや、各地の志士には勇躍して尊皇攘夷の先鋒たらんとするものが多く、土佐藩士吉村寅太郎、備前の藤本鐵石、三河の松本奎堂等は、兵を大和に擧げ、以て鳳雛を迎へ奉らんと圖つた。即ち元侍從中山忠光を擁して密かに京都を脱し、途次河内の觀心寺に楠木正成の誠忠を偲び、やがて大和に入り、幕府直轄領たる五條の代官を斬つて擧兵の趣旨を示し、一黨を天誅組と稱した。偶、朝議一變の報が齎されたが、忠光等はこれに屈せず、天ノ川辻に轉陣して十津川郷士千餘名をその傘下に集めた。しかし間もなく幕兵及び諸藩兵に攻められて敗れ、九月の末、この一擧は遂に潰れるに至つた。

また福岡藩士平野國臣は進んで天誅組に呼應する決意を固め、七卿の一人澤宜嘉を擁して但馬に兵を擧げんとした。時に天誅組は全く潰滅したので、擧兵延期の議もあつたが既に變更するに由なく、十月、急に生野代官所を襲つてこれを占據した。しかしいくばくもなく黨與は瓦解して、宜嘉は長門に脱走し、國臣も捕へられて京都

六角の獄に繋がれた。かくの如く大和但馬の變は、共に失敗に歸したが、これによつて幕領防備の脆弱なることを天下に暴露し、更にこれら志士の悲壯なる最期は、後續の尊攘志士を奮起せしめるに足るものがあつた。

三 禁門の變と征長の役

朝議急變後の政局　文久三年(二五二三)八月十八日の朝議急變以來、尊攘の氣勢は一旦挫折し、再び所謂公武合體の機運が昂まつて來た。京都より歸藩した島津久光は朝廷よりの召命を拜して再び京都に上り、これと前後して山内豊信伊達宗城、松平慶永等も上京した。將軍家茂及び一橋慶喜はさきに攘夷期日の奉答後間もなく相前後して江戸に歸つたが、こゝに於いて慶喜も亦朝命を蒙つて上京し、慶永、豊信、宗城、久光及び松平容保と共に朝議に與ることとなつた。次いで家茂は翌年正月再び上京して二條城に入り、爾後屢、參内して恩眷を辱うし、公武一和して不拔の國是を定むべしとの優渥なる勅諭を拜した。而して叡慮は無謀の攘夷を好ませられず、國防の充實を先にすべきことを垂示あらせられたので、幕府は新たに禁裏御守衛總督攝海

防禦指揮の職を設け、慶喜の將軍後見職を罷めてこれに補した。家茂は公武合體の朝旨と恩眷の篤きとに感激し、禁裏御料米の増獻、泉涌寺歴代皇陵の參拜、寺領増獻等に朝廷尊崇の誠を現はし、更に四月には再び庶政御委任の勅諭を拜し、やがて東歸の御暇を請うて江戸に歸つた。

かくの如く朝旨を拜して、公武合體の氣勢は挽回したが、既に家茂の上京直後、幕府の要路と雄藩諸大名との間には、意見の扞格、感情の衝突が生じ、政治の圓滿なる進行は著しく阻害せられた。かくて政局の前途には再び暗雲が低迷し、豊信宗城・久光等は夫々望を幕府に絶つて歸藩の途に就いた。また長門藩處分の問題についても或は斷乎追討の兵を發すべしといひ、或は毛利慶親父子に隱居を命ずべしといひ、雄藩間にもその意見は一致しなかつた。加ふるに長門藩に同情を寄せる諸藩も尠くな、ために幕府の態度は頗る曖昧を極めてゐた。

禁門の變 さきに朝議急變によつて長門に向かつた七卿は、途次檄を諸方に飛ばして天下正義の士を募り、有志の長門に來り投ぜんことを勸誘し、次いで三田尻に入つて招賢閣を居館とした。諸國の尊攘志士は續々集まり、何れも舉兵上京を主張し

て意氣軒昂たるものがあつた。その間長門藩は屢、家老を上京せしめて、自藩が多年尊皇攘夷に盡瘁した赤誠と國事に周旋した顛末とを闕下に披瀝し、勅勅を蒙るべき理由のないことを歎願したが、遂に目的を達することは出来なかつた。こゝに於いて藩主毛利慶親は三條實美等諸卿と議して強硬なる藩是を決定し、世子定廣を上京せしめることとした。諸卿隨從の士もこれを聞いてその期の一日も速かならんことを冀望し、特に眞木和泉の如きは頻りにその進發を促した。

その間京都の政局は、幕府と薩摩・土佐・宇和島等諸藩との提携が破れて、前途は豫測すべからざる状態となつた。よつて幕府は京都内外の警備を怠らず、諸藩の在京の士を制限し、その公卿諸家に入出するのを抑制したにも拘らず、長門藩士及びこれと氣脈を通ずる尊攘志士の京都に潛伏して密かに世の動靜を窺ふものが尠くなかつた。偶、元治元年(二五二四)六月、長門藩士等の京都攪亂の陰謀が發覺するに及んで、會津桑名の藩兵及び京都町奉行の麾下、新選組は急遽出動して市中を嚴戒し、志士等が三條小橋の旅宿池田屋に會合するを知り、不意にこれを襲つた。長門藩を始め土佐・鳥取・熊本等諸藩の志士二十餘名がこれに會してゐたが、死傷者續出し、捕へられたも

のも尠くなかつた。

この變報に接して、長門藩上下は大いに憤激し、慶親は直ちに諸隊に上京を命じた。よつて益田右衛門介等三家老を始めとして、來島又兵衛、久坂玄瑞及び眞木和泉等は各兵を率ゐて上京の途に就き、海路大阪に到着して、伏見嵯峨山崎の三方面に屯集した。長門藩兵上京の報は京都附近の人心を極度に動搖せしめ、在京中の慶喜始め幕府要路及び諸藩の意見も容易に一定しなかつた。この間長門藩士等は屢書を上つて入京の勅許を奏請したが遂に容れられず、その退去を命ぜられた。こゝに至つて三家老はその對策を協議し、眞木和泉等の主唱に従つて、遂に進撃の事を決した。時に朝議も漸く長門藩兵討伐に定まり、勅命は直ちに慶喜に下された。かくて七月十九日早朝より長門藩兵は會津桑名、彦根薩摩等の諸藩兵と戦を交へたが、遂に敗退して又兵衛玄瑞等は戦死した。亂戦の間、長門藩邸、鷹司邸、九條邸より發した兵火は市中に延焼して二晝夜に及んだが、戦闘は蛤御門附近が最も激烈であつたため、世にこれを蛤御門の戦或は禁門の變といふ。また眞木和泉は天王山に遁れ、遙かに禁闕を拜して同志と共に潔く自刃した。かくて長門藩を中心とする尊攘志士の頽勢挽回の策

は遂に敗れ、三家老は敗殘の兵を集めて藩地に走り、毛利定廣及び三條實美等諸卿も東上の途次變報を聞いて悉く兵を還した。

第一回 征長の役

禁門の變後、長門藩討の朝命が下るや、慶喜は直ちに山陰山陽

四國九州の諸藩に出兵の準備を命じ、前尾張藩主徳川慶勝を征長總督となし、福井藩主松平茂昭を副總督たらしめた。かくて元治元年(二五二)四月、慶勝茂昭は參内して御暇を請ひ、やがて夫々廣島小倉に軍を進めた。この時に當り、英米佛蘭四國聯合艦隊はさきに長門藩が外國艦船を砲撃したのに報復せんとして下關に來襲し、長門藩は大いに奮戦したが遂に屈して和を講じた。かくの如き内外の危急に際會して長門藩は大いに困惑し、藩廳要路も次第に保守派の占めるところとなつたので、藩論は漸く恭順謝罪に傾き、慶親は支族吉川經幹を廣島に赴かしめ、三家老を嚴刑に處すべき旨を稟申して寛典を請うた。慶勝はこれを諒として速かにその實を擧ぐべき旨を諭し、慶親は三家老を自刃せしめ、首謀者を斬り、自らは屏居謹慎して後命を待つた。慶勝は長門藩が伏罪せるを見て、直ちに諸軍の進撃を止めると共に、慶親に對して慶親父子自筆の伏罪書の提出、三條實美等の他藩移轉及び山口城破却の三條件を

實行すべき旨を命じた。

これより先、長門に奔つた七卿の中、錦小路頼徳は歿し、澤宜嘉は但馬の變後その所在を晦ましてゐたので、この頃長門藩の庇護を受けてゐたのは三條實美等の五卿であつたが、こゝに於いて實美等は翌年二月、筑前の太宰府に移つた。よつて慶勝は長門藩謝罪の實が既に現はれたものと考へ、廣島を發して京都に凱旋し、參内して委曲を奏上し奉つた。然るに長門藩にあつては、尊攘派の高杉晋作が恭順謝罪の藩論に慊らずして蹶起し、下關に據つて藩論恢復の烽火を擧げるに至り、形勢は將に一變せんとしてゐた。

第二回征長の役 第一回征長の役に際し、幕府要路中には總督徳川慶勝の長門藩處分を以て寛大に過ぎ、且つ姑息なりと非難するものが多かつた。こゝに於いて幕府は慶親父子及び五卿の江戸護送を強行せんとし、若し同藩にして命を奉ぜざれば將軍家茂自ら進發してこれを追討すべしと布告した。長門藩はもとよりかゝる幕命を聽かなかつたので、家茂は慶應元年(二五二五)閏五月、上京參内して長門藩再征の事由を奏上し、ついで大阪に下つた。幕府はやがて長門藩の支族家老に上阪を命じ

たが、何れも病と稱して幕命に従はなかつたので、老中小笠原長行を擧げて専ら征長の事に當らしめ、再び勅裁を仰いで軍を進めることとなつた。

然るに長門藩に於いては高杉晋作の擧兵によつて藩論が一變し、外には恭順の道を盡くすも、内は専ら武備を充實し、擧藩一團となつて事に當らんとする方針を決した。これより長門藩は木戸孝允及び晋作等をして藩政の樞機に與らしめ、着々民政を整へ、武器の購入、兵制の改革等に専心し、また士氣の昂揚に努めて、徐ろに征長軍の到るを待つた。

かくて慶應二年(二五二六)六月、第二回征長の軍が發せられたが、戦闘は概ね長門藩に有利に展開したのみならず、更に追討諸藩の中には、幕府の方針に扞格して撤兵するものも生じ、幕軍は益々窮地に陥つた。時に家茂は大阪城中に病んで歿し、ついで慶喜が宗家を相續し、參内して節刀を賜はり、自ら征長の役に出陣することとなつた。然るに偶々、小笠原長行の據つてゐた小倉城落城の報が傳はり、征長軍撤兵の論が昂まつたので、慶喜は遂に意を決して休戦の朝命を奏請した。かくて幕府は家茂の死を機として、同年九月諸方面の兵を撤し、纒かに局面を收拾することを得たのである。

薩長提携の成立 さきに公武合體を唱道して朝幕の間に周旋した薩摩藩は、禁門の變後早くも時勢の推移を察し、幕府の施政の事毎に機宜を失するのを見て、蹶然從來の方針を一擲し、勤皇諸藩を糾合して討幕の事に邁進するに至つた。而して同藩の樞機に參畫してゐた西郷隆盛、大久保利通等は、第二回征長の役を以て無名の師となし、公然これに反對して長門藩に同情を寄せ、幕府より出兵を促されるや、斷乎これを拒絶した。薩長二藩の軋轢は既に久しく、兩藩の融和は容易なことではなかつたが、土佐藩の坂本龍馬、中岡慎太郎はかゝる形勢を見て、薩長二藩の提携を圖り、兩藩有志の説得に東奔西走した。これより兩藩の融和は急速に進み、慶應二年(二五二六)正月、龍馬は薩摩藩の小松帶刀、西郷隆盛及び長門藩の木戸孝允と京都に會合して、兩藩の盟約を成立せしめた。即ち薩摩藩は幕府と決戦の覺悟を以て長門藩の救解に當り、然る後兩藩提携して朝威の恢弘を圖るべしといふにあつた。かくの如く幕府が第二回征長の役に頽勢を暴露してゐた時、薩長二藩は着々幕府倒壞の方策を運らしてゐたのである。

幕政の改革 慶喜は慶應二年(二五二六)七月、宗家を相續し、ついで十二月將軍に補

せられたが、宗家相續と共に幕府多年の秕政を改革せんと志し、先づ同年九月、人材の登用、冗費の節約、陸海軍の充實、外交の刷新等八箇條を老中に示してその勵行を命じた。更に禁裏御料を増進し奉り、大宮御所の造營に力を盡くすなど、ひたすら朝廷尊崇の誠を現はした。幕府職制の改革としては、新たに老中の事務分擔を定め、陸軍、海軍、國內外國會計の五局を設け、各專任の老中をその總裁となして責任の所在を明らかにし、更に冗職の廢止及び新職の設置等を斷行した。また陸海軍の整備擴充にも意を注ぎ、佛國軍人を聘して歩騎砲三兵の教育を開始し、軍艦、兵器の購入に努めて海軍の充實を圖つた。かくの如く慶喜の改革は頗る多方面に互つて見るべきものがあつたが、漸くその緒に就いたのみで幕府は瓦解するに至つた。

四 對外關係

露艦の對馬占據 安政の五國條約締結とこれに伴なふ貿易の開始とによつて、我が國の對外關係は俄かに多事となつたが、この頃より英露等の諸國は一層東亞侵略の地歩を固めんとして、日本海を扼する要衝對馬に着目するに至つた。即ち先づ安

政五年(二五一八)英艦が同島に來航して恣に測量を行つたが、この情勢を見て露國も密かに同島占領の計畫を運らした。かくて文久元年(二五二二)露艦が突如對馬に來航して沿岸を測量し、更に艦體修理の名目のもとに上陸し、對馬藩吏の阻止を斥けて着々占領の準備を行つた。幕府は警報に接して事態を憂へ、直ちに使を派してその退去を促したが、露艦艦長は英佛等の野心を防止するためであると稱してこれに應じなかつた。然るに英國艦隊は露國が對馬に海軍根據地を設けるのを危惧し、同島に出動して露艦の不法を詰り、漸く八月に至つてこれを退去せしめた。軍事上の重要地點である對馬は、かくの如く一時列國の覬覦のもとに危殆に瀕したが、列國相互の利害の衝突により、事件は辛うじて大事に至らずして已んだのである。

遣米遣歐使節　これより先、安政六年(二五一九)幕府は日米修好通商條約の批准交換のため使節を米國に派遣するに決し、新見正興を正使に、村垣範正を副使に命じた。一行は翌年正月、米艦に搭じて米國に赴き、使命を果して歸朝したが、これと同時に木村喜毅・勝安芳は軍艦咸臨丸を操縦してサンフランシスコに直航し、大いに邦人の進取的氣象を示した。

また安政の假條約によれば、神奈川・長崎・箱館に續いて、江戸・大阪の兩市、兵庫・新潟の兩港に於いても貿易を開始することとなつてゐたが、幕府は攘夷運動の氣勢に鑑みてその時期を遷延せんとし、竹内保徳・松平康直等の使節を遣はして直接列國政府と談判せしめた。一行は文久二年(二五二二)正月、英艦に搭じて渡歐し、佛・英・蘭・普・露・葡等各國を歴訪したが、就中英國と折衝を重ねて約定を結び、貿易實施上の各種制限撤廢等を條件として兩市・兩港の貿易開始期を五箇年間延期することに決した。この約定の結果、開港場の新設を延期して、幕府は己れに向けられる攘夷運動の機鋒を緩和し得たものの如くであつた。

條約勅許　しかし列國は兩市・兩港の開期延長を喜ばず、機會あらばその期間を短縮せんとしてゐた。さきに英米佛蘭四國聯合艦隊は、下關に來襲して長門藩に報復したにも拘らず、更に幕府に迫つて巨額の償金支拂を約せしめた。然るに幕府は累年の財政難に苦しみ、その支拂延期を求めたので、英國公使ハリー・パークス始め列國公使はこれを好機として、その交換條件に條約勅許・兵庫先期開港及び税率改正の三箇條を幕府に提出することとした。夙にパークスは、我が國に於いては天皇が政

治の大本をみそなはせられるのを知り、幕府が安政の假條約の勅許を得ざる限り、條約の圓滑なる實施は到底困難であることを覺つてゐたのである。

偶、慶應元年(二五二五)幕府要路は第二回征長の役のために大阪に滞留してゐたので、パークスは列國公使と共に聯合艦隊を率ゐて、九月、兵庫に來り、幕府に對して三箇條の實施を強要した。幕府はこの趣を奏聞したが、朝議は容易に決せず、遂に聖斷を仰いで十月五日條約勅許の旨を仰せ出された。こゝに多年内外の難件を醸した條約問題は漸く解決したのである。しかし兵庫の先期開港のことは許されず、さきの約定の如く同年十二月に至つて大阪と共に開かれ、江戸・新潟はなほ延期せられて明治元年十一月に開かれた。

税率改正については、更に幕府が列國と折衝して、翌二年五月、改稅約書を締結し、安政の假條約に定むる輸入税率五分乃至三割五分を五分に引下げることとした。これは我が關稅收入の減少を來たすと共に關稅自主權の喪失をも意味し、明治時代の外交に難件を遺したのである。

五 孝明天皇の崩御と明治天皇の踐祚

孝明天皇の崩御 慶應二年(二五二六)十二月の初め、孝明天皇には御不豫に互らせ給うた。禁中を始め奉り、國民上下の憂愁は筆紙に盡くし難く、大小の諸社寺は御平癒の祈願に丹精を凝らしたが、御病勢は日を逐うて進ませられ、終に二十五日、寶算三十六を以て崩御あらせられた。

天皇の御治世二十一年間は未曾有の重大時機に際會して、内外多事多難を極めたが、天皇には日夜邦家の前途に宸襟を惱まさせられて朝威の更張を圖り給ひ、常に民草の上に仁慈の大御心を注がせられた。御製

朝ゆふに民安かれともふ身のこゝろにかゝる異くにのふね

を拜誦すれば、叡慮の程長き極みである。然るに維新の大業が將に成らんとする際、猝かに崩御あらせられたことは、洵に恐懼痛惜に堪へざるところである。

明治天皇の踐祚 翌三年正月九日、皇子睦仁親王は御年十六を以て踐祚あらせられ、第百二十二代の皇統を繼がせ給うた。即ち明治天皇におはします。天皇には嘉

永五年(二五二)九月二十二日御降誕あらせられ、國歩艱難の際、常に御父孝明天皇の許に尊き御經驗と御修養とを積ませられた。安政年間、外患祈禳のために勅使が神宮に遣はされた際、孝明天皇が勅使の歸京まで八日間、毎夜親しく神宮を御遙拜あらせられて祝詞を奏し給ふ間、必ず庭上に侍し給ひ、また文久年間、同じく神宮に勅使を差遣せられた時にも、天皇が連宵神宮を遙拜し給ふ間、常にこれに隨はせられた。かくの如く御幼齡の御時より非常の時勢に聖徳を積み給ひ、踐祚の後は先皇の皇謨を紹述あらせられ、やがて王政復古の鴻業を成就し給うたのである。

六大政奉還

討幕運動の進展　さきに岩倉具視は朝譴を蒙つて洛北岩倉村に蟄居し、政局の推移を觀望してゐたが、この間諸藩の志士が出入して頻りに朝威恢弘の策を案じてゐた。やがて慶應三年(二五二七)に入り、内外の情勢が益々切迫したのを見るや、幕府を倒して王政復古の實現を期し、上に朝廷を仰ぎ、舉國協力して難局の匡救に當るべきであるとの決意を固めた。次いで同三年正月には明治天皇の踐祚により恩赦に浴し

て洛中歸住を許され、これより在朝の同志の公卿と氣脈を通じ、且つ遙かに太宰府謫居中の三條實美とも提携を約して着々討幕の計畫を進めた。諸藩の志士も亦何れも具視の識見膽略に敬服し、殊に薩摩藩の小松帶刀、西郷隆盛、大久保利通の如きは、この人を以て討幕運動の中心となさんとした。一方薩長二藩の提携は次第に緊密となつて、舉兵討幕策も決し、やがて安藝藩もこれに加盟し、三藩はその兵力を京畿に集めて事を斷行せんとするに至つた。この間具視は帶刀、隆盛、利通及び長門藩の廣澤眞臣、品川彌二郎等と共に舉兵の具體策を運らし、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之もこれに參畫した。かくて十月十三日毛利慶親父子の官位を復すべき旨の御沙汰書が出され、また相前後して薩摩、長門二藩主に宛てた討幕の密勅が下された。然るに恰も十四日、慶喜は大政奉還の表を上り、翌日これを勅許あらせられたので、薩長二藩は舉兵討幕の名目を失ふに至つたが、なほその兵は續々東上して京都に入つた。

幕政の終焉　これより先、幕府内部に於いてもその政權を朝廷に奉還し、舉國一致して難局を打開すべしとの論が昂まつて來た。殊に歐米の政體が紹介せられるに従つて、一種の議會制度の如きものを創設し、公卿大名及び天下の人材を擧げてこれ

に參與せしめ、以て國論の統一を圖るべしと論ずるものが現はれた。また土佐藩の坂本龍馬は、さきに薩長二藩の提携に盡瘁して、舉兵倒幕の運動に與つたが、その本志は寧ろ幕府をして政權を朝廷に奉還せしめ、平和裡に王政復古の目的を達成せんとするにあつた。されば一方に議會開設論の唱へられるに及び、龍馬も亦公議政體の論を唱へ、同藩の後藤象次郎と圖つて幕府に對し政權奉還のことを建白せんとした。かくて前土佐藩主山内豊信は十月三日政權奉還に關する建白書を幕府に提出した。慶喜は豫てより時勢の推移に鑑みて政權を奉還すべきことを考へてゐたが、豊信の建白に接するや、遂にその意を固め、二十三日の兩日、幕府及び諸藩の要路を二條城に集めてその意見を徵し、自己の決意を述べて、鴻業を翼賛し奉るべき覺悟を告げた。かくて十月十四日、慶喜は大政奉還の表を朝廷に奉つた。その要旨は先づ自己の失政を陳謝し奉つた後、外國との交際日に盛んなる時に當り、政令一途に出でざれば綱紀立ち難き故に、政權を奉還し、廣く天下の公議を盡くして聖斷を仰ぎ、同心協力して皇國を保護し奉らんといふにあつた。天皇は翌十五日これを聽許あらせられ、近く諸大名を京都に召して國是を議せしめるが故に、その間元の如く政務を執るべし

と仰せられた。かくて江戸幕府は家康以來二百六十五年にして滅んだ。源賴朝の武家政治開始以來約七百年、中に建武中興と吉野時代を除けば殆ど武家擅斷の世であつたが、こゝに天皇親政の古に復することとなつたのである。

第四編 最近世

概観

最近世の歴史は明治維新の鴻業に始まる。維新の偉績は國體の本義を顯揚し、皇威の更張と國運の隆昌とを齎して現代に至り、以て赫々たる大御代を現出するに至つた。尊嚴なる國體と旺盛なる國民精神とに基づき、肇國以來生成發展し來つた悠久なる國史の成跡は、こゝに遺憾なくその精華を發揮してゐる。

明治天皇には維新の際、多年の武家政治を廢して未曾有の革新を行はせられるに當り、百揆を神武創業の古に則とつて萬機親裁祭政一致の本姿に復し、萬民輔翼の大道を開かせられるべき叡旨を宣示し給ひ、また開國進取の國是に基づいて大いに皇基を振起し、國威を中外に宣揚すべき大本を垂示し給うた。國民上下は洪大無邊の

叡慮を仰いで感奮興起し、百般の改新に奉公の誠を捧げた。かくて版籍奉還廢藩置縣の如き大事業も平穩に遂行せられ、維新の實は着々として擧つた。恰も當時歐米諸國の東亞に對する政治的、經濟的侵略の勢は益加はり、我が國はこれに對處してよく自主的立場を保持すると共に東亞永遠の安定を確保し、列國との交誼を厚くすべきことを急務となした。よつて官民一致協力して産業の振興と國防の充實とを圖り、富國強兵の實現に邁進したのである。たゞ諸般の改革は時にその反對論を惹起して、國內に多少の摩擦紛争を誘發することもあつたが、間もなく世態は平靜に歸するに至つた。

かくて内治は大いに進み外交も次第に整ひ、國力は年と共に充實した。こゝに國會開設の運動が盛んとなつて、政府も銳意その準備を進めたのであるが、明治天皇には夙に國運の進展と國民の慶福とを軫念あらせられ、帝國不磨の大典たる憲法を欽定し給ひ、萬民翼贊の途を確立せしめられた。この前後、法典の編纂、制度の整備も大いに進み、國勢と文化とは著しい進展を遂げた。かくて維新を去ること僅かに二十餘年、内外頗る多端なる裡に早くも國家永遠の丕基が固められ、國民の福祉も益増進

せられた。

しかし明治初年以來の急激なる歐米文物の流入は、半面には文明開化、歐化主義の風潮を醸し、國民の間には傳統の醇風美俗を忘れるものも現はれた。これに對して國粹保存の反省も起り、兩者拮抗して國民道德の根本についても思想界は一時その歸趨に迷ふ如き状態であつた。畏くも天皇にはかゝる情勢に痛く宸襟を惱まさせられて、屢、教學の根本について御垂教あらせられたが、更に教育に關する勅語を下賜あらせられて教育の大本、國民道德の大道を昭示し給うた。さきに陸海軍人に對して優渥なる勅諭を賜うて軍人精神を諭させられたが、こゝに更に勅語を仰いで教育思想界の進むべき途は一層明らかとなり、國力充實の基が固められたのである。

また我が國はこの時代の初頭より諸外國と外交を整へ、東亞永遠の平和を確保せんとして終始眞摯なる努力を續けて來た。しかし歐米諸國の東亞侵略の勢は止まるところを知らず、朝鮮及び清國はかゝる情勢に操られて屢、我が國との間に波瀾を惹起した。我が國は常に隱忍を重ねて朝鮮を保育し、清國を啓導し、露國の野心を挫くなど、東亞を歐米諸國の蠶食より防衛するために盡瘁した。かくて明治二十七八

年三十七八年兩度の戦役を経て、我が國は一貫せる興亞の國策を確立し、道義國家の傳統を中外に示した。この前後、内治は一層整備し、國防の充實、産業經濟の發達、科學技術の進歩、文化の興隆は目覺ましく、國運の進展は眞に隆々たるものがあつた。

大正昭和の御代は明治の盛世を紹いで益、國威を中外に宣揚した。即ち我が國は外は第一次歐洲大戰及び戦後の經營に際して、世界平和の恢復に寄與し、國際的地歩を確立すると共に、内は産業經濟の躍進、諸般の文化施設の改良擴充等に於いて國勢が愈、伸張した。しかし我が國が極力國際協調の態度を持したにも拘らず、歐米諸國は諸種の國際會議を開催して世界制覇の野望を逞しうし、我が國力の伸張を妨げ、東亞分割の計策を運らした。支那も亦かゝる情勢を洞察せずして列國に乗ぜられ、却つて事毎に我と紛争を惹起し、幾多の外交上の難件が繼起するに至つた。加ふるに國內に於いても多年に亙る歐米思想の浸潤の結果、國民の中には傳統の國民道德の大本についての自覺を缺き、浮華輕佻の風潮が昂まる傾向を生じた。かゝる内外の難局に際して大正天皇には痛く宸襟を惱まさせられ、國民精神作興に關する詔書を渙發せられ、國民は叡慮を奉戴して極力これが匡救に盡瘁した。

この間歐米諸國の東亞擾亂の畫策は一層その爪牙を露はして我が國の地歩を脅威し、遂に滿洲事變の勃發を見るに至つた。我が國はこの事變を機として政治外交、經濟文化等あらゆる部面に眞摯なる反省を加へ、滿洲國の獨立を援けて東洋平和の基礎を固め、以て世界新秩序建設の歩を進めた。しかし列國はなほ支那を使賊して我が國と抗爭せしめ、遂に支那事變を誘發したのである。こゝに於いて我が國は堂堂大陸に興亞の聖戰を進めると共に、内は諸般の刷新を斷行し、外は益、自主獨往の外交を確立したのであるが、この頃より米英等諸國の我に對する壓迫は愈、強化せられ、遂には我が國の存續を危殆に瀕せしめた。かくて暴戻不遜なる米英兩國に對する宣戰の大詔は渙發せられ、久しきに亙つて隱忍を重ねた我が國民は蹶然起つて大東亞戰爭の完遂に國力を傾注することとなつた。萬邦をして各、その所を得しめんとする肇國の大精神はこの秋に際して一層明らかに顯現し、いまや我が國は御稜威の下、盟邦と相携へて大東亞並びに世界新秩序建設に邁進するに至つたのである。

第一章 明治時代

第一節 明治天皇と維新の大業

一 王政復古

明治維新の洪謨 明治維新は曠古の大業であつて、内は肇國の古に復して國體の本姿を具現し、時運の進展に即して改革を行ひ、外は宇内の情勢に鑑みて萬邦との交誼を厚くし、以て大いに皇威を宣揚したのである。明治天皇は孝明天皇の宏猷を恢弘あらせられて日夜この鴻業を啓導し給ひ、こゝに光輝ある明治時代の歴史が展開し、更に大正昭和の御代に継述せられて今日の國運隆昌を來たしたのである。而してこの偉業が比較的短日月の間に達成せられた所以は、もとより宇内に冠絶せる國體の尊嚴に淵源し、上に御稜威を仰ぎ奉り、下には盡忠報國の士が身を挺して王政復

古の大業を翼賛し奉つたことに歸する。かくて肇國の精神と國體の精華とはこゝによく發揚せられたのである。

大政奉還後の情勢 慶應三年十月十四日の大政奉還後に於ける廟堂の議は、さきに上京を命ぜられた諸大名の來着を待ち、施政の大本を諮つて國是を確定せんとするにあつた。然るに極度に緊迫せる政局の轉換期に於いては、公家大名を始め國事に心あるものと雖も、多くは政局の歸趨については暗中摸索の状態であつた。従つて諸大名の多くは朝召を蒙るも、時勢の急轉に惑ひ、その態度を決しかねて容易に上京せず、期を誤たず入京して輦轂の下に留まつたものは僅かに薩摩・安藝・尾張・福井の外十數藩に過ぎず、諸大名の會同は果して何時開かるべしとも豫想せられぬ状態であつた。しかのみならず新たに確立せらるべき新政の規模についても、天皇親政の下に如何なる政治體制を構成して、庶政を運用すべきかの方策に至つては、未だ混沌として歸一するところがなかつた。即ち或は令制に準據して太政官八省以下の寮司を再興し、各省の長官に公家武家を任用すべしとするもの、或は公議政體を樹立して維新の政を布くべしと唱ふるもの、或は先づ干戈に訴へて徳川氏の勢力を掃蕩し

て天下の耳目を一新すべしとなすものなどがあつた。この間公議政體論を唱道する土佐藩は、さきに慶喜を説いて大政奉還を勇断せしめるに成功し、且つ一時は薩長二藩を中心とする討幕計畫を頓挫せしめた觀があつた。然るに薩摩藩の大久保利通西郷隆盛等は岩倉具視と謀り、速かに暗雲低迷する政局を打開して、皇政維新の實を擧げんとして、着々その畫策を進め、薩長二藩の兵を續々東上せしめて、洛中及び京阪の間に駐屯せしめた。また岩倉の同志中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之等は、廟堂に在つて改革の機運を促進するに努め、遂に聖断を仰いで王政復古が實現せられることとなつた。

王政復古大號令の渙發

慶應三年(二五二七)十二月八日夜、朝議が行はれ、さきに朝議を蒙つた堂上大名の赦免の事が決せられたが、翌九日朝、明治天皇には御學問所に出御あらせられ、太宰帥有栖川宮熾仁親王、仁和寺宮純仁親王(後の嘉彰親王)、常陸太守山階宮晃親王以下諸臣に對して、夫々國家のために盡力せよとの優詔を下し賜ひ、王政復古の洪謨を諭告せしめ給うた。その御沙汰書の首に、

徳川内府従前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條、今般断然被聞食候。抑癸丑以來未

曾有之國難、先帝頻年被惱、宸襟候御次第、衆庶之所知ニ候。依之被決、叙慮、王政復古、國威挽回之御基、被爲立候間、自今攝關幕府等廢絶、即今先假リニ總裁、議定、參與之三職ヲ置レ、萬機可被爲行、諸事神武創業ノ始ニ原ツキ、摺紳、武弁、堂上、地下ノ別ナク、至當ノ公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同可被遊、叙念ニ付、各勉勵、舊來驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ、盡忠報國之誠ヲ以テ可致奉公候事。

とあり、同時に内覽、勅問、御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代の廢止、三職の入選、太政官の再興、獻言の嘉納、人材の登用を宣べられ、更に近來物價騰貴して貧富の懸隔甚だしきは、畢竟政令の正しからざるに基づくものにして、民は國の大寶なれば、百事一新の際、特に救弊の策あるものは申上ぐべき旨を仰せ出された。これを世に王政復古の大號令といふ。かくて新たに熾仁親王は總裁に、晃親王、純仁親王を始め皇政の復古に盡瘁した堂上及び薩摩土佐安藝尾張福井五藩の當主または隱居世子及びその藩士等は、議定或は參與に任せられ、いくばくもなく太宰府より歸京した三條實美は、議定に同じく東久世通禧及び木戸孝允等は、相次いで參與に任用せられ、ここに新政の陣容が略成つた。

かくて王政復古大號令の渙發によつて、鎌倉幕府以降約七百年に亙る武家政治の積弊が除かれ、天皇萬機を統べさせ給ふ古の姿に復した。即ち新政は更始一新、百事を神武天皇御創業の精神に則とらせ給ふことを宣べさせられ、公家武家を問はず、また貴賤上下を別たず、廣く公議公論に諮り、以て一君萬民の大道に基づき、舊來驕惰の習慣を一掃し、以て盡忠報國の誠を盡くすべきことを諭さしめられた。これ即ち幕府政治と共に攝關政治をも廢止せられた所以であつて、國家の難局を打開し、歐米列國と相對し、國威を世界に宣揚せんとせられる宏遠なる御思召を拜し奉るのである。

鳥羽伏見の戰　王政復古大號令は渙發せられたが、國內情勢の致すところ、大改新の完成までにはなほ若干の波瀾を見たのは眞に已むを得ぬことである。かくて同じき十二月九日の夜、天皇は小御所に出御、三職等を召させられて新政の方針を議せしめられた際、朝議は徳川慶喜をして内大臣の官を辭し、且つ封土を還納せしめることに決し、所謂辭官納地の命を慶喜に下された。この辭官納地の事は、慶喜の政權奉還をすら喜ばぬ會津桑名以下譜代諸藩及び舊幕府麾下の士等を益々憤激せしめ、二條城の内外は容易ならぬ形勢となつた。慶喜は關下に騷擾の生ぜんことを憚つて、十

二日會津藩主松平容保桑名藩主松平定敬等を従へ、二條城を出でて大阪城に退去した。その後徳川慶勝松平慶永は京阪間を往復して朝廷舊幕府間を斡旋し、慶喜をして辭官納地を奏請せしめる運びとなつた。然るに飽くまで舊勢力を打倒せざれば、新政の基礎立ち難しと確信する薩摩藩士等は、浪士を募つて江戸内外に擾亂を生ぜしめた。その報が大阪城に傳はるに及んで、城内激昂の勢は終に抑へ難く、會津桑名以下舊幕府麾下の士等は慶喜の署名した討薩の表を捧げて關下に赴かんとした。翌明治元年正月三日、入京せんとする舊幕府兵と、これを鳥羽伏見に拒止せんとした薩長二藩兵との間に終に砲火が開かれた。翌四日議定嘉彰親王を征討大將軍となし、錦旗節刀を賜うて出征せしめられるに及んで、順逆明らかになつて官軍の意氣當に天に沖した。その後連戰四日、殆ど官軍に倍する兵を擁した舊幕府兵は敗退し、慶喜は六日の夜陰、密かに大阪城を脱して海路東歸し、京畿及び西國地方は忽ち鎮靜に歸した。

慶喜の恭順　鳥羽伏見の戰後、朝廷は徳川慶喜追討の令を布き、慶喜等の官位を止められた。次いで二月、親征の詔を發せられて東征大總督を置き、大藏を大阪に進め、

暫く御駐紮あらせらるべきを令し、東征大總督熾仁親王は東海東山北陸三道の諸軍を統べて江戸に發向せられた。この時に當り幕府三百年の因襲はなほその餘威を存し、徳川氏の舊誼を思ふ諸大名も亦尠くなく、關東及びその以北に於ける威勢に侮り難いものがあつた。加ふるに對外關係に於いて、佛國は夙に幕府を支持し、英國はこれに反して薩長二藩に接近し、共に我が國轉換期の前途に多大なる關心を示し、若しその一が我に干涉を試みる場合には、他も決して無關心たり得ずとの態度を示してゐた。かくて皇國內外の情勢は、洵に寒心に堪へぬものがあつたのである。然るに江戸に歸つた慶喜はよく順逆を辨へ、大勢を達觀して、譜代旗本等が蹶起して頽勢を挽回せんとするのを抑制し、佛國公使レオン・ロッシュの再舉勸告、軍艦武器提供の申出を斷乎拒否し、江戸城を出でて上野寛永寺に屏居し、一意恭順を守つて朝命の下るを待つた。

既にして錦旗三道の野を進み、江戸に迫るに及んで、靜寛院宮親子内親王の御使及び舊幕府精銳隊頭山岡鐵太郎等は駿府の大總督府に到つて、徳川氏救解のために哀訴した。靜寛院宮即ちさきの和宮は尊貴の御身を以て徳川家茂に御降嫁あらせら

れたが、いまや徳川氏浮沈の秋に際し、婚家の朝敵の汚名を雪がため、進んで難に殉ぜられんとする尊き御精神を以て起ち給うたのは、永く婦道の鑑と仰がれるところである。次いで舊幕府陸軍總裁勝安芳が官軍參謀西郷隆盛に對して具さに慶喜恭順の狀を陳べ、肺肝を披いて江戸城攻撃の中止を歎願するに及び、東征大總督宮は姑く諸軍の進撃を停め、西郷を京に上して勅裁を仰がしめられた。かくて四月、勅使は江戸城に臨み、慶喜の死一等を減じて水戸に屏居謹慎せしめ、江戸城軍艦兵器を收めらるべき旨を宣達し、慶喜は悉くこれを奉承したので、一時戰雲に鎖された江戸は兵燹を免れた。次いで關東大監察使三條實美は江戸に到り、徳川氏の舊功を念はせられる聖旨を奉じて、田安龜之助(徳川家達)をして宗家を繼がしめ、新たに駿河遠江等に於いて七十萬石を賜ひ、駿府に在城してその祀を存せしめられた。

奥羽越後及び函館の鎮定 慶喜恭順の後も舊幕府の根據地江戸及び關東地方は彰義隊を始めなほ不満を懷く舊幕臣等によつて多少の騷擾を見たが、忽ち官軍の鎮撫するところとなつた。然るに東北地方は土地邊陲に位し、民情も亦素朴にして中央の政情に疎きものが多かつた。特に譜代の錚々たる會津庄内二藩は薩摩藩及び

二三の堂上を目して、私見を以て非常の政變を行つたものとなし、抗戰の準備を怠らず、仙臺米澤の諸藩は密かにこれに同情を寄せてゐたので、追討官軍の兵力が未だ充實せぬ間に、抗戰の氣勢は陸奥出羽越後等に擴がり、列藩の多くは遂に方嚮を誤つて官軍に抗するに至つた。既にして天皇は勅諭を下して、國民に大義を辨へて順逆を誤ることなからしめ給ひ、且つ諸國諸藩に勅して援軍を出さしめ、諸軍を白河口本潟口、越後口より竝進せしめられるに及び、聯盟諸藩は次第に解體歸順した。獨り官軍重圍の中を死守三旬に及び、白虎隊の悲話を生んだ會津若松城も九月開城し、こゝに奥羽北越は平定を告げた。またさきに舊幕府の軍艦を率ゐて品川沖を脱出した榎本武揚は、奥羽鎮定後大島圭介等の率ゐる敗兵と共に徳川氏の家臣のために北海道開拓を政府に出願して函館五稜郭に據つたが、翌二年、官軍によつて海陸より攻められ、五月遂に軍門に降り、一時東北の空を蔽うた戰雲もこゝに全く收まつた。而して洪大無邊の皇恩は、悔悟歸順したものの上に逼く及んで、松平容保父子を始め死を宥されて、封土の若干を賜はつたが、後悉くその罪を赦され、有爲達識の諸藩士はやがて廟堂の要樞に擢用せられたのである。

二 國是の確立

開國進取の規模　これより先、王政復古に伴ふ未曾有の變革に際して、百事草創政務は未だその緒に就かず、内外施政の基礎方針を確定することは頗る急を要した。先づ外交についてこれを見るに、締約各國使臣等の、我が國の新情勢に對する見解は各、その立場によつて相違し、必ずしも新政府に有利であつたとは思はれなかつた。殊に我が國情民心の實際に疎き彼等は、従前の開國鎖國兩論の對立から見て、新政府の外交政策が果して如何なるものかについて確たる豫測をなし得ず、形勢觀望の態度を持してゐた。併しながら我が攘夷論の本質は一概にこれを排他固陋の偏見と斷すべきではなく、幕府の對外軟弱の態度を排する自主獨立の精神の昂揚せられたものと見るべきである。

かくて天皇親政の初めに當り、廟議は開國進取の方針を以て、列國と相對することに決せられた。即ち明治元年正月、外國事務取調掛東久世通禧を兵庫に遣はして、佛英米伊普蘭六國使臣に、皇政の復古大政の親裁を報じ、爾後條約には總べて天皇の稱

を用ひらるべき旨を通告せしめられた。これと同時に全國に令して、世態の一變に鑑み、斷然開國和親の方針を採らせられるにより、上下一致疑惑を懐かず、進んで兵備を充實し、國威を海外に宣揚するやう勉勵すべきことを諭さしめられた。次いで二月、島津忠義、松平慶永、山内豊信、細川護久、淺野茂勳、毛利廣封、(元徳)の六人は連署して、宇内の大勢を察し、外交の規模を明らかにするために、宜しく國際の通誼に循ひ、列國使臣を參朝せしめられたき旨を建議した。明治天皇はこれを御嘉納あらせられ、諸外國使臣の參朝を許されて、謁を紫宸殿上に賜ひ、益、交際を厚うせんことを望ませられる旨の勅語を賜うた。かくて外交の方針は内外に明示せられ、その刷新は逐次に行はれた。

五箇條の御誓文 翻つて内治を見るに、さきに王政復古大號令の渙發によつて、新政の大本は宣示せられたが、或は因襲に捉はれて態度を明らかにせぬものが尠くなく、世情はなほ穩かならぬものがあつた。こゝに於いて元年三月十四日、畏くも天皇には總裁、議定、參與の三職及び公卿諸大名を率ゐて、紫宸殿に出御ましまし、天神地祇を祀つて、次の五事を神明に誓はせられ、且つこれを國民に宣し給うた。

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先シ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。

これ即ち王政復古大號令の精神を擴充敷衍して國是を昭示し給うたものである。總裁以下諸臣は宏遠なる聖旨を拜して感激し、今日の急務、永世の基礎はこの他に、出づべからず、臣等誓つて、叡旨を奉戴し、一死以て宸襟を安んじ奉るべしと、各、謹んで奉答書に署名した。

億兆安撫國威宣揚の宸翰 この日、別に宸翰を下して至高至仁の叡旨を國民に示し給うた。宸翰には、

今般朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日

の事、朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて、億兆の君たる所に背かざるべし。と仰せられ、恐れ多くも聖躬を以て億兆を率ゐ、天業を恢弘し給はんと、の御決意を告げさせられ、更に

然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨我邦のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し、一新の效をはからず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂を忘るゝときは、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る。故に朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。と大御心を敍べさせられ、臣民に對して

汝億兆、能々朕が志を體認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助て、神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。と諭させ給うた。

これ即ち億兆安撫、國威宣揚の宸翰である。聖旨の洪大無邊なるは、實に神武天皇が六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇と爲んと宣べさせ給へる宏猷を繼述し給へるものである。

三 封建制度の撤廢

版籍奉還 維新の大綱は既に確立し、政府の基礎も漸次固められたが、なほ二百七十餘の大名は、封建制度の形態を存續し、各、その舊慣に従つて領内の政治を行ひ、全國劃一の政が行はれ難かつた。これ大政奉還、王政復古の精神に悖ることはいふまでもない。されば版籍奉還の議は、夙に識者の間に唱道せられ、長門藩の木戸孝允は薩摩藩の大久保利通と謀り、各、その藩主にこの議を勸説して容れられたので、更に土佐藩の後藤象二郎、佐賀藩の副島種臣等を説いて、二藩の賛同を得た。よつて明治二年正月、島津忠義、毛利敬親、山内豊範、鍋島直大は連署して、臣等の居るところは、即ち皇土であり、その牧するところは、皆皇民であつて、これを私に有すべきでない故に、その版籍を還し奉りたき旨を奏請した。而してこれを聞き知つた列藩も、競つてこれに倣

ひ、忽ち大小二百有餘に及んだ。よつて六月十七日天皇はこれを聽許あらせられ、また奏請せぬ十餘藩には特にこれを諭して奉還を命ぜられた。藩名は舊によつてこれを存して、前藩主をその知藩事に任じ、家祿を舊封實收石高の十分の一と定め、他は凡て公衙の費に充てしめ、大參事少參事を舊藩士の中より擢用して藩治に當らしめ、その進退はこれを朝廷に稟申せしめられた。こゝに於いて藩も單なる地方分治の一區劃となり、知藩事等は中央政府の任命する地方官となり、政治體制に於いては封建諸侯はその形態を失つたのである。

廢藩置縣 版籍奉還によつて中央集權の形態は備はつたが、舊藩に於いては、知藩事がなほ領主の觀を呈し、士民との間に主従の觀念も強くして、封建の因襲は容易に抜けず、未だ地方分權の餘勢を一掃して、中央集權の實を擧げるには至らなかつた。しかのみならず、當時中央政治の畫策運営は主に三條實美、岩倉具視及び薩長等數藩出身者の戮力によつて行はれ、舊諸藩がなほ地方に實權を有してゐるので、政府脆弱の實相はこれを掩ふべくもなかつた。即ち新政府に不満を懷く徒は、濫りに新政を横議して擾亂を企て、或は幕府の再興を夢みるものも決して尠くなく、舊諸藩の中に

は割據の勢を蓄へて、世の動靜を觀望するものもあつた。されば政府は知藩事の制を廢して天下の實權を朝廷に收め、以て鞏固なる中央集權を樹立するを急務とした。しかもこれは版籍奉還より一步を進めて悉く封建の舊習を一洗し、王政復古の實を收めんとするのであるから、若し一朝事を誤れば、國內の治安に拘り、延いて維新の大業を挫折せしめる虞もあるので、先づ中央政府の強化を圖ることを必要とした。三年十一月、岩倉具視は勅を奉じて鹿兒島山口に赴き、島津久光、毛利敬親に對して速かに上京して大政を輔翼し、二藩が一致協力して範を諸藩に示し、以て皇基を輔け奉るべき旨を宣達した。かくて薩長二藩の外に土佐藩の戮力を得て、こゝに薩長土三藩は藩力を擧げて廢藩の朝旨に應へ奉ることに決した。よつて廟議は先づ三藩の兵を徵して御親兵となすことに決し、その兵凡そ一萬が禁裏の守衛に當つた。こゝに於いて四年七月十四日、天皇は在京五十餘藩の知藩事を御前に召させられ、廢藩置縣の詔書を下し給うて、版籍奉還は未だその名ありてその實の擧らざるものあり、よつて更に藩を廢して縣となし、冗を去りて簡に就き、政令の多岐に出づる憂を除かんとする旨を仰せ出され、全國の知藩事以下大少參事は悉くその職を罷められ、藩を廢し

て縣となした。またこれと同時に、政府は從來島津氏の所領であつた琉球を鹿兒島縣に編入した。五年琉球國王尙泰は慶賀使を送つて王政復古を賀したので、特に勅して尙泰を琉球藩王に封じ、華族に列して藩屏の任を全うすべきことを諭さしめられたが、後に政府は琉球藩を内務省の管轄に移し、十二年四月に至り藩を廢して沖繩縣を置いた。かくて封建制度は名實共に滅んで、地方分權の弊は除かれ、郡縣制度は定まつて中央集權が確立し、こゝに維新の大業の基礎は固められた。

維新の大業がかゝる成果を收め得た所以は、尊嚴なる國體によることはいふまでもなく、また廟堂に立てるものが、國家の難に殉じた幾多勤皇志士等の餘烈を望んで、蹇々匪躬の誠を盡くし、輔弼獻替宜しきを得たことと、國民も齊しく一君萬民の國體觀念に徹し、皇民たるの自覺に醒め、大業を翼賛し奉つたことによるのである。これ實に我が國體の精華の發露に外ならない。英國公使バークスが歐洲に於いてかかる大革新を行はんとすれば、戰亂數年に互るべきは必然であるが、一の詔書を以て二百數十諸侯の實權を收められたるは、神業にして人爲の企及すべきところでないと思ふのは、洵に故あることである。

第二節 新政の進展

一 即位の大禮と東京奠都

即位の大禮古制の再興 明治天皇には未だ立太子御元服の御儀も行はせられず、儲君御童形のまゝにて踐祚し給うたので、明治元年正月、先づ御元服の禮を行はせられた。從來御加冠の儀は攝家の大臣が奉仕する例であつたが、攝籙が廢せられてゐたので、伏見宮邦家親王が奉仕せられた。次いで八月二十七日、紫宸殿に於いて即位の大禮を擧げさせ給うた。大禮は復古の精神に基づいて専ら古制を重んぜられ、また承明門内にはさきに前水戸藩主徳川齊昭の獻納せる徑三尺六寸餘の大地球儀を飾り、宇内雄飛の祥兆とせられた。大嘗祭の御儀は、後れて四年十一月、東京皇城内の吹上御苑に於いて、古を酌み今を量り、簡素莊嚴なる制式によつて行はせられ、特に外國使臣等には芝濱の延遠館にて酒饌を賜うた。また元年九月八日、詔して慶應四年を以て明治元年と改め、同時に一世一元の制を立てて永世の制と定められ、吉凶禍福

によつて屢、改元を行ふ舊慣を廢せられた。同月二十二日即ち太陽曆十一月三日の天皇御誕辰に際して、天長節の舊儀を再興し、國民一般に佳節を奉祝すべきことを令せられた。次いで十二月、古制に復して立后の禮を行はせられ、故左大臣一條忠香の女美子を納れて皇后に立て給うた。即ち後の昭憲皇太后にあらせられる。

東京遷都 更始一新の政を行はせられる時に當り、新たに都を經營せられることは史上屢見られたところである。明治維新の當初、廟堂に於いても夙くこの議を建てるものがあつたが、江戸が開城して官軍の手中に歸するに及び、江戸奠都の議は決せられ、七月詔して江戸を東京と改稱し、その地に親臨して萬機を親裁あらせらるべき勅諭を敍べ給ひ、海内一家東西同視の聖旨を宣布せられた。即ち十月車駕東京幸、舊江戸城を皇居と定められ、暫く御駐紮、十二月一たび京都に還幸、翌二年三月東京に再幸して皇國の首都となし給うた。こゝにも亦東國第一の大鎮、四方幅濶の地に都を定めて維新の經綸を行ひ、以て人心を新たにし給はんと、の宏謨が拜せられるのである。後日京都は國家の大典を行はせられる所と定められ、桓武天皇以來の古都として永くその由緒を存せしめられた。

二 政府の機構

三職八局の制 王政復古と同時に總裁、議定、參與の三職が設置せられて以來、政府の組織に屢、改變を見たことは、維新草創の際として已むを得なかつたが、その間萬機を公論に決し、言論を洞開し、人材登用の途を開くべしと仰せ出された聖旨を體して、官制の改變毎に公議公論尊重の精神が昂まつたことは顯著な事實である。明治元年正月、太政官代を置き、新政府の機構として三職と共に神祇内國、外國、海陸軍、會計、刑法制度の七事務科を太政官中に設け、後これを夫々事務局と改稱し、更に總裁局を加へて三職八局の制とした。また別に諸藩士及び都鄙の才能あるものを選び、徴士と稱して參與若しくは各局の判事に任じ、列藩よりはその大小に應じて定數の藩士を貢士と稱して議事所に出し、以て政治に與らしめた。

政體書と官制改革 元年閏四月、五箇條の御誓文の趣旨に基づいて政府はその機構を新たにせんとして、政體書を公布し、同時に官制を改めた。政體書は全文十餘條より成り、その主なる點は、政令二途に出づる患なからしめるために、太政官を以て政

治萬般の中樞とし、その作用を立法司法行政の三に分ち、且つ立法行政兩官の相互兼官を禁ずる事、公議公論を尊重して議事制を立て、府藩縣より貢士を選定せしめて議員たらしめる事、また官吏公選の法を採用して門閥打破人材登用の途を開く事等である。これに基づいて官制を改め、議政行政神祇會計軍務外國刑法の七官を置き、議政官は立法を、行政官以下五官は行政を、刑法官は司法を掌ることとした。更に議政官は二院制として上下二局に分ち、上局は議定參與を置き、政體法制條約和戰その他國家の機務と重要な人事とを審議し、下局は議長議員を置き、上局の命を承けて、租稅驛遞條約宣戰講和募兵等を審議するもので、後の議院制度はこゝに胚胎する。また行政官はさきの總裁局の後身で、議定より兼任する輔相を長官とし、専ら輔弼の任に當り、國務を總理し、神祇以下の四官は各、一部の行政事務を分掌し、その長官は刑法官と共に總べて知官事と稱した。

かくして政府は政體書によつて中央集權三權分立及び公議制の實現を期して、更始一新の意氣を示したが、もとより我が國情は米國憲法の直譯に近いといはれた政體書の職制を實施すべくもない。よつて九月、議政行政兩官の分立は實施困難の故を以て姑く議政官を行政官に併合し、後これを廢止し、これに代へるに上局會議と公議所とを別置した。また官吏公選も御前に於いて行はれ、輔相議定以下六官の知官事參與等を投票決定したが、後日異議百出して僅かに一回實施せられたのみで中止せられた。

太政官制の確立 かゝる間に王政復古大號令の精神に基づき、太政官の古制を再興すべしとの議が廟堂に於いて決せられ、二年七月、版籍奉還の直後に、新官制が公布せられた。即ち神祇官太政官の二官を置き、太政官の下に民部大藏兵部刑部宮内外務の六省が設けられた。神祇官は祭政一致の精神に則とつて諸官省の上に班し、神祇伯を長官として、その下に副祐史を置き、祭祀宣教等を管せしめた。太政官は政府の中樞機關であつて、左大臣或は右大臣を以てその長官とし、輔弼の任に當り、政務を總理し、その下に大納言參議を置いて政務に參與せしめ、辨史等を置いて事務を分擔することとした。各省の長官は卿といひ、その下に輔丞が置かれて事務を分掌した。また議事機關としてはさきの公議所を集議院と改稱してこれを存置した。かくして從來、令制の官名は概ねその名のみを存して、その實が失はれてゐたのを正し、こゝ

に太政官制は復興確立せられた。

中央集権制の完成 その後廢藩置縣が行はれて中央集権の實が愈々擧るや、太政官制は更に改革強化せられた。即ち四年七月、更めて太政官職制及び章程を公布し、太政官に正院、左院、右院の三院を置いた。正院は天皇親臨して萬機を親裁し給ふ最高官府で、立法、施政、司法の事務を裁制し、左右兩院よりの奏事の取捨、施行の緩急を決する權を有した。正院に太政大臣、左右大臣、參議の三職を置き、太政大臣は輔弼、庶政總判の任に當り、また祭祀、外交、陸海軍の事を總轄し、左大臣、右大臣は太政大臣の職務を代攝し得るものとし、參議は大政に參與し、官事を議判し、大臣を輔佐するを任とした。左院は諸立法の事を議する府で、參議の兼任する議長及び議官から組織せられ、右院は各省の卿輔が會同して當務の法を案じ、且つ行政實際の利害を審議する府とした。而して各省は太政官の分官たることに定められて、各省長官の卿は參議がこれを兼ねた。

こゝに於いて中央政府の機構は略々整備を告げたが、政府は同年七月この改革に先だち刑部省を廢して司法省を置き、また文部省を置き、民部省を廢止した。次いで八

月從來太政官の上に班した神祇官を神祇省と改めて太政官の管下に屬し、翌五年三月これを廢止し、新たに教部省を置き、大教宣布の事を掌らしめたが、十年一月遂にこれを廢止した。その他陸海軍二省、内務省の設置等、爾後時勢の推移と各省事務の繁簡とによつて屢々増廢改革が行はれたが、その大綱は變更せられずして、十八年の内閣制度創置の際に及んだ。

地方制度の確立 更に地方制度について見るに、維新當初地方はこれを府、藩、縣の三に分ち、府、縣には知府事、知縣事を置き、藩には藩主を存して舊のまゝとした。府、縣は共に舊幕府の直轄領等を收公して置かれたもので、京都、東京、大阪、新潟、長崎、函館、神奈川、奈良、度會等の諸府、兵庫、大津、高山、久美濱、日田等の二十數縣が相前後して設置せられた。藩は凡そ二百七十三藩であつた。かくて元年十月、藩治職制を公布して、諸藩に執政を置き、朝政の趣旨を體して一藩の紀綱政事を統べしめ、別に知家事を置いて藩治に關與することなく、専ら藩主の家政を掌らしめた。また各藩にも議事機關を設置せしめた。

ついで二年七月、政府は東京、京都、大阪の三府を存して他府を悉く縣と改めたが、廢

藩置縣によつて藩の廢せられて縣となれるもの二百六十一にして、從來の府縣を合すれば三府三百二縣に上つた。その後政府は盛んに縣の廢合を行つて三府七十二縣とし、府には知事、縣には縣令を長官とし、各、その下に書記官を置いた。四年十一月、縣治條例を公布し、これによつて全國劃一の政を布き、地方行政の刷新を圖つた。

三 諸般の改新

身分制度の改正 明治維新の際に行はれた政治上社會上の諸改新には、舊習一洗に頗る急なるものがあつた。特に廢藩置縣による封建制度の撤廢は、國民思想の上にも頗る大なる影響を及ぼし、爾後相次いで行はれた革新的諸施設は遂に社會の風潮を一新するに至つた。既に早く皇族の佛門歸依、宮堂上等の自己尊稱、堂上の染齒、掃眉、八朔獻物等の舊習が廢止せられたが、所謂四民平等の思想とこれに伴なつて身分制度撤廢の機運とが早くから強く動いてゐた。版籍奉還の行はれるや、堂上諸侯の稱を廢して華族とし、その家臣を士族、輕輩を卒と稱し、その他は一切の差別的賤稱を廢して農工商等と共に平民と稱せしめた。後に卒の稱を止めて士族または平民に

編入し、華族士族平民の族稱が立てられ、上下貴賤による嚴格煩瑣な各種の差別が撤廢せられると共に、これに伴なふ弊習も改善せられた。即ち三年九月、平民に姓を稱することを許し、翌年四月その乗馬を許し、更に八月には華士族と平民との通婚を許した。また同月、士族に脱刀散髮を許し、九年三月、遂にその帶刀を嚴禁するに至つた。更に華族は別として士族と平民とを全く無差別としたものは、實に家祿制度の廢止及び次節に述べる徴兵令の實施である。

家祿の廢止 舊武士世襲の祿制は版籍奉還の後その石高が大いに遞減せられたが、廢藩置縣後もなほ繼續せられて、坐食支給を受けてゐた。これを國家の財政から見れば、家祿の總高約米四百六十餘萬石及び金十萬餘圓に上り、別に復古の功臣及び軍功の將士に賜うた永世賞典祿の總額米二十餘萬石を加へた。その總計の米金の支給は、政府歳出の約三分の一に相當する巨額に達し、またこれを家祿を受けるものの側からいへば、高祿者を除き薄祿者は到底生活を維持し得ない少額に過ぎなかつた。これ即ち家祿處分が當時緊急なる問題とせられた所以である。政府は四年十二月、在官者以外の華士族に農工商業を營むことを許し、六年十二月より翌年に互り、

家祿奉還規則によつて、生業の資金を得んがために家祿の奉還を請ふものには、その六箇年乃至四箇年分を、半額は現金、半額は家祿引換公債證書を以て支給し、以て家祿に代へた。八年九月、家祿賞典祿を米額を以て稱するを止めて、貢納米相場の平均を以て金祿に改定支給することを令し、翌九年八月、家祿奉還を請はぬ華士族に對して金祿公債證書を給し、こゝに全く家祿制度を廢止した。公債を附與せられたものの中にはこれを有利に使用して國家經濟の發達に寄與したものがあつたが、士族の多數は、士族の商法といふ諺が生じた如くに、忽ち下附金を喪失して陋巷に沈淪し、中には極めて少數の事業成功者或は官界に榮進したものを羨望して、徒らに不平不満を懷くに至つたものも尠くなかつた。

建設的諸施設と舊習打破 以上の諸般の改新に伴なつて、舊習を打破し智識を世界に求めんとする官民上下の希望と努力とは、舊物の破棄と外國文明の移入とに集中せられるに至つた。今その主なるものを擧ぐれば、新たに學制を頒布して、國民教育の振興を圖り、學問技藝の啓發に力を致し、以て國運發展の基礎に培ふと共に、通信交通の機關に西洋の制度を參酌して大いに改良を加へ、電信線の架設、郵便制度の開

始、鐵道の敷設等に力を用ひ、産業金融海運その他の近代的諸企業の保護獎勵等に建設的施設を興した。また太陰曆を廢して太陽曆を採用し(五年十二月三日を以て)五節句を止めて新たに祝祭日の制を定め、その他洋式禮裝を採用し、洋風煉瓦家屋の建築、馬車人力車、瓦斯燈、洋燈等の使用を獎勵すると共に、墨刑及び罪案揭示を停止し、僧侶の肉食妻帯の禁を解き、國民一般に斷髮を勸誘するなど、制度社會風俗上の革新が次に行はれて、國民生活の様式を一變せしめた。また政府刊行の太政官日誌の外に、民間發刊の外國紹介の書籍、新聞雜誌も漸次その數を増し、日刊新聞も發行せられて、その報道論説は世の注目を惹き、國民の知識の啓發、文化の普及の上から重要視せられるに至つた。しかしかゝる半面には、歐米の文物に心酔するの餘り、妄りに文明開化と稱して、新奇を競ひ、固有の醇風美俗を破壊して、傳統的國民思想を害ふが如き勢をも助長した。

四 外交の刷新

外交政策の指針 明治維新後の外交は、開國進取の國是に基づいて、内は國力を培

養し、外は列國との親善を増進し、進んで大いに國威を中外に宣揚せんとするにあつた。これは即ち五箇條の御誓文及び億兆安撫國威宣揚の宸翰に明示し給うた洪謨であり、政府の對外政策はこれを指針としたので、その外交は全く舊來とは面目を一新した觀がある。またさきに兵庫堺等に外人殺傷事件が起り、或は基督教信仰に關する難件等が起つたが、政府の眞摯果敢なる措置によつて比較的速かに解決を告げ、締約國も舊來の十一箇國に更にスエーデン、ノルウェー、イスパニヤ、オーストリア、ハンガリー、ルーマニアの各國を加へた。しかし安政以降幕府が締結した不平等條約に基づく屈辱不利はもとより、列國の勢力はなほ直接間接に我を刺戟することが強かつたので、政府は國民上下の要望により速かに富強の策を講じて外交關係を刷新せんとすることに絶大なる努力を拂つた。

岩倉大使の歐米派遣 政府に於いては安政の修好通商條約改訂期である明治五年七月を期して、治外法權及び片務的最惠國條款を撤廢し、關稅自主權を回復し、以て對等條約を締結するため、速かに交渉を開始すべしとの議が起つた。然るに結局時機尙早といふことで、四年十月、右大臣岩倉具視を特命全權大使に任じ、參議木戸孝

允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳を全權副使とし、歐米締約各國を歴訪せしめて交誼を修め、彼の國の制度文物を巨細に視察して、内政の整備に資すると共に、條約改正の希望を開陳して列國の意向を探り、以て後日交渉の素地を作ることを期した。一行は先づ米國に渡り條約改正の交渉を試みたが、豫期の効果を擧げ得ないことが明らかになつたので、爾餘の各國には聘問を主として、その國勢文物の調査研究を遂げ、前後一年十一箇月を費して、六年九月歸朝した。岩倉、木戸、大久保その他多數傑出の士が具さに歐米諸國の政治文化を觀察した結果は、我が國運發展の上に寄與したことの多かつたのはもとより、これらの人々は内治充實の急務なるを痛感し、銳意國內庶政の整備を圖るに至つた。これより官吏の海外派遣、留學生の渡航、御雇外人等の來往が頻繁に行はれて、彼の制度文物は盛んに採り入れられたのである。

千島樺太の交換 我が北邊千島樺太に關する露國との境界交渉は日露和親條約に於いて、千島列島の中、擇捉、國後二島を我が領土と確定したが、樺太島については北緯五十度以南を以て我が領有とせんとする議が成立せず、結局境界を定めず兩國人

雜居の地となした。その後安政六年文久二年慶應二年の三回に互つて樺太分界の談判が行はれたが、遂に要領を得なかつた。明治の初め、政府は箱館府をして樺太の施政を擔當せしめたが、露人の南下は既に全島占領の勢を示し、二年その南端久春古丹(大泊)を占據するに至つた。よつて政府は三年新たに樺太開拓使を設け、北海道の開拓次官黒田清隆をして専らその經營に當らしめた。黒田は同島を巡視した結果、地利少しとし、寧ろ全力を北海道拓殖に傾注するの利なることを建議したので、翌年、樺太開拓使は廢止せられた。その後露人の暴狀は益、加はり紛争が絶えなかつたので、外務卿副島種臣は禍根を一掃せんとし、北緯五十度以北の地を買收して全島を我が版圖となす案を立て、これによつて露國に交渉したが、彼は千島と樺太との交換を説いて應じなかつた。こゝに於いて廟議は遂に黒田の樺太拋棄論を容れ、駐露公使榎本武揚をして露國政府と折衝せしめ、八年樺太全島を彼に讓渡して、千島全島を我々に收め、邦人のオホーツク海及びカムチャツカ沿岸の漁業權を認めしめる條約を結んで、樺太と千島との交換を了した。その後政府は北海道の開拓に力を注ぎ、同年屯田兵を置いて北邊の備を嚴にした。

小笠原島問題の解決 小笠原島はもとより我が領土であるが、我が開拓の中絶した延寶以降文久に至る間に於いては、英米等諸國の航海者の探檢、歐米人及びハワイ人等の移住が行はれ、英米兩國等領土權を主張するものもあつた。幕府は文久元年幕吏を遣はして同島の調査を行ひ、更に翌二年には八丈島より島民を移住せしめるなど再開拓に着手したが、内外の政局は紛糾して間もなく中止の已むなきに至つた。しかし維新後八年に至り、政府は同島を確保せんがために外務省員を派遣し、移住米人等七十餘名も快く我が保護のもとに歸服した。よつて翌年これを内務省の管轄とし、後に東京府に移管した。

清國との修好と征臺の役 隣邦清國との國交は江戸時代に於いて既に中絶し、僅かに長崎唐人屋敷を中心に彼の商人が貿易を營んでゐた。王政復古と共に政府は進んで清國との國交を修めんとし、三年外務權大丞柳原前光同權少丞花房義質を清國に派遣して、國交開始を豫め議せしめた。初め清國政府はこれに應じなかつたが、兩江總督曾國藩直隸總督李鴻章が徒らに隣邦の感情を害するを不可として、建言するところがあつたので、清國は遂に應諾の意を表するに至つた。よつて翌四年更に

大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣に任じて清國に遣はし、柳原前光及び外務權大丞津田眞道まことを同行せしめた。七月伊達宗城等は李鴻章と會商の結果、大日本國大清國修好條規十八條及び通商章程三十三款を締結した。これは實に我が國が自ら進んで外國と結んだ條約の嚆矢である。

然るに清國との國交は、その後いくばくもなく我が臺灣征討の舉により、決裂の危機に直面するに至つた。即ち四年、宮古八重山島民は臺灣東南岸に漂着して五十四名は牡丹社の原住民のために殺害せられ、鹿兒島縣參事大山綱良は膺懲の師を出さんことを建議し、征臺の議が起されたが、政府は未だ動かかなかつた。六年、外務卿副島種臣は修好條約の批准交換のために清國に赴いた際、臺灣に於ける邦人虐殺の事を談じたが、清國政府は同島の原住民は化外の民にしてこれを治めずとの遁辭を設けて責任を回避した。偶、備中小田縣の水夫も亦臺灣に於いて劫掠せられたので、征臺論は一層朝野に喧しくなり、後に述べる如く征韓論によつて政府部内の分裂した後、政府は遂に征臺の師を起すことに決した。即ち七年四月、陸軍中將西郷從道は臺灣蕃地事務都督に、陸軍少將谷干城海軍少將赤松則良は參軍に任ぜられて臺灣を討伐

した。我が軍が三道より進撃するや、諸地方の原住民は何れも風を望んで降り、獨り牡丹社のみ頑強に抵抗したが、その酋長を斃すに及んで忽ち平定し、本營を龜山かめやまに置いて屯田の計を樹てた。

清國政府はこゝに及んで前言を翻して撤兵を我に迫つて來た。よつて政府は參議兼内務卿大久保利通を全權辨理大臣として北京に派遣し折衝せしめた。清國全權恭親王及び文祥等は我が強硬なる論判に對して徒らに臺灣全土の自領なることを主張するのみで、商議は進捗せず、國交は將に危殆に瀕するに至つた。偶、北京駐劄英國公使ウエードはその間に居て調停し、十月清國政府は遂に我が出師を保民の義舉と認め、被害民救恤費として十萬兩、蕃地諸設備費として四十萬兩を支辨し、爾後島民を教化して後患なからしめることを約し、我も撤兵して事は漸く收まつた。

五 變革に伴なふ波瀾

思想の動搖 王政復古後の新政は漸次その緒に就き、諸制度、諸施設の改革は着々實施せられた。然るにそれが振古未曾有の大變革であつただけに、これに適應すべ

き施設を完全に整へ、安寧を保持するに足る統制力を確立するまでには、相當の歳月を要した。即ち舊套を脱し得ざる國民は政府の革新的施設に對して、或は誤解し或は不満を懷いたので、各種の反動摩擦がこれに伴なつて起り、世態は政治的にも社會的にも動搖を免れなかつた。

維新の後、いくばくもなく各地方に騷擾が續發したが、それは概ね新政を悦ばざる徒によつて起されたものである。その多くは一時の不平誤解に出た反抗または嗷訴の類であつて、未だ政局の上に大なる影響を及ぼさなかつたが、主として所謂新舊思想の衝突に起因した舊武士の反政府態度は根強いものがあつた。即ち開國進取の國是といひ、舊習一洗、西洋文物の採用といひ、次々に行はれた急激なる改革は、全く彼等の豫期に反し、また世上文明開化と稱して、事毎に新奇を競うて我が國固有の美風を破棄して顧みざるが如き風潮も尠からず見られたので、彼等の中にはこれを慨歎するの餘り、却つて封建の往時を追慕する念に驅られるものがあつた。かゝる思想上の衝突があつた際、武士は廢藩斷行によつて秩祿は金祿公債と化し、それもやがて多くは蕩盡せられ、また國民皆兵制の採用と廢刀令の公布とによつて、數百年來の

地位と矜持とを失つて、平民と伍するに至つた。されば境遇の激變に不満を懷き、密かに政府顛覆を夢みて亂を念ふものさへあり、いつかはその激發を見なければ收まらぬ情勢となつた。しかし薩摩・長門・土佐・賀四藩の出身者が政府の要路に立つて、互に協力して國政を擔當してゐる間は、世情の不安も未だ大事を惹起するに至らなかつた。然るに征韓論で政府部内が分裂し、西郷隆盛・後藤象二郎・江藤新平・板垣退助・副島種臣の五參議が連袂して野に下り、政府彈劾の氣勢を示すに及んで、遂に各所に於いて士族を中心とする亂が起つた。

朝鮮問題による廟堂の分裂 上世以來の我が國と朝鮮との密接なる關係は、こゝに改めて説くを要しない。江戸時代の初めより、幕府は對馬藩主宗氏をして隣好の衝に當らしめ、鎖國の後も唯一の修好國として朝鮮の信使・禮聘を文化八年まで受けてゐた。その後幕府はその中絶を憂へ、これが復活に力を注いだが、内憂外患のため、その希望を達し得なかつた。明治維新の成るや、政府は速かに朝鮮との舊好を温め、傳統的關係を緊密にし、以て共に西歐諸國の壓迫に備へんとし、元年三月、宗義達に命じ、王政復古の事を告げて、修交を圖らしめた。時に朝鮮に於いては、國王李イ、生父

李是應大院君が國政を攝し、排外鎖國の政策を採つてゐたので、その當路のものは我が國が歐米諸國と締約せるを嫌ひ、徒らに書札の形式等に藉口して、再三の勸説に應じなかつた。政府は三年以降専ら外務省をしてその事に當らしめ、五年外務大丞花房義質を遣はして、その誤解を釋き、修好を勸めしめたが、朝鮮はこれに應ぜず、却つて我が國民を排斥するなどの行動に出た。かくて我が朝野には出師膺懲の論さへ起り、廟堂内是非の論と相俟つて、國論は沸騰し、政局の危機を招くに至つた。

六年八月、政府は參議西郷隆盛の議を容れ、西郷を大使として朝鮮に派遣し、正理公道を以て反覆説得し、若し我が言を肯ぜず、なほ非禮を敢へてする場合は、直ちにその罪を問ふことに内決し、岩倉大使一行が歐洲より歸朝するのを俟つてこれを實行することとした。然るに九月、岩倉等が前後相次いで歸朝するや、岩倉大久保等は海外に於ける見聞に基づき、方今の急務は國力の培養と内治の整備とにあり、事を外に構へるのを不可とし、西郷を始め板垣、副島、江藤、後藤等諸參議と意見を異にし、互に論争して相譲らなかつたので、政府内は主戰非戰兩論に分れて紛糾し、輿論も亦沸騰した。十月太政大臣三條實美が遽かに病み、右大臣岩倉具視に政務代行の大命が下り、

同二十三日岩倉は具さに政府内の兩論とその利害得失とを奏聞し、聖斷を仰いだ。翌二十四日、大使朝鮮派遣の議を止め、國政を整へ、民力を養ひ、努めて成功を永遠に期すべき旨の勅裁が下された。西郷は參議陸軍大將の官を辭して鹿兒島に歸り、板垣、副島、江藤、後藤も病と稱して政府を去つた。次いで陸軍少將桐野利秋、篠原國幹等鹿兒島出身の將校にして、征韓論を支持したものの數十人も、相率ゐて西郷の後を追うて郷里に歸つた。その後政府には新たに伊藤博文、勝安房、寺島宗則が參議に任ぜられ、岩倉大久保等が三條太政大臣のもとに専ら政局を擔當したが、人心の不安世態の動搖は容易に止まらなかつた。

この後我が國は内外多事にして、暫く朝鮮との隣好を議する暇がなかつたが、八年政府は黒田清隆、井上馨二人を朝鮮に派遣して修好の事を議せしめ、翌九年二月、我が提案に基づき、修好條規十二款を議定して、多年の懸案を解決した。

各地の擾亂　これより先、七年一月、土佐の土族陸軍少尉武市熊吉等九人は征韓論の行はれなかつたのを憤り、岩倉具視を赤坂喰違に要撃してこれを傷けた。而して連袂野に退いた副島、板垣、後藤、江藤等は、天下の公議を張り、有司專權の弊を矯めんと

稱して、同じく一月、連署して民選議院設立を建白した。政府は尙早なりとしてこれを容れなかつたので、江藤は郷里佐賀に歸り、士族から成る征韓黨の首領となり、前秋田縣權令島義勇の率ゐる封建復舊を志す憂國黨と結んで、二月兵を擧げ、縣廳を襲つてこれを占據した。朝廷は先づ内務卿大久保利通に兵刑の全權を授けてこれを鎮撫せしめ、次いで東伏見宮嘉彰親王後の小松宮を征討總督に、陸軍中將山縣有朋海軍少將伊東祐磨を參軍に任じ、陸海の兵を進めて三月全くこれを戡定し、次いで江藤島の二人は刑せられた。その後臺灣征討、元老院、大審院の設置、地方官會議の開設等が行はれて、世情は稍、緩和せられ、暫く小康を保つたが、未だ急進派や不平黨を悦服せしめるには至らなかつた。熊本の太田黒伴雄加屋霽堅等は國粹論を標榜して洋風を排斥し、神風連敬神黨を組織してゐたが、廢刀令の公布に激昂し、九年十月遂に亂を起し、縣令鎮臺司令長官を襲殺した。しかしこれは直ちに鎮臺兵のために討滅せられた。同時に筑前秋月の士族宮崎車之助等は神風連に響應して起つたが、これも亦小倉分營兵のために討伐せられた。また前參議兵部大輔前原一誠は政府内外の施政に不満を懷き、早く郷里萩に退居してゐたが、神風連の變を聞いて兵を擧げ、廣島鎮臺

兵の來討するに及んで潰滅した。以上各地の叛亂は時勢を慨して政府倒壞を意圖したのであるが、遂に翌年西南地方に亂を見るに至つた。

西南の役 一さきに西郷隆盛は官を辭して鹿兒島に歸るや、桐野利秋、篠原國幹、村田新八等と共に私學校を開き、青年子弟を集めて文武兩道を修め、傍ら耕耘に努めて實剛健の氣風を養成した。西郷の聲望を慕つて來り學ぶ遠近の少壯者は頗る多く、その徒は概ね時の政府に反感を懷いてゐた。しかも鹿兒島縣は他の府縣と異なり、舊藩出身者を以て縣治を行つて來たので、動もすれば中央政府の威令は徹底せざる憾があつた。既にして熊本、萩の擾亂が起つたために、私學校の徒はこれに刺戟せられて頗る動搖の色を示したが、西郷等の抑制によつて纔かに事なきを得た。然るにその後の情勢の推移するところ如何ともすること能はず、西郷等は遂に十年一月、血氣の輩に擁せられて起ち、政府に尋問の筋ありと稱して、二月一萬五千の兵を率ゐて北上し熊本城を包圍した。縣令大山綱良はこれに應じて官金を以て軍費を援け、また熊本縣等の士族にしてこれに加擔するものも多かつた。

當時熊本城には約三千五百の鎮臺兵が屯してゐたが、司令長官陸軍少將谷干城參

謀長陸軍中佐樺山資紀は固守して敢へて屈しなかつた。偶、明治天皇は西幸して京都におはしましたが、變報の達するや、暫く蹕を駐めさせられ、西郷以下の官位を削り、有栖川宮熾仁親王を征討總督に、陸軍中將山縣有朋海軍中將川村純義を參軍に任じてこれを討伐せしめられた。官軍は高瀬口より進撃し、山鹿・田原坂・植木等の險に據る賊軍を攻めて激戦し、互に勝敗があつたが遂にこれを攻略し、また陸軍中將黒田清隆の率ゐる別働隊が八代からその背後を衝いたので、賊勢は頓に衰へ、五旬の後四月、熊本城の重圍も解けた。九月二十四日、官軍は敗殘の賊兵を鹿兒島の城山に包圍してこれを陥れたので、西郷・桐野等は自刃し、八箇月に互る變亂は全く平定を告げた。世にこれを西南の役といふ。この役の結果、佐賀の亂以降各地に鬱積してゐた禍亂の因は一掃せられ、爾後武力を以て政府に反抗せんとするものは跡を絶ち、政府の基礎は漸く鞏固となつて内治は着々舉つた。なほ西郷は賊名を負うて殪れたのであるが、後二十二年帝國憲法發布に際し、聖恩を辱うしてその罪を赦され、位を復せしめられるに至つた。

第三節 國民皆兵の制度

一 徴兵制度の確立

兵制確立の機運 我が國は古來尙武の國であつて、まつろはざるものをことひけやはし、大和を齋す神武を具現してゐる。されば上世に於いては天皇には世々軍務を御統裁あらせられ、武を以て仕へた大伴・物部・兩氏を始め、その他の各氏も一朝事ある時は兵を率ゐて軍に従ひ、また令制に於いては國民は軍團の兵に徴せられて皇運を扶翼し奉つた。皇軍の精強と國威の宣揚とは常に表裏一體のものである。然るにその後地方に子々孫々相承けて武事に携はる武士の發生を見、中世に入つて武家政治が開かれるや、兵馬の權は武門の手に歸して江戸末期に及んだ。もとより我が國建軍の精神に合致せざることであつたが、しかもその間尙武の傳統は武士の修練の裡に凝結して、特異なる武士道精神の發達を來たし、延いては國民道德として醇化せられるに至つた。

然るに大政奉還によつて兵馬の權は上世の如く朝廷に歸し奉ることとなつた。明治天皇には夙に大御心を軍事に注がせ給ひ、元年三月には大阪に行幸の上、薩摩長門等諸藩の艦船の操練を觀覽あらせられ、次いで三年には東京駒場野及び越中島に於いて諸藩の兵の訓練をみそなはした。しかし當時なほ兵は殆ど藩兵であつたので、政府要路の中には兵制確立の急務を説くものが尠くなかつた。就中兵部大輔大村益次郎は夙に武士の常職を解いて全國民齊しく國防の重責に任ずべしとの見解のもとに銳意獻替するところがあつたが、二年九月中道にして兇刃に墮れた。山縣有朋、西郷從道はその遺圖を承け、更に歐洲の兵制を視察し、専ら皇軍編成の衝に當つた。かくて四年二月、薩長土三藩より總數約一萬の兵を徵して御親兵となし、禁裏守衛の任に當らしめ、次いで小倉石巻に西海道東山道の二鎮臺を設け、夫々附近諸藩の兵を以て鎮臺兵となした。やがて廢藩置縣によつて藩兵は全く消滅し、各府縣よりの募兵を以て東京大阪熊本仙臺の四鎮臺に擴張せられた。海軍は維新當初幕府より沒收せる艦船と諸藩より獻納せるものとに過ぎなかつたが、廢藩置縣後、諸藩の艦船は總べて獻納せられ、漸く發達の緒に就くに至つた。こゝに兵權は全く統一せら

れ、國體の本義に隨ひ、天皇の統率し給ふところとなつた。その間軍政の機構も着々整備せられ、政府はさきに維新後直ちに海陸軍事務科を設置し、やがて兵部省と改稱したが、五年二月これを廢して陸軍海軍の二省を置き、次いで御親兵の稱呼を近衛兵と改め、士官學校幼年學校等の教育機關をも創めた。かくて帝國陸海軍の基礎は漸く鞏固となつたが、更に皇軍の歴史に鑑み、國運の進展に伴ひ、兵制の確立が要望せられるに至つた。

徵兵令の制定 さきに大村益次郎が國民皆兵の經綸を懷きながら中道に墮れてより、兵部省に於いては山縣有朋を中心に銳意徵兵制度の制定に關する研究調査を重ねてゐたが、數百年の久しきに亘つた武士の特權を一朝にして廢することについては、政府部内にも或は反對論を唱へ、或は時期尙早論を説くものが尠くなかつた。天皇におかせられては、我が國の歴史に徵し内外の情勢に鑑みさせ給ひ、遂に聖斷を下して、五年十一月二十八日、徵兵令制定に關する詔書を渙發あらせられ、
今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立ント欲ス

と宣示し給うた。政府も亦告諭を發して、世は郡縣の古制に復し、兵農合一の基が固められ、四民均しく皇國の臣民として報國の道に差別なく、よつて全國民の男子二十歳に達するものを悉く兵籍に編入し、以て海陸二軍に備ふべしとの旨を布告した。越えて翌六年一月十日、徵兵令が公布せられ、國民皆兵の制度は全く確立せられるに至つた。

これより陸海軍の發達は目覺ましく、陸軍にあつては、從來の四鎮臺を東京仙臺名古屋大阪廣島熊本の六鎮臺に擴張し、更に西南の役に際しては鎮臺兵の勇戦奮闘によつて徵兵令の眞價が大いに發揮せられた。天皇には畏くも常に大御心を皇軍の上に注がせ給ひ、六年四月、千葉縣下の荒野に夜營を張らせられて親しく近衛兵の演習を統監し給ふこと數日、その地を習志野原と御命名あらせられた。海軍は海軍省創設の頃には艦船の總數十七隻、一萬三千餘噸に過ぎなかつたが、その後政府は着々その擴張を圖つた。かくて國力の充實と國運の進展とに伴ひ、維新後短日月の間に陸海軍の軍容はその面目を一新するに至つた。

二 軍人勅諭の下賜

勅諭の下賜 政府は國民皆兵制度の徹底を圖ると共に、また軍人の教育に重きを置き、軍人精神の涵養に努め、十一年には軍人訓誡を頒つて軍人たるものは忠實勇敢服従の三事を實踐躬行すべしと諭した。久しき傳統を有する武士道精神は新時代に則して軍人精神として發展したのである。

明治天皇におかせられては深く軍人精神の涵養を宸慮あらせられ、明治十五年(二五四)一月四日、優渥なる勅諭を陸海軍人に賜うた。勅諭を拜するに、先づ具さに皇軍の歴史と建軍の精神とを敍べ給ひ、更に御信任の渥き宸慮を垂れさせられて、朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を俱にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力

を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし

と宣はせられ、軍人は忠節を盡くすを本分とし、禮儀を正しくし、武勇を尙び、信義を重んじ、質素を旨とすべく、この五事を貫ぬくに一の誠心を以てせよと仰せられて、軍人の本分を訓諭し給うた。軍人が大元帥陛下の股肱として、皇運を扶翼し奉るの途は、勅諭を拜して昭らかにせられたのであるが、國民皆兵、文武一致の我が國に於いて、この聖旨はまた國民道德の大本を示し給うたものと拜せられる。これより軍人精神は年と共に發揚せられ、國家の重大時機に際しては盡忠報國の赤誠となつて進つた。

國防の充實 時恰も歐米諸國の東亞侵略の勢は愈著しくなり、また隣邦清國の朝鮮に對する野望によつて日支の關係は次第に緊迫を告げて來た。されば我が國は東洋の平和を保ち興亞の大業を進めるため、内外多事なる秋に際し、よく萬難を排して富國強兵の方策に邁進した。即ち二十一年には鎮臺を師團と改め、裝備、兵員共に次第に擴充し、海軍の擴張にも大いに努力した。殊に二十六年二月、天皇は政府及び議會に詔を下し給ひ、和衷協同して製艦費の審議を盡くすべきことを諭させられ、

國家軍防ノ事ニ至テハ苟モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歲三十萬圓ヲ下付シ又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ情狀アル者ヲ除ク外同年月間其ノ俸給十分一ヲ納レ以テ製艦費ノ補足ニ充テシムと宣はせられた。叙慮を拜して官民何れも恐懼感激し、銳意艦艇の増強に當つた。かくて明治二十七八年戰役に皇軍はその眞價を中外に發揮したが、戰後三國干涉の苦杯に官民は一層奮起して軍備の擴張に専念し、師團を増設し強力なる艦隊を備へた。明治三十七八年戰役後、陸軍は更に師團を増設し、裝備の改良を圖り、海軍は重工業の發達、造船造兵技術の進歩に伴なつて獨自の創意を加へた大艦を建造し、建艦の歴史はなほ淺いにも拘らず、爾後常に世界の技術を抜くに至つた。その間屢次の改革を経て軍制は次第に整頓せられ、參謀本部、教育總監部、海軍軍令部等の設置を見た。一方軍港の施設も漸く備はり、初め横濱に東海鎮守府を置いたが、十七年にはこれを横須賀に移し、次いで吳、佐世保、舞鶴等各鎮守府を開設した。かくの如く陸海軍共に著しき發達を來たして國防を安固にし、更に興亞の偉業を達成すべき力を養つたのである。

第四節 帝國憲法の制定

一 國會開設の詔

民選議院設立の建白 公議公論尊重の宏謨は五箇條の御誓文に明らかなるところであつて、政府は更始一新の政を行ふに當り、廣く公論を徵して民意の暢達を圖つた。併しながら百事草創の際として、既に述べた如く議事所議政官の上下兩局、集議院等の議事機關の運用は意の如くならず、公議公論尊重の實績は擧らず、藩閥政治反對の聲が漸次に喧しくなり、西洋思想の輸入と相俟つて自由民權論の唱道、民選議院の設立運動を誘起するに至つた。かゝる政治思想は夙に幕末の頃から我が國に輸入せられて、既に國民一部に影響を及ぼしてゐたが、明治時代に入り、嘗て外國に留學してその實際を見聞した人々、或は西歐の學問に通じた人々は盛んに西洋諸國の國情と政治思想との紹介に努めた。中にも加藤弘之、箕作麟祥、津田真道、西周、福澤諭吉、中村正直、神田孝平等はその錚々たるものであつた。これらの人々によつて譯述公刊

せられた政治論に關する書は、當時文明開化を謳歌し、歐米の文物に憧憬してゐた國民に廣く讀まれ、その自由、平等、民權の思想が、實際運動を起さしめるに至つた影響は大なるものがあつた。

さきに朝鮮問題で野に下つた板垣退助、副島種臣、後藤象二郎、江藤新平の四人は、七年一月、由利公正等と共に愛國公黨を結成し、連署して民選議院設立の急務を左院に建白した。その趣旨は、有司が政治を専らにするを非とし、民選議院を設立して天下の公議を張り、民智を啓き、官民合體して國礎を固くすべしといふにあつた。この建白が一たび世に傳はるや、世論は滔々としてこれに和したが、加藤弘之、福地源一郎、末松謙澄等は時機尙早としてこれを反駁したので、賛否の論議は囂々として起り、國民の公然と政治を論議する風が急に昂まつた。板垣退助は民選議院設立の議が廟堂に容れられないのに失望して土佐に歸り、片岡健吉、林有造等と共に立志社を創立して盛んに自由民權論を鼓吹し、四方の同志と相呼應して目的の貫徹に努めた。

立憲政體樹立の詔 これより先、政府内部に於いても西歐諸國の實情に鑑み、國憲制定の意見が行はれた。木戸孝允は歐米の巡歴より歸り、六年七月、政府に建議して、

宜しく五箇條の御誓文に基づき、完全なる政規典則即ち憲法を制定することの急務なるを論じた。大久保利通も亦徒らに外國の制に倣はず、國體に鑑み國情に則とり、以て我が國獨特の憲法を制定せんことを建議した。かくて政府は同年十一月、伊藤博文、寺島宗則に政體取調掛を命じて、歐米の制度を參酌して政體に關する取調に着手せしめた。但し政府は民選議院の即時開設は、國民の政治的訓練が未だ十分でない當時に於いては不可能と考へ、慎重周密なる考慮と用意とを拂つて漸進主義を採ることとした。よつて先づ七年五月、議院憲法を公布し、議院に擬して地方官會議を開かんとしたが、偶、征臺の役が起つて開會の運びに至らなかつた。時に木戸は征臺の事を不可として參議を辭したので、政局は前年の政變を承けて、一層多事多難に陥つた。この危機を收拾して民間の國會開設論者と協力の途を求めんとして、大久保利通、伊藤博文、木戸孝允、井上馨及び板垣退助等は八年大阪に參集し、互に胸襟を披いて、君國のために既往に拘泥せず、同心協力、以て大政を輔翼することを約した。これ所謂大阪會議である。こゝに於いて木戸、板垣の二人は再び廟堂に立つこととなり、廟議はやがて立法、司法行政を並行して偏重なからしめ、假に上下兩院を設け、華族、元

勳及び碩學を選び、上院議員となしてこれを立法院に擬し、地方官會議を下院とし、以て民選議院の端緒を開くべしといふに決した。この案は御嘉納を賜はり、八年四月十四日、明治天皇は正院に親臨、詔して五箇條の御誓文の意を擴充し、こゝに元老院を設けて立法の源を廣め、大審院を置いて審判の權を鞏くし、また地方官會議を開いて民情を通じ、公益を圖り、以て漸次に國家立憲の政體を立つべしとの聖慮を宣し給うた。即ちこれによつて憲法制定、國會開設の大方針は宣示せられたのである。

元老院の設置と地方官會議　この詔に基づき政府は左院、右院を廢して元老院、大審院の設置を布告し、元老院議員を任命した。次いで八年七月、車駕親臨して元老院の開院式を舉行せられ、新舊諸法の改廢立法に關する建白を受理せしめられた。翌九年九月、天皇は同院議長熾仁親王を召させられ、我が國體に基づき、廣く海外各國の成法を斟酌し、國憲を定めんとするを以て、その草案を元老院に於いて起草すべきことを命じ給うた。元老院は直ちに憲法取調局を院内に設けて編纂に着手した。一方地方官會議は八年六月より七月に互つて開かれ、天皇には開會閉會兩式に行幸あらせられて優渥なる勅語を賜ひ、參議木戸孝允が議長となり、地方の警察土木事業

等に關する諸件を審議した。地方官會議は十一年四月、參議兼工部卿伊藤博文を議長として再開し、地方制度、府縣會規則等を議了し、更に十三年二月開會、區町村會の設置等を議して、地方自治の基礎を定めるに力を致し、元老院と相並んで立法機關の機能を發揮し、漸次立憲政治樹立への歩を進めた。

國會開設の詔 かのる政府の方針に對し、民間にはなほこれに満足せず、國會の速開を翹望し、或は政社を結び、或は政談演說會を開き、或は新聞雜誌によつてその主張を述べるものがあつたが、所説往々詭激に互り、政論は大いに沸騰した。

さきに憲法草案起草の聖旨を拜した元老院は、草案に再三の修正を加へ、漸く十三年十二月これを閣下に捧呈した。然るにこの草案は外國憲法の模倣に過ぎ、將來國體に反する勢を馴致する虞があるとの非難が起り、廟堂に容れられなかつた。

これより先、太政大臣三條實美、右大臣岩倉具視は政局の趨勢を憂へ、勅命を賜うて諸參議に憲法制定國會開設に對する意見を上陳せしめんことを奏請した。よつて參議山縣有朋、黒田清隆、山田顯義、井上馨、伊藤博文、大木喬任は各、意見書を捧呈したが、その議するところは、國會の即開を以て時機尙早とし、宜しく聖慮を畏みて國憲を編

纂し、漸を以て國會を開くべしといふに略一致してゐた。その頃岩倉も自ら憲法に關する意見書一篇を草して、憲法の條目については議論百出すべきにより、先づ確乎不動の聖猷を以てその大綱領數條を定めさせられ、これを大臣に下し、以て憲法起草の標準とし、また宜しく欽定憲法の體を探り、國史の傳統に基づいて編纂せらるべく、その實施は須らく漸進主義に則とらせらるべき旨を具さに内奏した。然るに參議大隈重信は文書にてはその意を盡くし難く、且つ外間漏洩の虞ありとして、獨り意見を上陳しなかつた。十四年三月、大隈は漸く左大臣熾仁親王を経て、いまや國會開立の時機まさに熟したるにより、年内に憲法を制定し、翌十五年末を以て議員の選舉を行ひ、十六年の首を期して國會を開かるべきこと、また英國の議會政治を範とし、議會に於いて多數黨員を有する政黨をして政柄を執らしむべきことを奏議した。この大隈の急進論は他の參議の意見と相違し、廟堂内に論議を醸すに至つた。

明治天皇におかせられては渥き大御心を蒼生の上に注がせ給ひ、この年七月、親しく地方政治の實際を觀覽あらせられるため、東北御巡幸の途に上り給ひ、十月十一日、天機麗しく還幸あらせられた。當時自由民權論者を中心とする國會開設の論議は

紛紜を極めてゐたので、天皇には痛くこれを軫念あらせられ、長くも還幸の翌十二日、國會開設の詔を渙發あらせられ、明治二十三年を期して國會を開き、立憲政體樹立の御初志を遂げさせ給はんとし、いまより在廷の臣僚に命じ、假すに時日を以てして經畫の責に當らしめ、その組織、權限に至つては親しく宸裁あらせらるべき旨を宣し給うた。

政黨の結成 國會開設の詔を拜するや、政情は漸く鎮靜に歸し、民間にては相次いで政黨を組織し、國會開設に對する準備を講ずるに至つた。即ち十月、板垣退助を總理とする自由黨が結成せられて我が國に於ける政黨の嚆矢となり、越えて十五年にはさきに野に下つた大隈重信を中心として立憲改進黨の組織を見た。自由黨はフランス思想の影響を受けることが強く、議會の組織に關しては一院制を主張し、黨員中には時に過激なる行動に趨るものがあつた。これに反して、改進黨は英國憲法に範を採り、議會については二院制を主張し、黨員は比較的穩健なる態度をとつた。これら自由民權論を基調とする政黨に對して、福地源一郎等は、國體に則とり、漸に循つて歩を進め、常に秩序と進歩の併行を求め、以て國安を保護し、改進黨を計畫するを綱領

として立憲帝政黨を結成した。この黨は議會については尙早論であつたが、社會的地位がなかつたので、著しき勢力とはならなかつた。中央に於けると同様に、地方に於いても各、小政黨が結成せられるに至つた。而して各政黨は自黨の主義、綱領を宣傳するため、機關紙を發行し、互に政論を闘はせてその勢力を争つた。また一部の識者政論家の間には、各自の理想とする憲法を描いて私に發表するものがあつた。これが所謂私擬憲法と稱せられるものである。

かくて諸政黨の論戰、黨員の地方遊説と相並んで、府縣會等に於ける政論は一時に高潮を示し、その間論旨過激に互り、政黨の行動には治安を紊る虞あるものが尠くなかつたので、政府は政黨に對する取締りを嚴重にした。この前後、一部の自由黨員は政府の施設に不平を懷いて過激の行動に出で、或は對韓強硬外交を標榜して反政府行動に出でんとするものがあつたが、多くは未然に防遏せられた。また民間有志の政客は政府に對して條約改正、地租輕減、言論自由等の建白をなし、盛んに民心を煽動して世論を囂々たらしめた。この間立憲帝政黨、自由黨は内部の事情によつて解黨し、改進黨も衰へ、更に民間には各派各黨間の大團結等が計畫せられ、また條約改正